

### 第3 調査結果に基づく統計的分析

①事件により被害者等が被った精神的・生活面への影響、及び②被害者等の被害感情にどのような要因が関連しているかについて、統計的に分析する。分析手法としては、 $\chi^2$ (カイ二乗)検定<sup>(2)</sup>により、各要因との関連を示したが、さらに、被害感情に関連する要因については、ロジスティック回帰分析<sup>(3)</sup>により要因解析を行った。

#### 1 事件により被った精神的・生活面への影響に関連する要因

被害者等の「精神的影響の有無」、「精神的影響の内容」及び「生活面への影響の有無及び内容」に関連する要因について分析する。

##### (1) 精神的影響

本調査では、精神的影響に関し、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種の被害者等に対しては、事件による精神的影響の有無を尋ねた上で、影響があったと回答した者に更にその内容を尋ね、一方、殺人及び業過致死の遺族、強姦及び強制わいせつの被害者に対しては、全員に精神的影響の内容を尋ねている（前記第2の3参照）。

そこで、まず、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種について、どのような要因が精神的影響の有無・大小に関連しているかを分析し、次に、全罪種について、精神的影響の内容と関連のある要因を探ることとする。

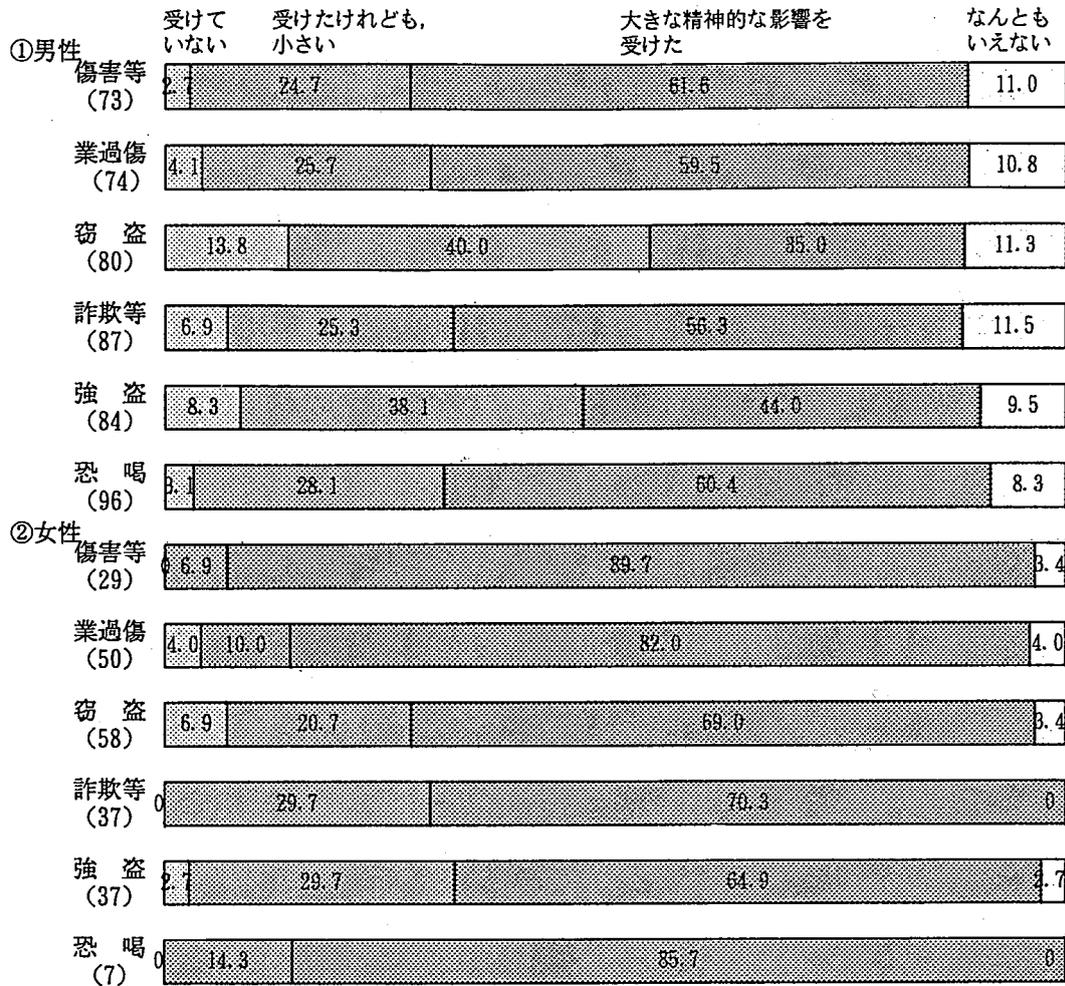
##### ア 精神的影響の有無・大小

###### (ア) 回答者の性別

図3-1は、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種について、精神的影響の有無・大小を、回答者の性別に示したものである。

「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率は、男性では、傷害等、業過傷、詐欺等及び恐喝で約6割を占めるが、強盗では4割台、窃盗では3割台にとどまっている。一方、女性では、傷害等で9割近くに上っているのを始め、各罪種で6割を超えている。

図3-1 性別と精神的影響の有無・大小



注 1 ( )内は、実数である。

2 回答者の性別が不詳のもの、及び無回答を除く。

表3-1は、「性別」と「精神的影響の有無」(「受けていない」及び「受けたけれども、小さい」と、「大きな精神的な影響を受けた」に二分し、「なんともいえない」を除外した。以下同じ。)との関連を示したものである。

傷害等( $\chi^2(1)=6.04$ ,  $p<0.05$ )、業過傷( $\chi^2(1)=5.15$ ,  $p<0.05$ )及び窃盗( $\chi^2(1)=12.88$ ,  $p<0.01$ )の3罪種については、「性別」と「精神的影響の有無」との間に統計的に有意な関連が認められ、いずれも、「受けていない」又は「受けたけれども、小さい」とするものの比率は男性の方が高く、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率は、女性の方が高くなっている。他の罪種については、同様の傾向はうかがえるものの、統計的に有意な関連は認められない。なお、恐喝については、女性の回答者は7人と極めて少ない。

ただ、この結果から、傷害等、業過傷及び窃盗について、女性の方が男性と比べて精神的影響を受けやすいと即断することはできない。窃盗の場合の被害額、傷害等の場合の治療に要する期間等、他の要因に影響された見かけ上の差にすぎない可能性も考えられるからである。そこで、性別による差異については、他の要因についての分析の際に、改めて取り上げることとする。

表 3 - 1 性別と精神的影響の有無

罪 種	性 別	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
傷 害 等	男	20 (30.8)	45 (69.2)	65 (100.0)	0.014	*
	女	2 (7.1)	26 (92.9)	28 (100.0)		
	合計	22 (23.7)	71 (76.3)	93 (100.0)		
業 過 傷	男	22 (33.3)	44 (66.7)	66 (100.0)	0.023	*
	女	7 (14.6)	41 (85.4)	48 (100.0)		
	合計	29 (25.4)	85 (74.6)	114 (100.0)		
窃 盗	男	43 (60.6)	28 (39.4)	71 (100.0)	0.000	**
	女	16 (28.6)	40 (71.4)	56 (100.0)		
	合計	59 (46.5)	68 (53.5)	127 (100.0)		
詐 欺 等	男	28 (36.4)	49 (63.6)	77 (100.0)	0.485	
	女	11 (29.7)	26 (70.3)	37 (100.0)		
	合計	39 (34.2)	75 (65.8)	114 (100.0)		
強 盗	男	39 (51.3)	37 (48.7)	76 (100.0)	0.074	
	女	12 (33.3)	24 (66.7)	36 (100.0)		
	合計	51 (45.5)	61 (54.5)	112 (100.0)		
恐 喝	男	30 (34.1)	58 (65.9)	88 (100.0)	f 0.421	
	女	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)		
	合計	31 (32.6)	64 (67.4)	95 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5% 以下で、「\*\*」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

## (イ) 傷害の有無・程度

本調査では、傷害等及び業過傷の被害者は、受傷期間が1か月以上の者を調査対象としている。また、強盗及び恐喝の被害者に対しては、事件による傷害の有無と、傷害を負った場合にはその程度（受傷期間）を尋ねている（前記第2の2(4)参照）。

## a 傷害・業過傷

図3-2は、傷害等及び業過傷について、精神的影響の有無・大小を、傷害の程度（受傷期間）ごとに示したものである。

傷害等、業過傷共に、受傷期間が長くなるほど精神的影響を「受けただけでも、小さい」とするものの比率が低下し、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が上昇する傾向が見られる。また、業過傷については、受傷期間が1か月から3か月未満の者で「大きな精神的な影響を受けた」とするものは1割に満たないのに対し、傷害等では6割近くに上っているなど、受傷期間が同程度であっても罪種により精神的影響の度合いがかなり異なることがうかがえる。

表3-2は、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。

傷害等 ( $\chi^2(2)=8.14, p<0.05$ ) 及び業過傷 ( $\chi^2(2)=32.43, p<0.01$ ) 共に、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との間に統計的に有意な関連が認められる。残差分析<sup>(4)</sup>を行った結果を見ると、傷害等の場合、全体では8割弱の者が「大きな精神的な影響を受けた」としているが、その比率は、受傷期間が3か月未満の者で低く、1年以上の者で高くなることが認められる。一方、業過傷では、全体では約7割の者が「大きな精神的な影響を受けた」としているが、その比率は、受傷期間が1年未満で低く、1年以上の者で高くなることが認められる。

さらに、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を見たものが表3-3である。

男性については、傷害等、業過傷共に、受傷期間が長くなるにつれて「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなる傾向が見られ、統計的に有意な関連が認められる（傷害等： $\chi^2(2)=8.814, p<0.05$ 、業過傷： $\chi^2(2)=29.797, p<0.01$ ）。一方、女性については、統計的に有意な関連は認められない。

## b 強盗・恐喝

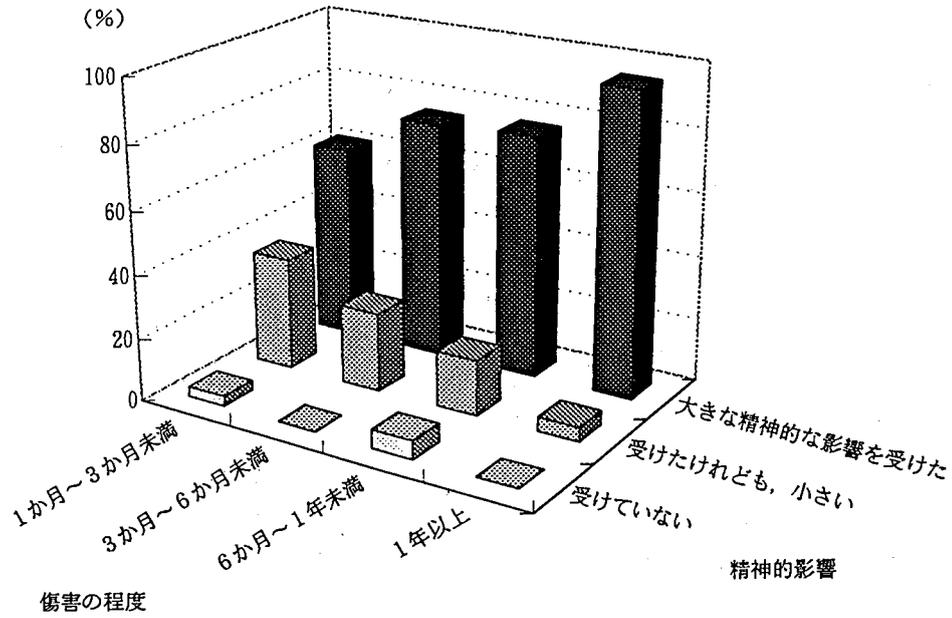
表3-4は、強盗及び恐喝について、「傷害の有無」と「精神的影響の有無」との関連を示したもので、表3-5は、そのうち傷害を負った者について、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。

「傷害の有無」との関連については、強盗、恐喝共に、統計的に有意な関連は認められない。一方、「傷害の程度（受傷期間）」との関連を見ると、強盗については、受傷期間が長い（2週間以上）方が、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなっており、統計的に有意な関連が認められる ( $\chi^2(1)=5.419, p<0.05$ )。恐喝については、受傷期間が2週間未満の者が大半を占めることから、一定の傾向を認めるのは困難である。

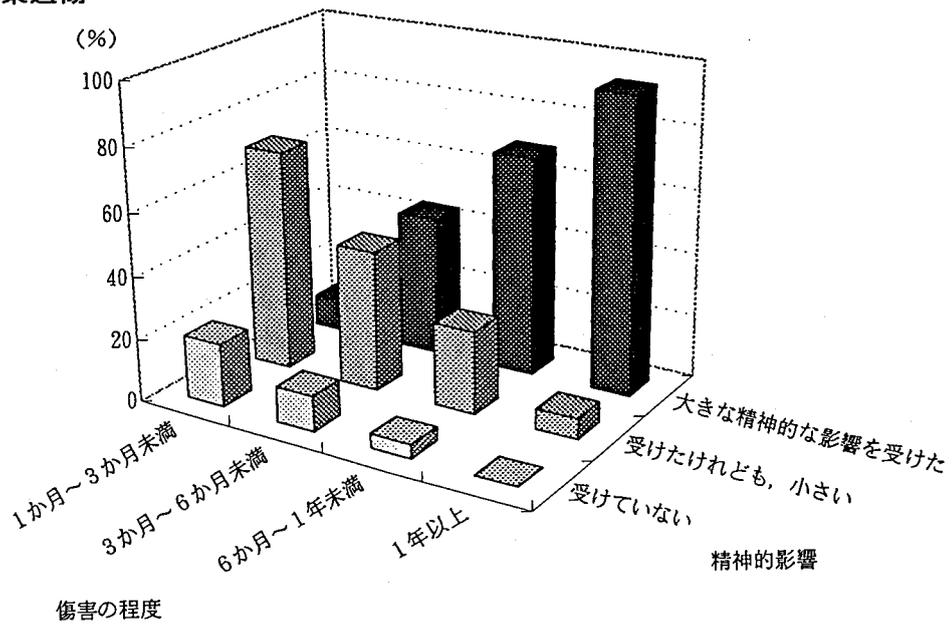
また、「傷害の有無」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を示したものが、表3-6である。傷害がない場合に、男性で、精神的影響を「受けていない又は小さい」とするものの比率がやや高い傾向がうかがえるが、統計的に有意な関連は認められない。

図3-2 傷害の程度と精神的影響の有無・大小

①傷害等



②業過傷



注 無回答, 「傷害の程度」が不明の者及び精神的影響に「なんともいえない」と回答している者を除く。

表3-2 傷害の程度と精神的影響の有無(1)

## ① 傷害等

傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
3 か月未 満	12 (38.7) [2.3]	19 (61.3) [-2.3]	31 (100.0)	0.017	*
1 年未 満	8 (24.2) [-0.0]	25 (75.8) [0.0]	33 (100.0)		
1 年以 上	1 (4.5) [-2.5]	21 (95.5) [2.5]	22 (100.0)		
合 計	21 (24.4)	65 (75.6)	86 (100.0)		

## ② 業過傷

傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
3 か月未 満	9 (90.0) [4.4]	1 (10.0) [-4.4]	10 (100.0)	0.000	**
1 年未 満	17 (41.5) [2.2]	24 (58.5) [-2.2]	41 (100.0)		
1 年以 上	3 (6.4) [-4.8]	44 (93.6) [4.8]	47 (100.0)		
合 計	29 (29.6)	69 (70.4)	98 (100.0)		

注 1 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の, 「\*」は有意水準5%以下で, 「\*\*」は有意水準1%以下で, それぞれ有意差が見られることを示す。

4 部分は, 有意水準5%以下で, 調整済残差に有意差が見られることを示す。

表 3 - 3 傷害の程度と精神的影響の有無（男女別）

罪種	性別	傷害の程度	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
			受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
傷害等	男	3 か月未満	10 (47.6)	11 (52.4)	21 (100.0)	0.012	*
		1 年未満	7 (31.8)	15 (68.2)	22 (100.0)		
		1 年以上	1 (5.3)	18 (94.7)	19 (100.0)		
		合計	18 (29.0)	44 (71.0)	62 (100.0)		
	女	3 か月未満	1 (11.1)	8 (88.9)	9 (100.0)	m 1.000	
		1 年未満	1 (9.1)	10 (90.9)	11 (100.0)		
		1 年以上	—	3 (100.0)	3 (100.0)		
		合計	2 (8.7)	21 (91.3)	23 (100.0)		
業過傷	男	3 か月未満	8 (100.0)	—	8 (100.0)	0.000	**
		1 年未満	12 (57.1)	9 (42.9)	21 (100.0)		
		1 年以上	2 (6.5)	29 (93.5)	31 (100.0)		
		合計	22 (36.7)	38 (63.3)	60 (100.0)		
	女	3 か月未満	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	m 0.159	
		1 年未満	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)		
		1 年以上	1 (6.3)	15 (93.8)	16 (100.0)		
		合計	7 (18.4)	31 (81.6)	38 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5% 以下で、「\*\*」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-4 傷害の有無と精神的影響の有無

罪種	傷害の有無	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P値	判定
強盗	あり	25 (43.1)	33 (56.9)	58 (100.0)	0.592	
	なし	26 (48.1)	28 (51.9)	54 (100.0)		
	合計	51 (45.5)	61 (54.5)	112 (100.0)		
恐喝	あり	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)	0.825	
	なし	21 (33.3)	42 (66.7)	63 (100.0)		
	合計	31 (34.1)	60 (65.9)	91 (100.0)		

注 1 ( )内は、構成比である。  
2 無回答を除く。

表3-5 傷害の程度と精神的影響の有無(2)

## ① 強盗

傷害の程度	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P値	判定
2週間未満	15 (62.5)	9 (37.5)	24 (100.0)	0.020	*
2週間以上	10 (31.3)	22 (68.8)	32 (100.0)		
合計	25 (44.6)	31 (55.4)	56 (100.0)		

## ② 恐喝

傷害の程度	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P値	判定
2週間未満	10 (43.5)	13 (56.5)	23 (100.0)	f 0.128	
2週間以上	—	5 (100.0)	5 (100.0)		
合計	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)		

注 1 ( )内は、構成比である。  
2 無回答を除く。  
3 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。  
4 「判定」欄の「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

表 3 - 6 傷害の有無と精神的影響の有無（男女別）

罪 種	傷害の有無	性 別	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
			受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
強 盗	あ り	男	18 (47.4)	20 (52.6)	38 (100.0)	0.366	
		女	7 (35.0)	13 (65.0)	20 (100.0)		
		合 計	25 (43.1)	33 (56.9)	58 (100.0)		
	な し	男	21 (55.3)	17 (44.7)	38 (100.0)	0.107	
		女	5 (31.3)	11 (68.8)	16 (100.0)		
		合 計	26 (48.1)	28 (51.9)	54 (100.0)		
恐 喝	あ り	男	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)	—	
		合 計	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)		
	な し	男	20 (35.7)	36 (64.3)	56 (100.0)	f 0.408	
		女	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)		
		合 計	21 (33.3)	42 (66.7)	63 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

#### (7) 後遺症等の内容

表 3 - 7 は、傷害等、業過傷、強盗及び恐喝について、精神的影響の有無・大小を、後遺症等（事件による後遺症や身体の機能の損傷をいう。以下同じ。）の内容ごとに示したものである。

「身体の一部が失われた」及び「身体の機能の一部が損なわれた」といった重い後遺症等について見ると、業過傷では「大きな精神的な影響を受けた」とするものがいずれも 9 割近くに上っており、傷害等についても、前者については 7 割を、後者については 8 割を超える比率となっている。また、「傷あとが残った」、「痛みが残った」についても、強盗を除いて、各罪種ともおおむね 7 割から 8 割の者が「大きな精神的な影響を受けた」としており、こうした後遺症等が、被害者に大きな精神的影響を及ぼしていることがうかがえる。

表3-7 後遺症等の内容と精神的影響の有無・大小

## ① 傷害等

後遺症等の内容	総数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
身体の一部が失われた	7 (100.0)	—	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)
身体の機能の一部が損なわれた	37 (100.0)	—	5 (13.5)	30 (81.1)	2 (5.4)
傷あとが残った	58 (100.0)	1 (1.7)	9 (15.5)	45 (77.6)	3 (5.2)
痛みが残った	51 (100.0)	1 (2.0)	9 (17.6)	40 (78.4)	1 (2.0)
その他	16 (100.0)	—	4 (25.0)	10 (62.5)	2 (12.5)

## ② 業過傷

後遺症等の内容	総数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
身体の一部が失われた	8 (100.0)	—	—	7 (87.5)	1 (12.5)
身体の機能の一部が損なわれた	44 (100.0)	—	2 (4.5)	39 (88.6)	3 (6.8)
傷あとが残った	65 (100.0)	2 (3.1)	6 (9.2)	51 (78.5)	6 (9.2)
痛みが残った	73 (100.0)	3 (4.1)	15 (20.5)	51 (69.9)	4 (5.5)
その他	29 (100.0)	—	6 (20.7)	20 (69.0)	3 (10.3)

## ③ 強盗

後遺症等の内容	総数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
身体の一部が失われた	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)
身体の機能の一部が損なわれた	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	— (0.0)
傷あとが残った	28 (100.0)	2 (7.1)	9 (32.1)	13 (46.4)	4 (14.3)
痛みが残った	18 (100.0)	—	4 (22.2)	12 (66.7)	2 (11.1)
その他	12 (100.0)	—	1 (8.3)	9 (75.0)	2 (16.7)

## ④ 恐喝

後遺症等の内容	総数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
傷あとが残った	8 (100.0)	—	1 (12.5)	7 (87.5)	—
痛みが残った	8 (100.0)	—	1 (12.5)	7 (87.5)	—
その他	4 (100.0)	—	1 (25.0)	3 (75.0)	—

注 1 ( )内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「後遺症等の内容」については、重複選択による。

## (エ) 被害額

図3-3は、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝について、精神的影響の有無・大小を、被害額（財産的被害総額をいう。以下同じ。）ごとに示したものである。

窃盗、詐欺等及び恐喝で、被害額が多くなるほど、「受けていない」又は「受けたけれども、小さい」とするものの比率が低下し、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が上昇する傾向が認められる。強盗については、明確な傾向は認められない。

表3-8は、窃盗、詐欺等及び恐喝について、「被害額」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである（被害額については「5万円以下」、「100万円以下」及び「100万円を超える」の3段階に分けている。）。

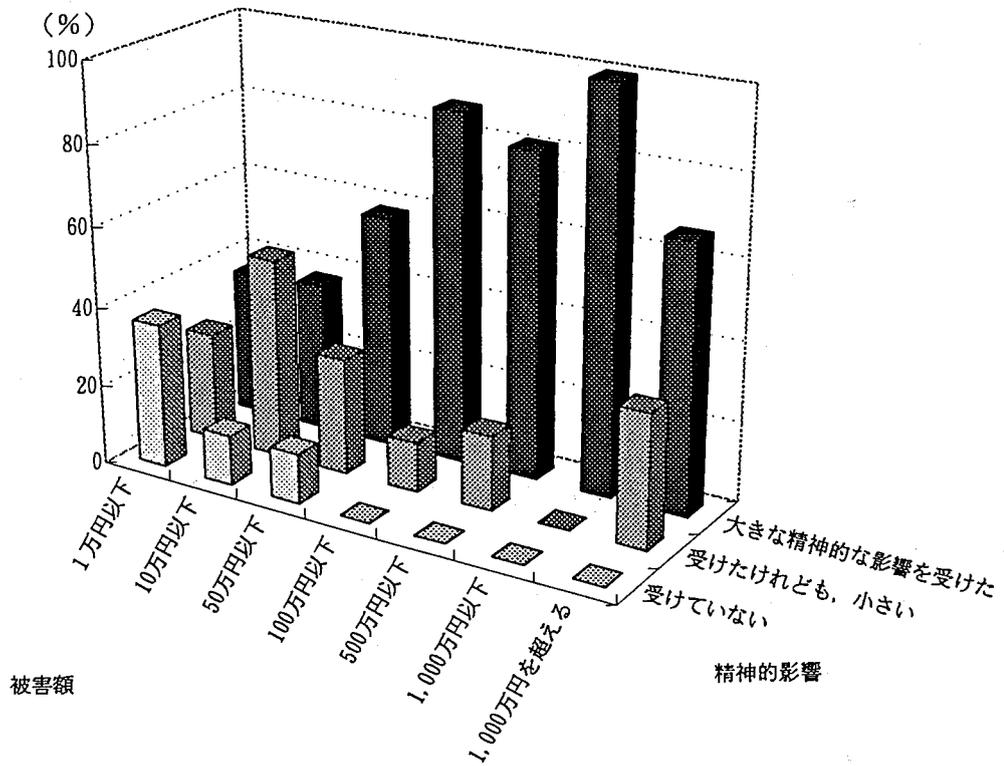
窃盗 ( $\chi^2(2)=17.79, p<0.01$ )、詐欺等 ( $\chi^2(2)=15.82, p<0.01$ ) 及び恐喝 ( $\chi^2(2)=6.04, p<0.05$ ) の3罪種共に、統計的に有意な関連が認められる。残差分析を行った結果、窃盗及び詐欺等では、被害額が5万円以下で、精神的影響を「受けていない又は小さい」とするものの比率が高く、100万円を超える者で「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなっており、被害額が多くなるにつれて、次第に「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなる傾向が認められる。恐喝では、被害額5万円以下の者についてのみ、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が低くなっている。

さらに、窃盗及び詐欺等につき、「被害額」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を示したものが、表3-9である。

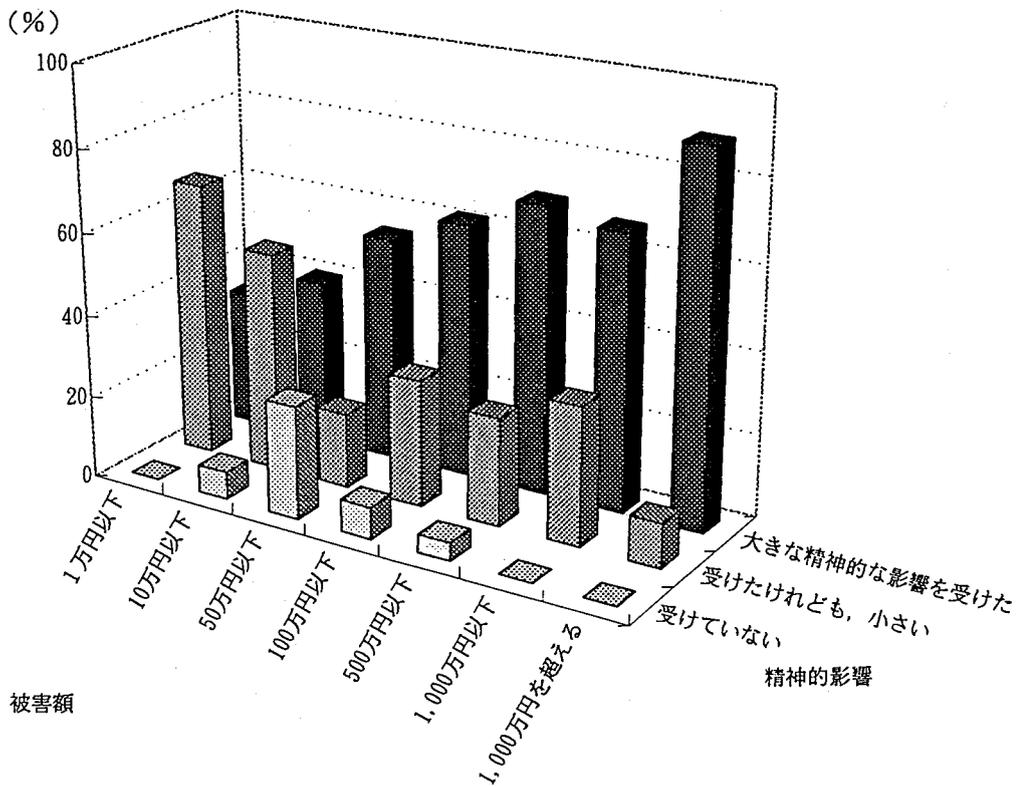
窃盗については、被害額が5万円以下及び100万円以下の場合には、女性の方が男性と比較して「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高く、統計的に有意な関連が認められる（5万円以下： $\chi^2(1)=11.413, p<0.01$ 、100万円以下： $\chi^2(1)=4.217, p<0.05$ ）が、窃盗で被害額が100万円を超える場合及び詐欺等については、特に女性の回答者数が少なく、統計的に有意な関連は認められない。

図3-3 被害額と精神的影響の有無・大小

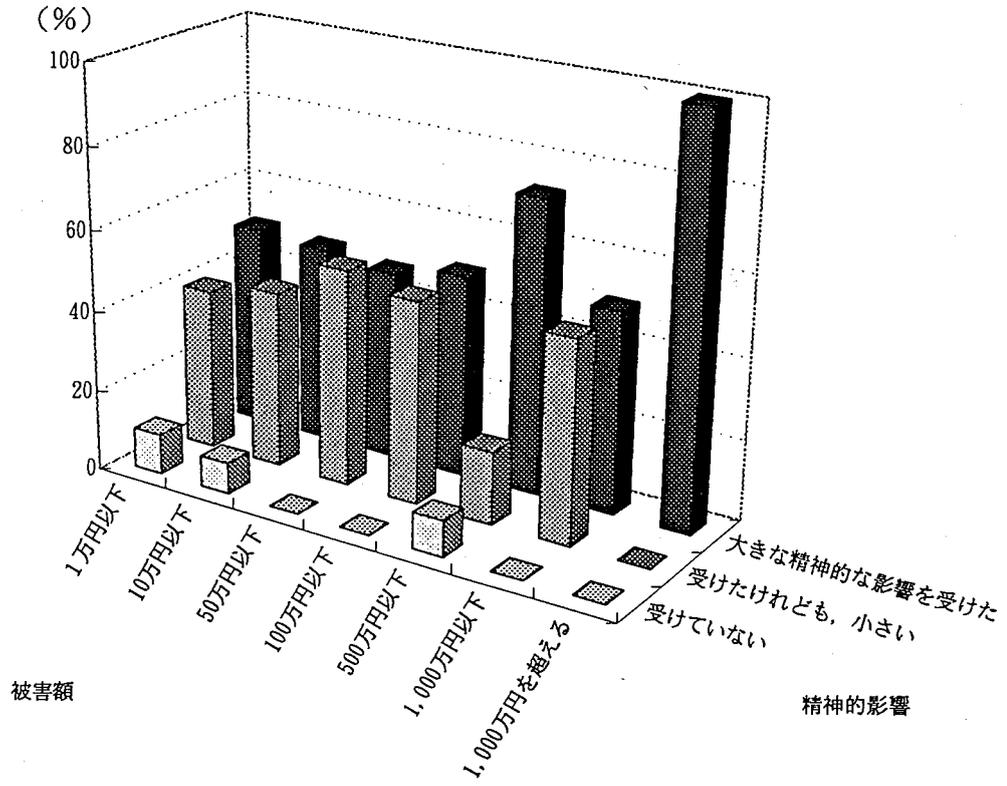
①窃盗



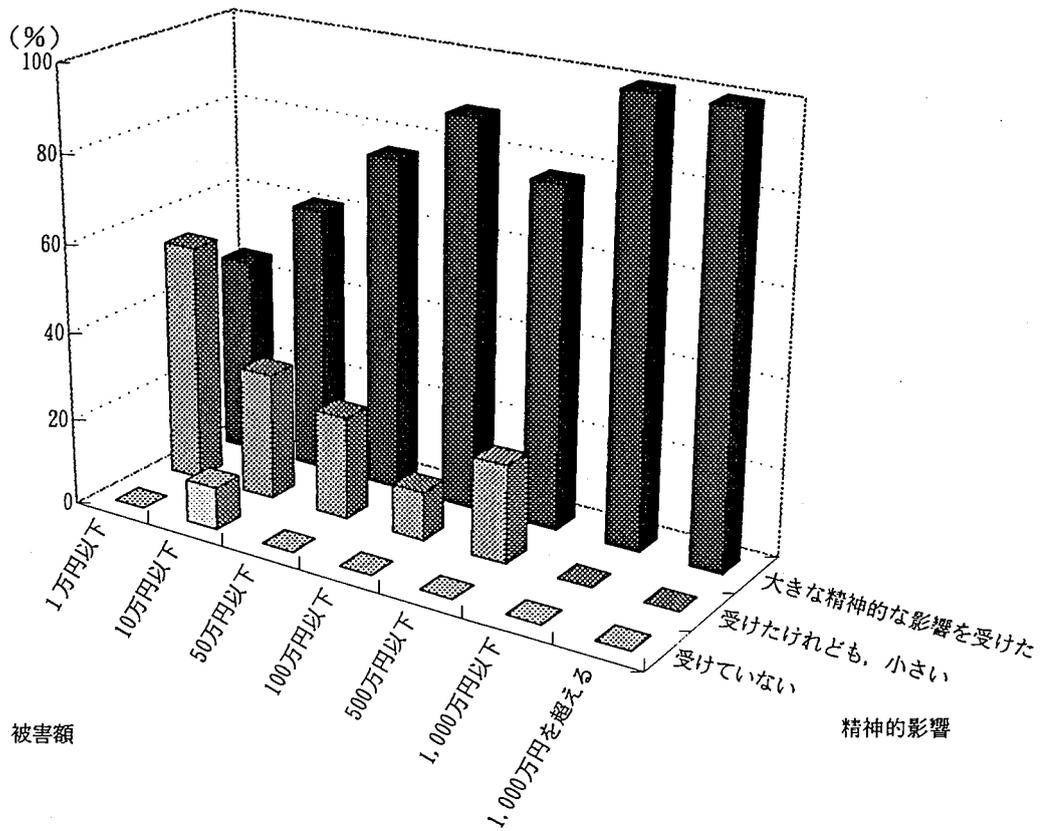
②詐欺等



③強盗



④恐喝



注 無回答、「被害額」が不明の者及び「精神的影響」に「なんともいえない」と回答している者を除く。

表 3 - 8 被害額と精神的影響の有無

## ① 窃盗

被害額	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5 万円以下	31 (70.5) [4.0]	13 (29.5) [-4.0]	44 (100.0)	0.000	**
100 万円以下	17 (36.2) [-1.9]	30 (63.8) [1.9]	47 (100.0)		
100万円を超える	4 (20.0) [-2.7]	16 (80.0) [2.7]	20 (100.0)		
合計	52 (46.8)	59 (53.2)	111 (100.0)		

## ② 詐欺等

被害額	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5 万円以下	14 (70.0) [3.6]	6 (30.0) [-3.6]	20 (100.0)	0.000	**
100 万円以下	11 (39.3) [0.5]	17 (60.7) [-0.5]	28 (100.0)		
100万円を超える	12 (21.1) [-3.3]	45 (78.9) [3.3]	57 (100.0)		
合計	37 (35.2)	68 (64.8)	105 (100.0)		

## ③ 恐喝

被害額	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5 万円以下	16 (43.2) [2.3]	21 (56.8) [-2.3]	37 (100.0)	0.049	*
100 万円以下	7 (23.3) [-1.0]	23 (76.7) [1.0]	30 (100.0)		
100万円を超える	2 (12.5) [-1.7]	14 (87.5) [1.7]	16 (100.0)		
合計	25 (30.1)	58 (69.9)	83 (100.0)		

注 1 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の, 「\*」は有意水準 5% 以下で, 「\*\*」は有意水準 1% 以下で, それぞれ有意差が見られることを示す。

4 部分は, 有意水準 5% 以下で, 調整済残差に有意差が見られることを示す。

表 3-9 被害額と精神的影響の有無（男女別）

罪種	被害額	性別	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
			受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
窃盗	5万円以下	男	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)	0.001	**
		女	9 (45.0)	11 (55.0)	20 (100.0)		
		合計	31 (70.5)	13 (29.5)	44 (100.0)		
	100万円以下	男	12 (48.0)	13 (52.0)	25 (100.0)	0.040	*
		女	4 (19.0)	17 (81.0)	21 (100.0)		
		合計	16 (34.8)	30 (65.2)	46 (100.0)		
	100万円を超える	男	4 (28.6)	10 (71.4)	14 (100.0)	f 0.267	
		女	—	6 (100.0)	6 (100.0)		
		合計	4 (20.0)	16 (80.0)	20 (100.0)		
詐欺等	5万円以下	男	8 (72.7)	3 (27.3)	11 (100.0)	f 1.000	
		女	6 (66.7)	3 (33.3)	9 (100.0)		
		合計	14 (70.0)	6 (30.0)	20 (100.0)		
	100万円以下	男	10 (50.0)	10 (50.0)	20 (100.0)	f 0.099	
		女	1 (12.5)	7 (87.5)	8 (100.0)		
		合計	11 (39.3)	17 (60.7)	28 (100.0)		
	100万円を超える	男	10 (24.4)	31 (75.6)	41 (100.0)	f 0.477	
		女	2 (12.5)	14 (87.5)	16 (100.0)		
		合計	12 (21.1)	45 (78.9)	57 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5% 以下で、「\*\*」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

## (オ) 傷害の有無と被害額（強盗と恐喝）

表3-10は、強盗及び恐喝について、「傷害の有無」と「精神的影響の有無」の関連を、被害額ごとに示したものである。

強盗で、被害額が100万円を超える場合については、傷害がある方が「大きな精神的な影響を受けた」とする者の比率が高くなっているが、統計的に有意な関連は認められない。

表3-10 傷害の有無と精神的影響の有無（被害額別）

## ① 強盗

被害額	傷害の有無	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P値	判定
5万円以下	あり	9 (60.0)	6 (40.0)	15 (100.0)	0.566	
	なし	9 (50.0)	9 (50.0)	18 (100.0)		
	合計	18 (54.5)	15 (45.5)	33 (100.0)		
100万円以下	あり	8 (50.0)	8 (50.0)	16 (100.0)	0.877	
	なし	9 (47.4)	10 (52.6)	19 (100.0)		
	合計	17 (48.6)	18 (51.4)	35 (100.0)		
100万円を超える	あり	—	6 (100.0)	6 (100.0)	f 0.234	
	なし	4 (40.0)	6 (60.0)	10 (100.0)		
	合計	4 (25.0)	12 (75.0)	16 (100.0)		

## ② 恐喝

被害額	傷害の有無	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P値	判定
5万円以下	あり	4 (36.4)	7 (63.6)	11 (100.0)	f 0.723	
	なし	12 (46.2)	14 (53.8)	26 (100.0)		
	合計	16 (43.2)	21 (56.8)	37 (100.0)		
100万円以下	あり	3 (30.0)	7 (70.0)	10 (100.0)	f 0.674	
	なし	4 (22.2)	14 (77.8)	18 (100.0)		
	合計	7 (25.0)	21 (75.0)	28 (100.0)		
100万円を超える	あり	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	f 0.476	
	なし	1 (9.1)	10 (90.9)	11 (100.0)		
	合計	2 (13.3)	13 (86.7)	15 (100.0)		

注 1 ( )内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

## (カ) 犯行の態様—凶器の使用状況

表3-11は、強盗及び恐喝について、さらに、「凶器の使用状況などの犯行の態様」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。なお、本調査では、回答者は「凶器の使用状況などの犯行の態様」について、質問紙では、「殴られたり、蹴られたりした」、「凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた」、「凶器で殴られたり、切られたりした」、「言葉や態度でおどされた」、「その他」の中から複数選択しているが、ここでの分析に当たっては、暴行又は脅迫の程度について、「凶器で殴られたり、切られたりした」が最も重く、以下、「殴られたり、蹴られたりした」、「凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた」、「言葉や態度でおどされた」の順に軽くなるものとし、複数選択した回答者については、程度が最も重いとしたもの一つについて計上している。

強盗については、「凶器で殴られたり、切られたりした」場合に、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなっているが、統計的に有意な関連は認められない。恐喝についても、明確な傾向は認められず、単に「言葉や態度でおどされた」場合と、凶器の使用や暴行があった場合とを比較しても、その違いだけでは、被害者が受けた精神的影響に顕著な差はないことがうかがえる。

表3-11 犯行の態様の程度と精神的影響の有無

罪種	犯行の態様の程度	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P値	判定
強盗	総数	42 (42.0)	58 (58.0)	100 (100.0)	0.534	
	凶器で殴られたり、切られたりした	10 (33.3)	20 (66.7)	30 (100.0)		
	殴られたり、蹴られたりした	10 (55.6)	8 (44.4)	18 (100.0)		
	凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた	20 (42.6)	27 (57.4)	47 (100.0)		
	言葉や態度でおどされた	2 (40.0)	3 (60.0)	5 (100.0)		
恐喝	総数	28 (30.8)	63 (69.2)	91 (100.0)	0.301	
	凶器で殴られたり、切られたりした	1 (10.0)	9 (90.0)	10 (100.0)		
	殴られたり、蹴られたりした	10 (43.5)	13 (56.5)	23 (100.0)		
	凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた	2 (33.3)	4 (66.7)	6 (100.0)		
	言葉や態度でおどされた	15 (28.8)	37 (71.2)	52 (100.0)		

- 注 1 ( )内は、構成比である。  
 2 無回答を除く。  
 3 「P値」欄は、モンテカルロ法による。

## (キ) 犯行の態様—犯行場所等

表3-12から表3-14は、窃盗について、「犯行場所が自宅かどうか」や「犯行場所が自宅の場合に回答者又は家族が在宅していたかどうか」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。

表3-12は、「犯行場所が自宅かどうか」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。自宅である場合には、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高く、自宅以外では「受けていない又は小さい」とするものの比率が高くなっており、統計的に有意な関連が認められる ( $\chi^2(1) = 7.597, p < 0.01$ )。

表3-12 犯行場所等と精神的影響の有無

犯行場所	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない又は小さい	大きな精神的な影響を受けた		P 値	判 定
自 宅	13 (30.2)	30 (69.8)	43 (100.0)	0.006	**
自宅以外	45 (56.3)	35 (43.8)	80 (100.0)		
合 計	58 (47.2)	65 (52.8)	123 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

表3-13は、「犯行場所が自宅かどうか」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を示したものである。

自宅の場合、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率は、男性と比べて、女性の方がかなり高くなっており、統計的に有意な関連が認められる ( $\chi^2(1) = 5.736, p < 0.05$ )。自宅以外の場合、男性では、精神的影響を「受けていない又は小さい」とするものが「大きな精神的な影響を受けた」とするものを大きく上回っているのに対し、女性では逆の傾向を示しており、やはり統計的に有意な関連が認められる ( $\chi^2(1) = 8.536, p < 0.01$ )。

表 3-13 犯行場所等と精神的影響の有無（男女別）

犯行場所	性別	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない又は小さい	大きな精神的な影響を受けた		P 値	判定
自宅	男	9 (50.0)	9 (50.0)	18 (100.0)	0.017	*
	女	4 (16.0)	21 (84.0)	25 (100.0)		
	合計	13 (30.2)	30 (69.8)	43 (100.0)		
自宅以外	男	34 (68.0)	16 (32.0)	50 (100.0)	0.004	**
	女	10 (34.5)	19 (65.5)	29 (100.0)		
	合計	44 (55.7)	35 (44.3)	79 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5% 以下で、「\*\*」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3-14 は、犯行場所が自宅であったものについて、「精神的影響の有無」と「犯行場所が自宅の場合に回答者又は家族が在宅していたかどうか」との関連を示したものである。

在宅していた場合に「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率がやや高くなっているが、統計的に有意な関連は認められない。

表 3-14 犯行時の在宅状況と精神的影響の有無

在宅状況	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない又は小さい	大きな精神的な影響を受けた		P 値	判定
いなかった	10 (37.0)	17 (63.0)	27 (100.0)	0.501	
いたが、気づかなかった	2 (20.0)	8 (80.0)	10 (100.0)		
いた	1 (16.7)	5 (83.3)	6 (100.0)		
合計	13 (30.2)	30 (69.8)	43 (100.0)		

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

## イ 精神的影響の内容

次に、殺人等、業過致死、強姦及び強制わいせつを加えた全罪種について、被害者等の事件による精神的影響の内容と、回答者の属性や被害の程度等との関連を分析した。

### (ア) 回答者の性別

「性別」と「精神的影響の内容」との関連を見たところ、殺人等、業過傷及び窃盗については統計的に有意な関連のある項目は認められなかったが、業過致死、傷害等、詐欺等及び強盗については、表3-15のとおり、一部の項目で有意な関連が認められた（強姦及び強制わいせつについては、回答者はすべて女性であり、恐喝については、回答者中は女性は7人にすぎなかったため、ここでの分析からは除外している。）。

罪種別に見ると、業過致死については、「食欲がなくなった」( $\chi^2(1)=9.796, p<0.01$ )、「人と会いたくなくなった」( $\chi^2(1)=7.738, p<0.01$ )、「外出ができなくなった」( $\chi^2(1)=4.462, p<0.05$ )、「自殺を考えた」( $\chi^2(1)=4.957, p<0.05$ )の各項目で、女性の比率が男性を上回っている。

傷害等については、「外出ができなくなった」( $\chi^2(1)=7.518, p<0.01$ )及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」( $\chi^2(1)=4.276, p<0.05$ )とするものの比率が、女性の方で高くなっている。

詐欺等については、「病気になったり、精神的に不安定になった」( $\chi^2(1)=11.973, p<0.01$ )、「人と会いたくなくなった」( $\chi^2(1)=8.950, p<0.01$ )、「外出ができなくなった」( $p<0.05$ )の各項目で、女性の比率が男性を上回っている。

また、強盗については、「何をする気力もなくなった」( $\chi^2(1)=5.538, p<0.05$ )とするものの比率が、女性で高くなっている。

### (イ) 傷害の程度（受傷期間）

傷害等、業過傷、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつについて、罪種別に、「傷害の程度(受傷期間)」と「精神的影響の内容」との関連を見たところ、業過傷を除く罪種については、統計的に有意な関連のある項目は認められなかった。業過傷については、表3-16に示したとおり、「病気になったり、精神的に不安定になった」( $p<0.05$ )、「外出ができなくなった」( $\chi^2(2)=6.588, p<0.05$ )及び「自殺を考えた」( $p<0.05$ )の各項目で、統計的に有意な関連が認められた。ただし、「外出ができなくなった」については、入院や自宅療養等により外出が困難になったケースのように、精神的影響の内容とは無関係な場合が含まれている可能性があることに留意する必要がある。

表 3-15 性別と精神的影響の内容

## ① 病気になったり、精神的に不安定になった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
詐欺等	男	68 (84.0)	13 (16.0)	81 (100.0)	0.001	**
	女	20 (54.1)	17 (45.9)	37 (100.0)		
	合計	88 (74.6)	30 (25.4)	118 (100.0)		

## ② 食欲がなくなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
業過致死	男	37 (55.2)	30 (44.8)	67 (100.0)	0.002	**
	女	17 (27.9)	44 (72.1)	61 (100.0)		
	合計	54 (42.2)	74 (57.8)	128 (100.0)		

## ③ 何をする気力もなくなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
強盗	男	69 (89.6)	8 (10.4)	77 (100.0)	0.019	*
	女	26 (72.2)	10 (27.8)	36 (100.0)		
	合計	95 (84.1)	18 (15.9)	113 (100.0)		

## ④ 人と会いたくなくなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
業過致死	男	47 (70.1)	20 (29.9)	67 (100.0)	0.005	**
	女	28 (45.9)	33 (54.1)	61 (100.0)		
	合計	75 (58.6)	53 (41.4)	128 (100.0)		
詐欺等	男	70 (86.4)	11 (13.6)	81 (100.0)	0.003	**
	女	23 (62.2)	14 (37.8)	37 (100.0)		
	合計	93 (78.8)	25 (21.2)	118 (100.0)		

## ⑤ 外出ができなくなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
業過致死	男	54 (80.6)	13 (19.4)	67 (100.0)	0.035	*
	女	39 (63.9)	22 (36.1)	61 (100.0)		
	合計	93 (72.7)	35 (27.3)	128 (100.0)		
傷害等	男	63 (88.7)	8 (11.3)	71 (100.0)	0.006	**
	女	19 (65.5)	10 (34.5)	29 (100.0)		
	合計	82 (82.0)	18 (18.0)	100 (100.0)		
詐欺等	男	79 (97.5)	2 (2.5)	81 (100.0)	f 0.031	*
	女	32 (86.5)	5 (13.5)	37 (100.0)		
	合計	111 (94.1)	7 (5.9)	118 (100.0)		

## ⑥ 自殺を考えた

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
業過致死	男	58 (86.6)	9 (13.4)	67 (100.0)	0.026	*
	女	43 (70.5)	18 (29.5)	61 (100.0)		
	合計	101 (78.9)	27 (21.1)	128 (100.0)		

## ⑦ 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
傷害等	男	54 (76.1)	17 (23.9)	71 (100.0)	0.039	*
	女	16 (55.2)	13 (44.8)	29 (100.0)		
	合計	70 (70.0)	30 (30.0)	100 (100.0)		

注 1 ( )内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。



## (ウ) 被害額

窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝について、罪種別に、「被害額」と「精神的影響の内容」との関連を見たところ、窃盗及び強盗については、統計的に有意な関連のある項目は認められなかった。しかし、表3-17に示したとおり、恐喝については、「食欲がなくなった」( $\chi^2(2)=10.557$ ,  $p<0.01$ ), 「何をする気力もなくなった」( $\chi^2(2)=8.468$ ,  $p<0.05$ ), 「自殺を考えた」( $p<0.01$ ) 及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」( $\chi^2(2)=8.695$ ,  $p<0.05$ )の各項目で、また、詐欺等については、「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」( $\chi^2(2)=17.581$ ,  $p<0.01$ )で、それぞれ統計的に有意な関連が認められた。

表3-17 被害額と精神的影響の内容

## ① 食欲がなくなった

罪種	被害額	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
恐喝	総数	53 (66.3)	27 (33.8)	80 (100.0)	0.005	**
	5万円以下	30 (85.7) [3.2]	5 (14.3) [-3.2]	35 (100.0)		
	100万円以下	15 (51.7) [-2.1]	14 (48.3) [2.1]	29 (100.0)		
	100万円を超える	8 (50.0) [-1.5]	8 (50.0) [1.5]	16 (100.0)		

## ② 何をする気力もなくなった

罪種	被害額	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
恐喝	総数	62 (77.5)	18 (22.5)	80 (100.0)	0.014	*
	5万円以下	32 (91.4) [2.6]	3 (8.6) [-2.6]	35 (100.0)		
	100万円以下	21 (72.4) [-0.8]	8 (27.6) [0.8]	29 (100.0)		
	100万円を超える	9 (56.3) [-2.3]	7 (43.8) [2.3]	16 (100.0)		

## ③ 自殺を考えた

罪種	被害額	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
恐喝	総数	72 (90.0)	8 (10.0)	80 (100.0)	m 0.001	**
	5万円以下	34 (97.1) [1.9]	1 (2.9) [-1.9]	35 (100.0)		
	100万円以下	28 (96.6) [1.5]	1 (3.4) [-1.5]	29 (100.0)		
	100万円を超える	10 (62.5) [-4.1]	6 (37.5) [4.1]	16 (100.0)		

## ④ 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった

罪種	被害額	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
詐欺等	総数	77 (77.8)	22 (22.2)	99 (100.0)	0.000	**
	5万円以下	18 (94.7) [2.0]	1 (5.3) [-2.0]	19 (100.0)		
	100万円以下	24 (100.0) [3.0]	- [-3.0]	24 (100.0)		
	100万円を超える	35 (62.5) [-4.2]	21 (37.5) [4.2]	56 (100.0)		
恐喝	総数	53 (66.3)	27 (33.8)	80 (100.0)	0.013	*
	5万円以下	29 (82.9) [2.8]	6 (17.1) [-2.8]	35 (100.0)		
	100万円以下	17 (58.6) [-1.1]	12 (41.4) [1.1]	29 (100.0)		
	100万円を超える	7 (43.8) [-2.1]	9 (56.3) [2.1]	16 (100.0)		

注 1 ( )内は構成比を示し, [ ]内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 〇〇〇〇〇〇〇〇部分は、有意水準5%以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

## (2) 生活面への影響

次に、全罪種について、被害者等が事件により被った生活面への影響の有無及び内容と関連のある要因を探ることとする。

### ア 回答者の性別

「性別」と「生活面への影響の有無及び内容」との関連を見たところ、業過致死、窃盗、詐欺等及び強盗については統計的に有意な関連のある項目は認められなかったが、殺人等、傷害等及び業過傷については、表3-18のとおり、一部の項目で有意な関連が認められた（強姦及び強制わいせつについては、回答者はすべて女性であり、恐喝については、回答者中女性は7人にすぎなかったため、ここでの分析からは除外している。）。

殺人等については、「生活が苦しくなった」( $\chi^2(1)=4.042, p<0.05$ ), 「引っ越さなければならなくなった」( $p<0.01$ ) とするものの比率が、男性より女性で高くなっている。

傷害等については、「近所との関係が悪くなった」( $p<0.05$ ), 「引っ越さなければならなくなった」( $\chi^2(1)=4.952, p<0.05$ , 同上。)とするものが、実数は少ないものの、男性より女性でやや比率が高くなっている。

業過傷については、「子育てに影響があった」( $\chi^2(1)=7.783, p<0.01$ ), 「家庭が暗くなった」( $\chi^2(1)=7.265, p<0.01$ ) とするものの比率が、男性より女性で高くなっている。

表 3-18 性別と生活面への影響の内容

## ① 生活が苦しくなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
殺人等	男	41 (77.4)	12 (22.6)	53 (100.0)	0.044	*
	女	32 (59.3)	22 (40.7)	54 (100.0)		
	合計	73 (68.2)	34 (31.8)	107 (100.0)		

## ② 子育てに影響があった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
業過傷	男	69 (93.2)	5 (6.8)	74 (100.0)	0.005	**
	女	37 (75.5)	12 (24.5)	49 (100.0)		
	合計	106 (86.2)	17 (13.8)	123 (100.0)		

## ③ 家庭が暗くなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
業過傷	男	59 (79.7)	15 (20.3)	74 (100.0)	0.007	**
	女	28 (57.1)	21 (42.9)	49 (100.0)		
	合計	87 (70.7)	36 (29.3)	123 (100.0)		

## ④ 近所との関係が悪くなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
傷害等	男	70 (95.9)	3 (4.1)	73 (100.0)	f 0.015	*
	女	23 (79.3)	6 (20.7)	29 (100.0)		
	合計	93 (91.2)	9 (8.8)	102 (100.0)		

## ⑤ 引っ越さなければならなくなった

罪種	性別	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
殺人等	男	53 (100.0)	—	53 (100.0)	f 0.003	**
	女	45 (83.3)	9 (16.7)	54 (100.0)		
	合計	98 (91.6)	9 (8.4)	107 (100.0)		
傷害等	男	70 (95.9)	3 (4.1)	73 (100.0)	f 0.040	*
	女	24 (82.8)	5 (17.2)	29 (100.0)		
	合計	94 (92.2)	8 (7.8)	102 (100.0)		

注 1 ( )内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

## イ 傷害の程度（受傷期間）

傷害等，業過傷，強盗，恐喝，強姦及び強制わいせつについて，罪種別に，「傷害の程度(受傷期間)」と「生活面への影響の有無及び内容」との関連を見たところ，表3-19のとおり，傷害等 ( $\chi^2(2)=7.677, p<0.05$ ) 及び業過傷 ( $\chi^2(2)=10.792, p<0.01$ ) において，受傷期間が長くなるにつれて「影響はない」とするものの比率が低くなる傾向が見られ，統計的に有意な関連が認められた。このほか，傷害等では，「生活が苦しくなった」( $\chi^2(2)=11.267, p<0.01$ )の1項目で，業過傷では，「生活が苦しくなった」( $\chi^2(2)=7.075, p<0.05$ )及び「仕事や学校を続けられなくなった」( $\chi^2(2)=22.422, p<0.01$ )の各項目で，強姦については，「仕事や学校を続けられなくなった」( $p<0.05$ )で統計的に有意な関連が認められた。

表3-19 傷害の程度と生活面への影響の内容

## ① 影響はない

罪種	傷害の程度	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
傷害等	総数	65 (69.9)	28 (30.1)	93 (100.0)	0.022	*
	3か月未満	20 (58.8) [-1.8]	14 (41.2) [1.8]	34 (100.0)		
	1年未満	23 (65.7) [-0.7]	12 (34.3) [0.7]	35 (100.0)		
	1年以上	22 (91.7) [2.7]	2 (8.3) [-2.7]	24 (100.0)		
業過傷	総数	74 (71.8)	29 (28.2)	103 (100.0)	0.005	**
	3か月未満	5 (45.5) [-2.1]	6 (54.5) [2.1]	11 (100.0)		
	1年未満	26 (61.9) [-1.9]	16 (38.1) [1.9]	42 (100.0)		
	1年以上	43 (86.0) [3.1]	7 (14.0) [-3.1]	50 (100.0)		

## ② 生活が苦しくなった

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
傷 害 等	総 数	52 (55.9)	41 (44.1)	93 (100.0)	0.004	**
	3 か月未満	25 (73.5) [2.6]	9 (26.5) [-2.6]	34 (100.0)		
	1 年未満	20 (57.1) [0.2]	15 (42.9) [-0.2]	35 (100.0)		
	1 年以上	7 (29.2) [-3.1]	17 (70.8) [3.1]	24 (100.0)		
業 過 傷	総 数	58 (56.3)	45 (43.7)	103 (100.0)	0.029	*
	3 か月未満	9 (81.8) [1.8]	2 (18.2) [-1.8]	11 (100.0)		
	1 年未満	27 (64.3) [1.4]	15 (35.7) [-1.4]	42 (100.0)		
	1 年以上	22 (44.0) [-2.4]	28 (56.0) [2.4]	50 (100.0)		

## ③ 仕事や学校を続けられなくなった

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	総 数	77 (74.8)	26 (25.2)	103 (100.0)	0.000	**
	3 か月未満	11 (100.0) [2.0]	— [−2.0]	11 (100.0)		
	1 年 未 満	39 (92.9) [3.5]	3 (7.1) [−3.5]	42 (100.0)		
	1 年 以 上	27 (54.0) [−4.7]	23 (46.0) [4.7]	50 (100.0)		
強 姦	総 数	42 (80.8)	10 (19.2)	52 (100.0)	m 0.031	*
	1 か月未満	31 (91.2) [2.6]	3 (8.8) [−2.6]	34 (100.0)		
	3 か月未満	5 (62.5) [−1.4]	3 (37.5) [1.4]	8 (100.0)		
	3 か月以上	6 (60.0) [−1.9]	4 (40.0) [1.9]	10 (100.0)		

- 注 1 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。  
 2 無回答を除く。  
 3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。  
 4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。  
 5 〰️部分は、有意水準5%以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

## ウ 被害額

窃盗, 詐欺等, 強盗及び恐喝について, 罪種別に, 「被害額」と「生活面への影響の有無及び内容」との関連を見たところ, 強盗については統計的に有意な関連のあるものは認められなかったが, 表 3-20 のとおり, 窃盗 ( $\chi^2(2)=7.168, p<0.05$ ), 詐欺等 ( $\chi^2(2)=11.774, p<0.01$ ) 及び恐喝 ( $\chi^2(2)=7.702, p<0.05$ ) において, 被害額が多くなるにつれて「影響はない」とするものの比率が低くなる傾向が見られ, 統計的に有意な関連が認められた。このほか, 詐欺等については, 「生活が苦しくなった」( $\chi^2(2)=11.280, p<0.01$ ), 恐喝については, 「生活が苦しくなった」( $\chi^2(2)=23.903, p<0.01$ ), 「子育てに影響があった」( $p<0.05$ ), 及び「家庭が暗くなった」( $\chi^2(2)=7.521, p<0.05$ ) の各項目で統計的に有意な関連が認められた。

残差分析の結果を見ると, まず, 窃盗については, 全体で約54%の者が「影響はない」としているが, 特に被害額が5万円以下の場合には, その比率が高くなることが認められる。詐欺等については, 他の罪種と比べて, 被害額が100万円を超えるものの占める割合が高い(50%)が, こうした多額の被害を被った被害者に, 特に「生活が苦しくなった」とするものの比率が高い。恐喝については, 特に被害額が100万円を超える場合に, 「生活が苦しくなった」だけでなく, 「子育てに影響があった」や「家庭が暗くなった」などの多様な影響が出てくることが認められる。

表 3-20 被害額と生活面への影響の内容

## ① 影響はない

罪種	被害額	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
窃盗	総数	53 (46.1)	62 (53.9)	115 (100.0)	0.028	*
	5万円以下	13 (30.2) [-2.6]	30 (69.8) [2.6]	43 (100.0)		
	100万円以下	28 (53.8) [1.5]	24 (46.2) [-1.5]	52 (100.0)		
	100万円を超える	12 (60.0) [1.4]	8 (40.0) [-1.4]	20 (100.0)		
詐欺等	総数	64 (56.1)	50 (43.9)	114 (100.0)	0.003	**
	5万円以下	8 (36.4) [-2.1]	14 (63.6) [2.1]	22 (100.0)		
	100万円以下	15 (42.9) [-1.9]	20 (57.1) [1.9]	35 (100.0)		
	100万円を超える	41 (71.9) [3.4]	16 (28.1) [-3.4]	57 (100.0)		
恐喝	総数	48 (55.2)	39 (44.8)	87 (100.0)	0.021	*
	5万円以下	17 (42.5) [-2.2]	23 (57.5) [2.2]	40 (100.0)		
	100万円以下	17 (56.7) [0.2]	13 (43.3) [-0.2]	30 (100.0)		
	100万円を超える	14 (82.4) [2.5]	3 (17.6) [-2.5]	17 (100.0)		

## ② 生活が苦しくなった

罪種	被害額	非該当	該当	合計	検定の結果	
					P値	判定
詐欺等	総数	70 (61.4)	44 (38.6)	114 (100.0)	0.004	**
	5万円以下	19 (86.4) [2.7]	3 (13.6) [-2.7]	22 (100.0)		
	100万円以下	24 (68.6) [1.0]	11 (31.4) [-1.0]	35 (100.0)		
	100万円を超える	27 (47.4) [-3.1]	30 (52.6) [3.1]	57 (100.0)		

恐 喝	総 数	63 (72.4)	24 (27.6)	87 (100.0)	0.000	**
	5 万 円 以 下	37 (92.5) [3.9]	3 (7.5) [-3.9]	40 (100.0)		
	100 万 円 以 下	21 (70.0) [-0.4]	9 (30.0) [0.4]	30 (100.0)		
	100万円を超える	5 (29.4) [-4.4]	12 (70.6) [4.4]	17 (100.0)		

## ③ 子育てに影響があった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	80 (92.0)	7 (8.0)	87 (100.0)	m 0.026	*
	5 万 円 以 下	39 (97.5) [1.8]	1 (2.5) [-1.8]	40 (100.0)		
	100 万 円 以 下	28 (93.3) [0.3]	2 (6.7) [-0.3]	30 (100.0)		
	100万円を超える	13 (76.5) [-2.6]	4 (23.5) [2.6]	17 (100.0)		

## ④ 家庭が暗くなった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	63 (72.4)	24 (27.6)	87 (100.0)	0.023	*
	5 万 円 以 下	33 (82.5)	7 (17.5) [1.9]	40 (100.0) [-1.9]		
	100 万 円 以 下	22 (73.3) [0.1]	8 (26.7) [-0.1]	30 (100.0)		
	100万円を超える	8 (47.1) [-2.6]	9 (52.9) [2.6]	17 (100.0)		

注 1 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 〇〇〇〇部分は、有意水準5%以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

## 2 被害感情に関連する要因の分析

被害者等の「加害者に対する気持ち」及び「加害者に対する気持ちの変化」に関連する要因について、 $\chi^2$ （カイ二乗）検定及びロジスティック回帰分析の手法により、分析した。分析に当たっては、質問に対して「その他」と回答したもの及び無回答のものを除外した。なお「(エ)謝罪、示談及び賠償金支払と被害感情との関連」においては、これらの質問項目に加えて「罪の償いに大切なこと」の質問項目も分析の対象とした。

### (1) 被害感情に関連する要因ごとの分析（ $\chi^2$ 検定）

#### ア 回答者の属性等と被害感情との関連

##### (ア) 回答者の性別

表3-21は、強姦及び強制わいせつを除く8罪種について、回答者の「性別」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死においてのみ、「性別」と「加害者に対する気持ち」との間に統計的に有意な関連が認められ、男性では「許すことができる」とするものの比率が高くなっているのに対し、女性では「許すことができない」とするものの比率が高くなっている（ $\chi^2(1)=4.542$ ,  $p<0.05$ ）。

表3-22は、回答者の「性別」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。いずれの罪種においても、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-21 性別と加害者に対する気持ち

罪 種		加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果		
		許すことができない	許すことができる		P 値	判 定	
殺人等	性別	男	47 (90.4)	5 (9.6)	52 (100.0)	f 0.057	
		女	51 (100.0)	—	51 (100.0)		
	合計	98 (95.1)	5 (4.9)	103 (100.0)			
業過致死	性別	男	39 (66.1)	20 (33.9)	59 (100.0)	0.033	*
		女	42 (84.0)	8 (16.0)	50 (100.0)		
	合計	81 (74.3)	28 (25.7)	109 (100.0)			
傷害等	性別	男	50 (87.7)	7 (12.3)	57 (100.0)	f 1.000	
		女	22 (88.0)	3 (12.0)	25 (100.0)		
	合計	72 (87.8)	10 (12.2)	82 (100.0)			
業過傷	性別	男	34 (63.0)	20 (37.0)	54 (100.0)	0.656	
		女	18 (58.1)	13 (41.9)	31 (100.0)		
	合計	52 (61.2)	33 (38.8)	85 (100.0)			
窃 盗	性別	男	36 (63.2)	21 (36.8)	57 (100.0)	0.099	
		女	33 (78.6)	9 (21.4)	42 (100.0)		
	合計	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)			
詐欺等	性別	男	46 (70.8)	19 (29.2)	65 (100.0)	0.287	
		女	22 (81.5)	5 (18.5)	27 (100.0)		
	合計	68 (73.9)	24 (26.1)	92 (100.0)			
強 盗	性別	男	52 (74.3)	18 (25.7)	70 (100.0)	0.453	
		女	18 (66.7)	9 (33.3)	27 (100.0)		
	合計	70 (72.2)	27 (27.8)	97 (100.0)			
恐 喝	性別	男	69 (84.1)	13 (15.9)	82 (100.0)	f 1.000	
		女	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
	合計	74 (85.1)	13 (14.9)	87 (100.0)			

注 1 「性別」には「性別不詳」を除く。

2 ( )内は、構成比である。

3 強姦及び強制わいせつは、被害者が女性のみであるため、分析から除外した。

4 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

5 「判定」欄の「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

表3-22 性別と加害者に対する気持ちの変化

罪種		加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果	
		前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許す ことができない と思っていた	前から、許す ことができる と思っていた		P 値	判定
殺人等	性別 男	17 (34.0)	3 (6.0)	28 (56.0)	2 (4.0)	50 (100.0)	m 0.338	
	女	21 (42.0)	1 (2.0)	28 (56.0)	—	50 (100.0)		
	合計	38 (38.0)	4 (4.0)	56 (56.0)	2 (2.0)	100 (100.0)		
業過致死	性別 男	18 (29.0)	14 (22.6)	23 (37.1)	7 (11.3)	62 (100.0)	m 0.497	
	女	19 (36.5)	11 (21.2)	20 (38.5)	2 (3.8)	52 (100.0)		
	合計	37 (32.5)	25 (21.9)	43 (37.7)	9 (7.9)	114 (100.0)		
傷害等	性別 男	20 (33.3)	7 (11.7)	29 (48.3)	4 (6.7)	60 (100.0)	m 0.817	
	女	6 (25.0)	3 (12.5)	14 (58.3)	1 (4.2)	24 (100.0)		
	合計	26 (31.0)	10 (11.9)	43 (51.2)	5 (6.0)	84 (100.0)		
業過傷	性別 男	20 (31.3)	17 (26.6)	16 (25.0)	11 (17.2)	64 (100.0)	0.880	
	女	12 (33.3)	9 (25.0)	7 (19.4)	8 (22.2)	36 (100.0)		
	合計	32 (32.0)	26 (26.0)	23 (23.0)	19 (19.0)	100 (100.0)		
窃盗	性別 男	6 (9.5)	22 (34.9)	23 (36.5)	12 (19.0)	63 (100.0)	0.215	
	女	5 (10.2)	9 (18.4)	26 (53.1)	9 (18.4)	49 (100.0)		
	合計	11 (9.8)	31 (27.7)	49 (43.8)	21 (18.8)	112 (100.0)		
詐欺等	性別 男	20 (27.8)	22 (30.6)	25 (34.7)	5 (6.9)	72 (100.0)	m 0.239	
	女	6 (20.0)	6 (20.0)	17 (56.7)	1 (3.3)	30 (100.0)		
	合計	26 (25.5)	28 (27.5)	42 (41.2)	6 (5.9)	102 (100.0)		
強盗	性別 男	9 (12.9)	23 (32.9)	35 (50.0)	3 (4.3)	70 (100.0)	m 0.865	
	女	4 (14.8)	7 (25.9)	14 (51.9)	2 (7.4)	27 (100.0)		
	合計	13 (13.4)	30 (30.9)	49 (50.5)	5 (5.2)	97 (100.0)		
恐喝	性別 男	11 (13.4)	12 (14.6)	55 (67.1)	4 (4.9)	82 (100.0)	m 1.000	
	女	1 (33.3)	—	2 (66.7)	—	3 (100.0)		
	合計	12 (14.1)	12 (14.1)	57 (67.1)	4 (4.7)	85 (100.0)		

注 1 表3-21の注1・3に同じ。

2 ( ) 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

## (イ) 回答者の年齢

表3-23は、全罪種について、回答者の「年齢」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

殺人等 ( $p < 0.01$ ), 及び業過傷 ( $\chi^2(2) = 7.449, p < 0.05$ ) において、「年齢」と「加害者に対する気持ち」との間に、統計的に有意な関連が認められた。

そこで、この2罪種について残差分析を行ったところ、殺人等では、30～59歳の層で「許すことができない」とするものの比率が高く、60歳以上の層で「許すことができる」とするものの比率が高くなっている。

その他の8罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-23 年齢と加害者に対する気持ち

罪種			加害者に対する気持ち		合計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P値	判定
殺人等	年齢層	29歳以下	9 (100.0) [0.7]	— [−0.7]	9 (100.0)	m 0.005	**
		30～59歳	68 (100.0) [3.1]	— [−3.1]	68 (100.0)		
		60歳以上	22 (81.5) [−3.9]	5 (18.5) [3.9]	27 (100.0)		
	合計	99 (95.2)	5 (4.8)	104 (100.0)			
業過致死	年齢層	29歳以下	3 (100.0)	—	3 (100.0)	m 0.156	
		30～59歳	58 (78.4)	16 (21.6)	74 (100.0)		
		60歳以上	19 (63.3)	11 (36.7)	30 (100.0)		
	合計	80 (74.8)	27 (25.2)	107 (100.0)			
傷害等	年齢層	29歳以下	20 (87.0)	3 (13.0)	23 (100.0)	m 0.891	
		30～59歳	41 (89.1)	5 (10.9)	46 (100.0)		
		60歳以上	10 (83.3)	2 (16.7)	12 (100.0)		
	合計	71 (87.7)	10 (12.3)	81 (100.0)			
業過傷	年齢層	29歳以下	20 (83.3) [2.7]	4 (16.7) [−2.7]	24 (100.0)	0.024	*
		30～59歳	19 (54.3) [−1.0]	16 (45.7) [1.0]	35 (100.0)		
		60歳以上	12 (48.0) [−1.6]	13 (52.0) [1.6]	25 (100.0)		
	合計	51 (60.7)	33 (39.3)	84 (100.0)			

窃盗	年齢層	29歳以下	15 (93.8)	1 (6.3)	16 (100.0)	m 0.055
		30～59歳	38 (62.3)	23 (37.7)	61 (100.0)	
		60歳以上	16 (72.7)	6 (27.3)	22 (100.0)	
		合計	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)	
詐欺等	年齢層	29歳以下	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	0.854
		30～59歳	42 (75.0)	14 (25.0)	56 (100.0)	
		60歳以上	18 (69.2)	8 (30.8)	26 (100.0)	
		合計	66 (73.3)	24 (26.7)	90 (100.0)	
強盗	年齢層	29歳以下	21 (72.4)	8 (27.6)	29 (100.0)	0.291
		30～59歳	39 (76.5)	12 (23.5)	51 (100.0)	
		60歳以上	9 (56.3)	7 (43.8)	16 (100.0)	
		合計	69 (71.9)	27 (28.1)	96 (100.0)	
恐喝	年齢層	29歳以下	31 (86.1)	5 (13.9)	36 (100.0)	0.584
		30～59歳	37 (86.0)	6 (14.0)	43 (100.0)	
		60歳以上	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100.0)	
		合計	73 (84.9)	13 (15.1)	86 (100.0)	
強姦	年齢層	29歳以下	46 (97.9)	1 (2.1)	47 (100.0)	m 1.000
		30～59歳	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	
		60歳以上	2 (100.0)	—	2 (100.0)	
		合計	67 (97.1)	2 (2.9)	69 (100.0)	
強制わいせつ	年齢層	29歳以下	43 (93.5)	3 (6.5)	46 (100.0)	f 1.000
		30～59歳	14 (93.3)	1 (6.7)	15 (100.0)	
		60歳以上	—	—	—	
		合計	57 (93.4)	4 (6.6)	61 (100.0)	

注 1 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

2 「P値」欄の, 「m」はモンテカルロ法によることを示し, 「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の, 「\*」は有意水準5%以下で, 「\*\*」は有意水準1%以下で, それぞれ有意差が見られることを示す。

4 ■■■■■ 部分は, 5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-24は、回答者の「年齢」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

業過致死及び窃盗において、「年齢」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に、統計的に有意な関連が認められた（いずれも  $p < 0.05$ ）。

そこで、この2罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち、気持ちが変わったもの（「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」が該当する。以下の分析も同じ。）に着目してみると、業過致死では、30～59歳の層で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率が、60歳以上の層で「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」とするものの比率が、それぞれ高くなっている。窃盗では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」とするものの比率が、30～59歳の層で高く、60歳以上の層で低くなっている。

その他の8罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-24 年齢と加害者に対する気持ちの変化

罪種		加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果	
		前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っていた	前から、許すことができると思っていた		P値	判定
殺人等	年齢層	29歳以下	2 (22.2)	—	7 (77.8)	—	m 0.124	
		30～59歳	28 (41.2)	2 (2.9)	38 (55.9)	—		
		60歳以上	9 (37.5)	2 (8.3)	11 (45.8)	2 (8.3)		
		合計	39 (38.6)	4 (4.0)	56 (55.4)	2 (2.0)		
業過致死	年齢層	29歳以下	— [-1.2]	— [-0.9]	3 (100.0) [2.2]	— [-0.5]	m 0.042	*
		30～59歳	29 (38.2) [2.0]	13 (17.1) [-1.6]	30 (39.5) [0.3]	4 (5.3) [-1.6]		
		60歳以上	7 (21.2) [-1.6]	11 (33.3) [2.0]	10 (30.3) [-1.1]	5 (15.2) [1.8]		
		合計	36 (32.1)	24 (21.4)	43 (38.4)	9 (8.0)		
傷害等	年齢層	29歳以下	8 (36.4)	2 (9.1)	10 (45.5)	2 (9.1)	m 0.230	
		30～59歳	10 (21.3)	8 (17.0)	27 (57.4)	2 (4.3)		
		60歳以上	7 (53.8)	—	5 (38.5)	1 (7.7)		
		合計	25 (30.5)	10 (12.2)	42 (51.2)	5 (6.1)		
業過傷	年齢層	29歳以下	13 (41.9)	8 (25.8)	9 (29.0)	1 (3.2)	0.183	
		30～59歳	13 (31.0)	10 (23.8)	8 (19.0)	11 (26.2)		
		60歳以上	6 (23.1)	8 (30.8)	5 (19.2)	7 (26.9)		
		合計	32 (32.3)	26 (26.3)	22 (22.2)	19 (19.2)		

窃 盗	年齢層	29歳以下	3 (14.3) [1.0]	5 (23.8) [-0.5]	11 (52.4) [0.9]	2 (9.5) [-1.2]	21 (100.0)	m 0.033	*
		30~59歳	3 (4.7) [-1.8]	25 (39.1) [2.8]	25 (39.1) [-1.2]	11 (17.2) [-0.5]	64 (100.0)		
		60歳以上	4 (14.8) [1.2]	2 (7.4) [-2.8]	13 (48.1) [0.5]	8 (29.6) [1.7]	27 (100.0)		
	合計		10 (8.9)	32 (28.6)	49 (43.8)	21 (18.8)	112 (100.0)		
詐 欺 等	年齢層	29歳以下	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (62.5)	-	8 (100.0)	m 0.177	
		30~59歳	13 (20.6)	19 (30.2)	28 (44.4)	3 (4.8)	63 (100.0)		
		60歳以上	12 (41.4)	7 (24.1)	7 (24.1)	3 (10.3)	29 (100.0)		
	合計		26 (26.0)	28 (28.0)	40 (40.0)	6 (6.0)	100 (100.0)		
強 盗	年齢層	29歳以下	5 (16.7)	13 (43.3)	11 (36.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	m 0.296	
		30~59歳	6 (11.8)	12 (23.5)	31 (60.8)	2 (3.9)	51 (100.0)		
		60歳以上	2 (13.3)	4 (26.7)	7 (46.7)	2 (13.3)	15 (100.0)		
	合計		13 (13.5)	29 (30.2)	49 (51.0)	5 (5.2)	96 (100.0)		
恐 喝	年齢層	29歳以下	3 (8.3)	3 (8.3)	27 (75.0)	3 (8.3)	36 (100.0)	m 0.345	
		30~59歳	8 (18.6)	7 (16.3)	27 (62.8)	1 (2.3)	43 (100.0)		
		60歳以上	1 (16.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	-	6 (100.0)		
	合計		12 (14.1)	12 (14.1)	57 (67.1)	4 (4.7)	85 (100.0)		
強 姦	年齢層	29歳以下	8 (16.0)	4 (8.0)	38 (76.0)	- (0.0)	50 (100.0)	m 0.078	
		30~59歳	5 (23.8)	1 (4.8)	14 (66.7)	1 (4.8)	21 (100.0)		
		60歳以上	2 (100.0)	-	-	-	2 (100.0)		
	合計		15 (20.5)	5 (6.8)	52 (71.2)	1 (1.4)	73 (100.0)		
強制わいせつ	年齢層	29歳以下	6 (12.0)	9 (18.0)	35 (70.0)	-	50 (100.0)	m 0.512	
		30~59歳	4 (23.5)	1 (5.9)	12 (70.6)	-	17 (100.0)		
		60歳以上	-	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)		
	合計		10 (14.7)	10 (14.7)	48 (70.6)	-	68 (100.0)		

注 1 ( )内は構成比を示し, [ ]内は調整済残差を示す。

2 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

3 「判定」欄の「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

4 斜線部分は、5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

このように、幾つかの罪種で、年齢による差が認められたが、有意な関連が認められた殺人等及び業過致死の分布を見ると、殺人等では、「許すことができる」と回答したのは60歳以上の層のみであり、29歳以下の層及び30～59歳以下の層では回答者はいなかった。また、業過致死では、29歳以下の層の人数が非常に少なくなっている。このように回答者の分布が非常に偏っている場合には、統計的分析をすることは困難であり、被害感情と年齢との間に何らかの関連を見出すことは適当でない。

#### イ 事件の内容と被害感情との関連

##### (ア) 事件発生から調査までの経過期間

表3-25は、全罪種について、「事件発生から調査までの経過期間」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

強盗では、「1年6月を超える」場合は「許すことができる」とするものの比率が高くなり、「許すことができない」とするものの比率が低くなっており ( $\chi^2(1)=4.244, p<0.05$ )、時間の経過に伴い被害者の感情が融和していることがうかがえる。しかし、その他の罪種では、時間が経過しても、被害者の感情は融和に向かうとは認められない。

表3-25 事件発生から調査までの経過期間と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
総 数	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	488 (79.0)	130 (21.0)	618 (100.0)	0.225	
		1年6月を超える	213 (82.6)	45 (17.4)	258 (100.0)		
	合計	701 (80.0)	175 (20.0)	876 (100.0)			
殺 人 等	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	60 (93.8)	4 (6.3)	64 (100.0)	f 0.647	
		1年6月を超える	39 (97.5)	1 (2.5)	40 (100.0)		
	合計	99 (95.2)	5 (4.8)	104 (100.0)			
業 過 致 死	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	53 (69.7)	23 (30.3)	76 (100.0)	0.097	
		1年6月を超える	28 (84.8)	5 (15.2)	33 (100.0)		
	合計	81 (74.3)	28 (25.7)	109 (100.0)			
傷 害 等	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	55 (87.3)	8 (12.7)	63 (100.0)	f 1.000	
		1年6月を超える	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)		
	合計	72 (87.8)	10 (12.2)	82 (100.0)			
業 過 傷	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	35 (61.4)	22 (38.6)	57 (100.0)	0.851	
		1年6月を超える	16 (59.3)	11 (40.7)	27 (100.0)		
	合計	51 (60.7)	33 (39.3)	84 (100.0)			
窃 盗	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	63 (69.2)	28 (30.8)	91 (100.0)	f 1.000	
		1年6月を超える	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)		
	合計	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)			
詐 欺 等	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	30 (65.2)	16 (34.8)	46 (100.0)	0.071	
		1年6月を超える	33 (82.5)	7 (17.5)	40 (100.0)		
	合計	63 (73.3)	23 (26.7)	86 (100.0)			
強 盗	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	53 (77.9)	15 (22.1)	68 (100.0)	0.039	*
		1年6月を超える	16 (57.1)	12 (42.9)	28 (100.0)		
	合計	69 (71.9)	27 (28.1)	96 (100.0)			
恐 喝	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	55 (83.3)	11 (16.7)	66 (100.0)	f 0.724	
		1年6月を超える	18 (90.0)	2 (10.0)	20 (100.0)		
	合計	73 (84.9)	13 (15.1)	86 (100.0)			
強 姦	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)	f 1.000	
		1年6月を超える	29 (96.7)	1 (3.3)	30 (100.0)		
	合計	66 (97.1)	2 (2.9)	68 (100.0)			
強 制 わ い せ つ	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	47 (95.9)	2 (4.1)	49 (100.0)	f 0.191	
		1年6月を超える	11 (84.6)	2 (15.4)	13 (100.0)		
	合計	58 (93.5)	4 (6.5)	62 (100.0)			

注 1 「事件発生から調査までの経過期間」は、不明を除く。

2 ( ) 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の「\*」は、有意水準5%以下で有意差のあることを示す。

表3-26は、全罪種について、「事件発生から調査までの経過期間」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

業過致死 ( $p<0.01$ ), 強盗 ( $p<0.05$ ), 及び恐喝 ( $p<0.01$ ) の3罪種において、「事件発生から調査までの経過期間」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変化したものに着目してみると、恐喝において、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「1年6月以下」の場合は有意に少なく、「1年6月を超える」場合は有意に多くなっている。

その他の7罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-26 事件発生から調査までの経過期間と加害者に対する気持ちの変化

罪種			加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるといふ気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P値	判定
総数	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	148 (22.5)	136 (20.6)	321 (48.7)	54	659 (100.0)	0.299	
		1年6か月を超える	71 (26.6)	45	134 (50.2)	17 (6.4)	267 (100.0)		
	合計		219 (23.7)	181 (19.5)	455 (49.1)	71 (7.7)	926 (100.0)		
殺人等	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	23 (36.5)	4 (6.3)	36 (57.1)	—	63 (100.0)	0.097	m
		1年6か月を超える	16 (42.1)	—	20 (52.6)	2 (5.3)	38 (100.0)		
	合計		39 (38.6)	4 (4.0)	56 (55.4)	2 (2.0)	101 (100.0)		
業過致死	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	29 (35.8) [1.2]	20 (24.7) [1.1]	23 (28.4) [-3.2]	9 (11.1) [2.0]	81 (100.0)	0.006	**
		1年6か月を超える	8 (24.2) [-1.2]	5 (15.2) [-1.1]	20 (60.6) [3.2]	— [-2.0]	33 (100.0)		
	合計		37 (32.5)	25 (21.9)	43 (37.7)	9 (7.9)	114 (100.0)		
傷害等	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	19 (30.6)	8 (12.9)	31 (50.0)	4 (6.5)	62 (100.0)	0.975	m
		1年6か月を超える	7 (31.8)	2 (9.1)	12 (54.5)	1 (4.5)	22 (100.0)		
	合計		26 (31.0)	10 (11.9)	43 (51.2)	5 (6.0)	84 (100.0)		
業過傷	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	21 (31.8)	18 (27.3)	15 (22.7)	12 (18.2)	66 (100.0)	0.992	
		1年6か月を超える	10 (31.3)	8 (25.0)	8 (25.0)	6 (18.8)	32 (100.0)		
	合計		31 (31.6)	26 (26.5)	23 (23.5)	18 (18.4)	98 (100.0)		
窃盗	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	10 (9.4)	30 (28.3)	46 (43.4)	20 (18.9)	106 (100.0)	1.000	m
		1年6か月を超える	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	7 (100.0)		
	合計		11 (9.7)	32 (28.3)	49 (43.4)	21 (18.6)	113 (100.0)		
詐欺等	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	12 (24.5)	16 (32.7)	18 (36.7)	3 (6.1)	49 (100.0)	0.844	m
		1年6か月を超える	12 (26.1)	11 (23.9)	20 (43.5)	3 (6.5)	46 (100.0)		
	合計		24 (25.3)	27 (28.4)	38 (40.0)	6 (6.3)	95 (100.0)		

強 盗	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6か月以下	12 (17.4) [1.8]	21 (30.4) [-0.3]	35 (50.7) [0.2]	1 (1.4) [-2.6]	69 (100.0)	m 0.020	*
		1年6か月を超え る	1 (3.7) [-1.8]	9 (33.3) [0.3]	13 (48.1) [-0.2]	4 (14.8) [2.6]	27 (100.0)		
	合計	13 (13.5)	30 (31.3)	48 (50.0)	5 (5.2)	96 (100.0)			
恐 喝	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6か月以下	4 (6.3) [-3.8]	10 (15.6) [0.6]	46 (71.9) [1.8]	4 (6.3) [1.1]	64 (100.0)	m 0.003	**
		1年6か月を超え る	8 (40.0) [3.8]	2 (10.0) [-0.6]	10 (50.0) [-1.8]	- [ -1.1]	20 (100.0)		
	合計	12 (14.3)	12 (14.3)	56 (66.7)	4 (4.8)	84 (100.0)			
強 姦	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6か月以下	10 (23.8)	1 (2.4)	30 (71.4)	1 (2.4)	42 (100.0)	m 0.271	
		1年6か月を超え る	6 (20.0)	4 (13.3)	20 (66.7)	-	30 (100.0)		
	合計	16 (22.2)	5 (6.9)	50 (69.4)	1 (1.4)	72 (100.0)			
強制わいせ つ	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6か月以下	8 (14.0)	8 (14.0)	41 (71.9)	-	57 (100.0)	m 1.000	
		1年6か月を超え る	2 (16.7)	2 (16.7)	8 (66.7)	-	12 (100.0)		
	合計	10 (14.5)	10 (14.5)	49 (71.0)	-	69 (100.0)			

注 1 表3-25の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し, [ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 〇〇〇〇部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

事件発生から本調査までの経過期間は平均で約1年4か月であり、事件発生から期間が経過するに伴い、被害感情が融和している罪種も見られるが、ほとんどの罪種では、被害感情が変化しておらず、罪種によっては、むしろ被害感情が悪化しているものも見られる。

(イ) 傷害の有無・程度

表3-27は、事件における「傷害の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつの4罪種（傷害等及び業過傷については、すべての被害者が受傷しているため、分析から除外した。）について示したものである。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、全体としては、「(事件における傷害が) あり」の場合は「許すことができない」とするものの比率が高く、「(事件における傷害が) なし」の場合は「許すことができる」とするものの比率が高くなっている。

表3-27 傷害の有無と加害者に対する気持ち

罪種		加害者に対する気持ち		合計	検定の結果		
		許すことができない	許すことができる		P値	判定	
強盗	傷害の有無	あり	38 (69.1)	17 (30.9)	55 (100.0)	0.482	
		なし	31 (75.6)	10 (24.4)	41 (100.0)		
	合計	69 (71.9)	27 (28.1)	96 (100.0)			
恐喝	傷害の有無	あり	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)	f 0.327	
		なし	47 (81.0)	11 (19.0)	58 (100.0)		
	合計	69 (84.1)	13 (15.9)	82 (100.0)			
強姦	傷害の有無	あり	45 (100.0)	—	45 (100.0)	f 0.118	
		なし	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)		
	合計	67 (97.1)	2 (2.9)	69 (100.0)			
強制わいせつ	傷害の有無	あり	24 (100.0)	—	24 (100.0)	f 0.147	
		なし	33 (89.2)	4 (10.8)	37 (100.0)		
	合計	57 (93.4)	4 (6.6)	61 (100.0)			

注 1 ( ) 内は、構成比である。

2 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

表3-28は、事件における「傷害の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつの4罪種について示したものである。

強制わいせつにおいて、「傷害の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた( $p < 0.05$ )。残差分析の結果、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「(事件における傷害が)なし」の場合に有意に多く、「(事件における傷害が)あり」の場合に有意に少なくなっている。

表3-28 傷害の有無と加害者に対する気持ちの変化

		加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果		
		前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P値	判定	
強盗	傷害の有無	あり	8 (14.8)	14 (25.9)	29 (53.7)	3 (5.6)	54 (100.0)	0.678	
		なし	5 (11.9)	16 (38.1)	19 (45.2)	2 (4.8)			
	合計	13 (13.5)	30 (31.3)	48 (50.0)	5 (5.2)	96 (100.0)			
恐喝	傷害の有無	あり	5 (18.5)	2 (7.4)	19 (70.4)	1 (3.7)	27 (100.0)	0.525	
		なし	6 (11.1)	10 (18.5)	35 (64.8)	3 (5.6)			
	合計	11 (13.6)	12 (14.8)	54 (66.7)	4 (4.9)	81 (100.0)			
強姦	傷害の有無	あり	11 (22.9)	4 (8.3)	33 (68.8)	—	48 (100.0)	0.557	
		なし	5 (20.0)	1 (4.0)	18 (72.0)	1 (4.0)			
	合計	16 (21.9)	5 (6.8)	51 (69.9)	1 (1.4)	73 (100.0)			
強制わいせつ	傷害の有無	あり	5 (17.9) [0.9]	— [-2.9]	23 (82.1) [1.6]	—	28 (100.0)	0.014	*
		なし	4 (10.0) [-0.9]	10 (25.0) [2.9]	26 (65.0) [-1.6]	—			
	合計	9 (13.2)	10 (14.7)	49 (72.1)	—	68 (100.0)			

注 1 ( )内は構成比を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

2 「P値」は、モンテカルロ法による。

3 「判定」欄の「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

4 網掛け部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-29は、事件における「傷害の程度（受傷期間）」と「加害者に対する気持ち」との関連を、傷害等、業過傷、強盗及び恐喝の4罪種（強姦及び強制わいせつについては、すべての被害者が「許すことができない」と回答しているため、分析から除外した。）について示したものである。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、全体としては、受傷期間が長くなる程、「許すことができない」とするものの比率が高くなっている。

表3-29 傷害の程度と加害者に対する気持ち

## ① 傷害等・業過傷

罪種			加害者に対する気持ち		合計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P値	判定
傷害等	傷害の程度	3か月未満	21 (80.8)	5 (19.2)	26 (100.0)	m 0.432	
		3か月以上1年未満	26 (86.7)	4 (13.3)	30 (100.0)		
		1年以上	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)		
	合計	66 (86.8)	10 (13.2)	76 (100.0)			
業過傷	傷害の程度	3か月未満	1 (20.0)	4 (80.0)	5 (100.0)	m 0.051	
		3か月以上1年未満	19 (55.9)	15 (44.1)	34 (100.0)		
		1年以上	24 (72.7)	9 (27.3)	33 (100.0)		
	合計	44 (61.1)	28 (38.9)	72 (100.0)			

## ② 強盗・恐喝

罪種			加害者に対する気持ち		合計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P値	判定
強盗	傷害の程度	2週間未満	13 (56.5)	10 (43.5)	23 (100.0)	m 0.191	
		2週間以上1か月未満	18 (78.3)	5 (21.7)	23 (100.0)		
		1か月以上3か月未満	2 (50.0)	2 (50.0)	4 (100.0)		
		3か月以上	4 (100.0)	—	4 (100.0)		
	合計	37 (68.5)	17 (31.5)	54 (100.0)			
恐喝	傷害の程度	2週間未満	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)	f 1.000	
		2週間以上1か月未満	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
		1か月以上3か月未満					
		3か月以上					
	合計	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)			

注 1 「傷害の程度」は、「わからない」を分析から除外した。

2 強姦及び強制わいせつは、すべての被害者が「許すことができない」と回答しているため、分析から除外した。

3 ( )内は、構成比である。

4 「P値」欄の、「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを、「m」はモンテカルロ法によることを、それぞれ示す。

表3-30は、事件における「傷害の程度」(受傷期間)と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、表3-29で分析した罪種に、強姦及び強制わいせつを加えた6罪種について示したものである。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、全体としては、受傷期間が長くなる程、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率が高くなっており、特に受傷期間が3か月以上の被害者については、その比率が高くなっている。

表3-30 傷害の程度と加害者に対する気持ちの変化

## ① 傷害等・業過傷

	罪種	加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果		
		前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っている		P値	判定	
傷害等	傷害の程度	3か月未満	3 (11.5)	3 (11.5)	18 (69.2)	2 (7.7)	26 (100.0)	0.094	
		3か月以上 1年未満	10 (34.5)	4 (13.8)	13 (44.8)	2 (6.9)			
		1年以上	11 (55.0)	2 (10.0)	6 (30.0)	1 (5.0)			
		合計	24 (32.0)	9 (12.0)	37 (49.3)	5 (6.7)			
業過傷	傷害の程度	3か月未満	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	8 (100.0)	0.073	
		3か月以上 1年未満	10 (27.0)	9 (24.3)	7 (18.9)	11 (29.7)			
		1年以上	15 (35.7)	13 (31.0)	11 (26.2)	3 (7.1)			
		合計	26 (29.9)	23 (26.4)	20 (23.0)	18 (20.7)			

## ② 強盗・恐喝・強姦・強制わいせつ

	罪種	加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果		
		前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っている		P値	判定	
強盗	傷害の程度	2週間未満	3 (14.3)	7 (33.3)	10 (47.6)	1 (4.8)	21 (100.0)	0.320	
		2週間以上 1か月未満	4 (18.2)	3 (13.6)	13 (59.1)	2 (9.1)			
		1か月以上 3か月未満	—	3 (25.0)	1	—			
		3か月以上	1 (20.0)	—	4 (80.0)	—			
		合計	8 (15.4)	13 (25.0)	28 (53.8)	3 (5.8)			
		合計	8 (15.4)	13 (25.0)	28 (53.8)	3 (5.8)			
恐喝	傷害の程度	2週間未満	4 (18.2)	2 (9.1)	15 (68.2)	1 (4.5)	22 (100.0)	1.000	
		2週間以上 1か月未満	1 (20.0)	—	4 (80.0)	—			
		1か月以上 3か月未満	—	—	—	—			
		3か月以上	—	—	—	—			
		合計	5 (18.5)	2 (7.4)	19 (70.4)	1 (3.7)			
		合計	5 (18.5)	2 (7.4)	19 (70.4)	1 (3.7)			
強姦	傷害の程度	2週間未満	5 (25.0)	2 (10.0)	13 (65.0)	—	20 (100.0)	0.817	
		2週間以上 1か月未満	2 (16.7)	1 (8.3)	9 (75.0)	—			
		1か月以上 3か月未満	1 (12.5)	—	7 (87.5)	—			
		3か月以上	3 (37.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	—			
		合計	11 (22.9)	4 (8.3)	33 (68.8)	—			
		合計	11 (22.9)	4 (8.3)	33 (68.8)	—			
強制わいせつ	傷害の程度	2週間未満	2 (13.3)	—	13 (86.7)	—	15 (100.0)	1.000	
		2週間以上 1か月未満	2 (22.2)	—	7 (77.8)	—			
		1か月以上 3か月未満	—	—	1 (100.0)	—			
		3か月以上	—	—	2 (100.0)	—			
		合計	4 (14.8)	—	23 (85.2)	—			
		合計	4 (14.8)	—	23 (85.2)	—			

- 注 1 表3-29の注1に同じ。  
 2 ( )内は、構成比である。  
 3 「P値」は、モンテカルロ法による。

強制わいせつ以外の罪種では、統計的に有意な関連は認められなかったものの、事件によって傷害を受け、受傷期間が長い被害者の場合、「許すことができない」「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」等と回答している比率が高くなっている。

(ウ) 被害額

表3-31は、「被害額」と「加害者に対する気持ち」との関連を、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝の4罪種について示したものである。

詐欺等において、「被害額」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められた ( $p < 0.01$ )。残差分析の結果、「10万円以下」及び「100万円以下」では、「許すことができる」が有意に多く、「許すことができない」が有意に少なく、また「100万円を超える」では、「許すことができない」が有意に多く、「許すことができる」が有意に少なくなっている。統計的に有意な関連は認められなかったものの、強盗においても同様の傾向が認められた。

表 3-31 被害額と加害者に対する気持ち

罪種			加害者に対する気持ち		合計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判定
窃盗	被害額	10万円以下	30 (63.8)	17 (36.2)	47 (100.0)	0.644	
		100万円以下	19 (73.1)	7 (26.9)	26 (100.0)		
		100万円を超える	11 (73.3)	4 (26.7)	15 (100.0)		
	合計	60 (68.2)	28 (31.8)	88 (100.0)			
詐欺等	被害額	10万円以下	9 (56.3) [-2.0]	7 (43.8) [2.0]	16 (100.0)	m 0.000	**
		100万円以下	9 (45.0) [-3.6]	11 (55.0) [3.6]	20 (100.0)		
		100万円を超える	46 (93.9) [4.6]	3 (6.1) [-4.6]	49 (100.0)		
	合計	64 (75.3)	21 (24.7)	85 (100.0)			
強盗	被害額	10万円以下	26 (61.9)	16 (38.1)	42 (100.0)	m 0.076	
		100万円以下	10 (66.7)	5 (33.3)	15 (100.0)		
		100万円を超える	14 (93.3)	1 (6.7)	15 (100.0)		
	合計	50 (69.4)	22 (30.6)	72 (100.0)			
恐喝	被害額	10万円以下	30 (83.3)	6 (16.7)	36 (100.0)	m 1.000	
		100万円以下	19 (82.6)	4 (17.4)	23 (100.0)		
		100万円を超える	14 (87.5)	2 (12.5)	16 (100.0)		
	合計	63 (84.0)	12 (16.0)	75 (100.0)			

注 1 「被害額」は、額が不明な場合を除く。

2 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。

5 部分(グレー部分)は、有意水準 5% 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-32は、「被害額」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝の4罪種について示したものである。

詐欺等、強盗及び恐喝において、被害額と「加害者に対する気持ちの変化」との間に、有意な関連が認められた（いずれも  $p < 0.05$ ）。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみたところ、詐欺等では、「(被害額が)100万円以下」で「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」が有意に多いが、「100万円を超える」で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」が有意に多く、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」が有意に少なくなっている。強盗では、「10万円以下」で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」が有意に多く、「100万円を超える」で「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」が有意に少なくなっている。恐喝では、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」が「100万円以下」で有意に少なく、「100万円を超える」で有意に多くなっている。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、窃盗においても同様に、「100万円を超える」で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率が高くなっている。



被害額が比較的少ないときは、被害感情が必ずしも悪くない場合が見られるが、被害額がおおむね100万円を超えると、被害感情は厳しくなる傾向が認められる。

なお、強盗において、「10万円以下」で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」が有意に多くなっているが、これは、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」と回答している被害者全員が「10万円以下」に該当しており、回答の分布が顕著に偏っていることが原因であると思われる。

#### ウ 事件による影響と被害感情との関連

##### (ア) 精神的影響の有無・内容

表3-33は、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を、傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗、及び恐喝の6罪種について示したものである。

業過傷 ( $\chi^2(1)=16.818, p<0.01$ )、窃盗 ( $\chi^2(1)=11.617, p<0.01$ )、詐欺等 ( $\chi^2(1)=14.107, p<0.01$ )、及び強盗 ( $\chi^2(1)=8.043, p<0.01$ ) の4罪種において、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「受けた」場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「受けていない又は小さい」場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。その他の2罪種についても、統計的に有意な関連は認められなかったものの、同様の傾向が認められた。

さらに、「精神的影響の内容」と「加害者に対する気持ち」との関連について分析すると、業過致死では、「病気になるたり、精神的に不安定になった」( $\chi^2(1)=15.614, p<0.01$ )、「何をする気力もなくなった」( $\chi^2(1)=13.076, p<0.01$ )、及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」( $\chi^2(1)=6.628, p<0.05$ )の3項目で、業過傷では、「食欲がなくなった」( $p<0.05$ )、「人と会いたくなくなった」( $p<0.01$ )、及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」( $\chi^2(1)=8.115, p<0.01$ )の3項目で、詐欺等では、「病気になるたり、精神的に不安定になった」( $p<0.05$ )、「食欲がなくなった」( $\chi^2(1)=3.958, p<0.05$ )、「何をする気力もなくなった」( $\chi^2(1)=4.387, p<0.05$ )、及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」( $p<0.01$ )の4項目について、それぞれ「該当」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「非該当」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。

表 3-33 精神的影響の有無と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
傷 害 等	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	11 (78.6)	3 (21.4)	14 (100.0)	f 0.175	
		受 け た	54 (91.5)	5 (8.5)	59 (100.0)		
	合計	65 (89.0)	8 (11.0)	73 (100.0)			
業 過 傷	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	5 (23.8)	16 (76.2)	21 (100.0)	0.000	**
		受 け た	44 (74.6)	15 (25.4)	59 (100.0)		
	合計	49 (61.3)	31 (38.8)	80 (100.0)			
窃 盗	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	22 (51.2)	21 (48.8)	43 (100.0)	0.001	**
		受 け た	42 (84.0)	8 (16.0)	50 (100.0)		
	合計	64 (68.8)	29 (31.2)	93 (100.0)			
詐 欺 等	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	14 (51.9)	13 (48.1)	27 (100.0)	0.000	**
		受 け た	49 (89.1)	6 (10.9)	55 (100.0)		
	合計	63 (76.8)	19 (23.2)	82 (100.0)			
強 盗	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	23 (59.0)	16 (41.0)	39 (100.0)	0.005	**
		受 け た	42 (85.7)	7 (14.3)	49 (100.0)		
	合計	65 (73.9)	23 (26.1)	88 (100.0)			
恐 喝	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	16 (72.7)	6 (27.3)	22 (100.0)	f 0.170	
		受 け た	52 (88.1)	7 (11.9)	59 (100.0)		
	合計	68 (84.0)	13 (16.0)	81 (100.0)			

- 注 1 「精神的影響の有無」は、「受けていない」及び「受けたけれども、小さい」をまとめて「受けていない又は小さい」とし、「大きな精神的な影響を受けた」を「受けた」とし、「なんともいえない」は分析から除外した。
- 2 ( ) 内は、構成比を示す。
- 3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。
- 4 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。

表3-34は、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗、及び恐喝の6罪種について示したものである。

業過傷、窃盗、詐欺等（以上 $p < 0.01$ ）及び強盗（ $p < 0.05$ ）の4罪種において、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この4罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、業過傷、窃盗及び詐欺等では、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「受けた」で有意に多く、「受けていない又は小さい」で有意に少なくなっている。また、詐欺等及び強盗では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「受けていない又は小さい」で有意に多く、「受けた」で有意に少なくなっている。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、傷害等及び恐喝においても同様の傾向が認められた。

表 3-34 精神的影響の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許す ことができな いと思ってい る	前から、許す ことができる と思ってい た		P 値	判 定
傷害等	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	3 (17.6)	2 (11.8)	10 (58.8)	2 (11.8)	17 (100.0)	0.426	
		受 け た	22 (37.3)	6 (10.2)	28 (47.5)	3 (5.1)	59 (100.0)		
	合計	25 (32.9)	8 (10.5)	38 (50.0)	5 (6.6)	76 (100.0)			
業過傷	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	1 (4.2) [-3.6]	9 (37.5) [1.7]	4 (16.7) [-0.7]	10 (41.7) [3.2]	24 (100.0)	0.000	**
		受 け た	31 (44.9) [3.6]	14 (20.3) [-1.7]	16 (23.2) [0.7]	8 (11.6) [-3.2]	69 (100.0)		
	合計	32 (34.4)	23 (24.7)	20 (21.5)	18 (19.4)	93 (100.0)			
窃 盗	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	1 (2.0) [-2.6]	17 (33.3) [1.3]	17 (33.3) [-2.1]	16 (31.4) [3.1]	51 (100.0)	0.000	**
		受 け た	9 (16.7) [2.6]	12 (22.2) [-1.3]	29 (53.7) [2.1]	4 (7.4) [-3.1]	54 (100.0)		
	合計	10 (9.5)	29 (27.6)	46 (43.8)	20 (19.0)	105 (100.0)			
詐欺等	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	2 (7.1) [-2.9]	14 (50.0) [3.7]	8 (28.6) [-1.8]	4 (14.3) [2.5]	28 (100.0)	0.000	**
		受 け た	23 (35.9) [2.9]	9 (14.1) [-3.7]	31 (48.4) [1.8]	1 (1.6) [-2.5]	64 (100.0)		
	合計	25 (27.2)	23 (25.0)	39 (42.4)	5 (5.4)	92 (100.0)			
強 盗	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	4 (10.5) [-0.9]	16 (42.1) [2.3]	14 (36.8) [-2.2]	4 (10.5) [1.7]	38 (100.0)	0.017	*
		受 け た	9 (17.6) [0.9]	10 (19.6) [-2.3]	31 (60.8) [2.2]	1 (2.0) [-1.7]	51 (100.0)		
	合計	13 (14.6)	26 (29.2)	45 (50.6)	5 (5.6)	89 (100.0)			
恐 喝	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	1 (4.3)	6 (26.1)	14 (60.9)	2 (8.7)	23 (100.0)	0.123	
		受 け た	10 (17.5)	6 (10.5)	39 (68.4)	2 (3.5)	57 (100.0)		
	合計	11 (13.8)	12 (15.0)	53 (66.3)	4 (5.0)	80 (100.0)			

注 1 表 3-33の注 1 に同じ。

2 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5%以下で、「\*\*」は有意水準 1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 網掛け部分は、有意水準 5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

罪種を問わず、「受けていない又は小さい」と回答した被害者の場合は、被害感情が必ずしも悪くないが、「受けた」と回答した被害者の場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められた。被害者の精神的影響と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。

(イ) 生活面への影響の有無・内容

「生活面への影響の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連について分析すると、業過致死 ( $p < 0.05$ )、傷害等 ( $p < 0.01$ )、業過傷 ( $\chi^2(1) = 11.631, p < 0.01$ )、窃盗 ( $\chi^2(1) = 6.834, p < 0.01$ )、詐欺等 ( $\chi^2(1) = 18.807, p < 0.01$ )、及び強盗 ( $\chi^2(1) = 8.294, p < 0.01$ ) の 6 罪種において、「(生活面への)影響はない」が「該当」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「非該当」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなっている。

さらに、「生活面への影響の内容」と「加害者に対する気持ち」との関連について分析すると、業過致死では「家庭が暗くなった」( $\chi^2(1) = 8.229, p < 0.01$ )で、傷害等では「生活が苦しくなった」( $p < 0.05$ )で、業過傷では「生活が苦しくなった」( $\chi^2(1) = 8.331, p < 0.01$ )、及び「仕事や学校を続けられなくなった」( $p < 0.01$ )の 2 項目で、詐欺等では「生活が苦しくなった」( $p < 0.01$ )で、それぞれ「該当」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「非該当」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。

エ 謝罪、示談及び賠償金支払と被害感情との関連

(ア) 謝罪の有無

表 3-35 は、全罪種について、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死 ( $p < 0.05$ )、業過傷 ( $p < 0.01$ )、詐欺等 ( $\chi^2(1) = 10.813, p < 0.01$ )、及び強盗 ( $\chi^2(1) = 12.722, p < 0.01$ ) の 4 罪種において、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「謝罪あり」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者等が有意に多くなり、逆に「謝罪なし」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者等が有意に多くなっている。

その他の 6 罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-35 謝罪の有無と加害者に対する気持ち

	謝罪の有無	加害者に対する気持ち		合計	検定の結果	
		許すことができない	許すことができる		P 値	判定
殺人等	謝罪あり	21 (87.5)	3 (12.5)	24 (100.0)	f 0.058	
		64 (98.5)	1 (1.5)	65 (100.0)		
	合計	85 (95.5)	4 (4.5)	89 (100.0)		
業過致死	謝罪あり	52 (65.8)	27 (34.2)	79 (100.0)	f 0.019	*
		17 (94.4)	1 (5.6)	18 (100.0)		
	合計	69 (71.1)	28 (28.9)	97 (100.0)		
傷害等	謝罪あり	26 (78.8)	7 (21.2)	33 (100.0)	f 0.070	
		37 (94.9)	2 (5.1)	39 (100.0)		
	合計	63 (87.5)	9 (12.5)	72 (100.0)		
業過傷	謝罪あり	22 (40.7)	32 (59.3)	54 (100.0)	f 0.000	**
		21 (95.5)	1 (4.5)	22 (100.0)		
	合計	43 (56.6)	33 (43.4)	76 (100.0)		
窃盗	謝罪あり	17 (54.8)	14 (45.2)	31 (100.0)	0.084	
		43 (72.9)	16 (27.1)	59 (100.0)		
	合計	60 (66.7)	30 (33.3)	90 (100.0)		
詐欺等	謝罪あり	20 (55.6)	16 (44.4)	36 (100.0)	0.001	**
		38 (88.4)	5 (11.6)	43 (100.0)		
	合計	58 (73.4)	21 (26.6)	79 (100.0)		
強盗	謝罪あり	17 (47.2)	19 (52.8)	36 (100.0)	0.000	**
		41 (83.7)	8 (16.3)	49 (100.0)		
	合計	58 (68.2)	27 (31.8)	85 (100.0)		
恐喝	謝罪あり	31 (79.5)	8 (20.5)	39 (100.0)	f 0.227	
		34 (89.5)	4 (10.5)	38 (100.0)		
	合計	65 (84.4)	12 (15.6)	77 (100.0)		
強姦	謝罪あり	26 (96.3)	1 (3.7)	27 (100.0)	f 1.000	
		30 (96.8)	1 (3.2)	31 (100.0)		
	合計	56 (96.6)	2 (3.4)	58 (100.0)		
強制わいせつ	謝罪あり	25 (89.3)	3 (10.7)	28 (100.0)	f 0.611	
		26 (96.3)	1 (3.7)	27 (100.0)		
	合計	51 (92.7)	4 (7.3)	55 (100.0)		

注 1 「謝罪の有無」は、「謝罪した」を「謝罪あり」とし、「こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった」、「謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない」及び「加害者側からの面会や謝罪をこちらが拒否した」をまとめて「謝罪なし」とし、「その他」は分析から除外した。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5%以下で、「\*\*」は有意水準 1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-36は、全罪種について、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、示したものである。

業過致死 ( $p < 0.05$ ), 傷害等 ( $p < 0.01$ ), 業過傷 ( $\chi^2(3) = 12.603, p < 0.01$ ), 窃盗 ( $\chi^2(3) = 8.983, p < 0.05$ ), 詐欺等 ( $p < 0.01$ ), 及び強盗 ( $p < 0.01$ ) の6罪種において、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。その他の4罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この6罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、傷害等及び業過傷では、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「謝罪なし」の場合に有意に多く、「謝罪あり」の場合に有意に少なくなっている。また、業過致死、業過傷、詐欺等及び強盗では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「謝罪あり」の場合に有意に多く、「謝罪なし」の場合に有意に少なくなっている。

表3-36 謝罪の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪種			加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P値	判定
殺人等	謝罪の有無	謝罪あり	10 (43.5)	2 (8.7)	11 (47.8)	—	23 (100.0)	m 0.411	
		謝罪なし	25 (39.7)	1 (1.6)	36 (57.1)	1 (1.6)	63 (100.0)		
	合計	35 (40.7)	3 (3.5)	47 (54.7)	1 (1.2)	86 (100.0)			
業過致死	謝罪の有無	謝罪あり	24 (28.6) [-1.2]	24 (28.6) [2.1]	27 (32.1) [-1.7]	9 (10.7) [1.5]	84 (100.0)	m 0.041	*
		謝罪なし	8 (42.1) [1.2]	1 (5.3) [-2.1]	10 (52.6) [1.7]	— [-1.5]	19 (100.0)		
	合計	32 (31.1)	25 (24.3)	37 (35.9)	9 (8.7)	103 (100.0)			
傷害等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (13.9) [+2.7]	7 (19.4) [1.5]	19 (52.8) [0.2]	5 (13.9) [2.4]	36 (100.0)	m 0.004	**
		謝罪なし	16 (42.1) [2.7]	3 (7.9) [-1.5]	19 (50.0) [-0.2]	— [-2.4]	38 (100.0)		
	合計	21 (28.4)	10 (13.5)	38 (51.4)	5 (6.8)	74 (100.0)			
業過傷	謝罪の有無	謝罪あり	13 (22.0) [-2.9]	20 (33.9) [2.1]	10 (16.9) [-1.0]	16 (27.1) [1.9]	59 (100.0)	0.006	**
		謝罪なし	16 (51.6) [2.9]	4 (12.9) [-2.1]	8 (25.8) [1.0]	3 (9.7) [-1.9]	31 (100.0)		
	合計	29 (32.2)	24 (26.7)	18 (20.0)	19 (21.1)	90 (100.0)			

窃盗	謝罪の有無	謝罪あり	6 (15.0) [1.8]	12 (30.0) [-0.1]	11 (27.5) [-2.4]	11 (27.5) [1.8]	40 (100.0)	0.030	*
		謝罪なし	3 (4.8) [-1.8]	19 (30.6) [0.1]	32 (51.6) [2.4]	8 (12.9) [-1.8]	62 (100.0)		
	合計	9 (8.8)	31 (30.4)	43 (42.2)	19 (18.6)	102 (100.0)			
詐欺等	謝罪の有無	謝罪あり	9 (20.5) [-0.9]	21 (47.7) [4.1]	12 (27.3) [-2.7]	2 (4.5) [-0.4]	44 (100.0)	0.000	**
		謝罪なし	13 (28.9) [0.9]	4 (8.9) [-4.1]	25 (55.6) [2.7]	3 (6.7) [0.4]	45 (100.0)		
	合計	22 (24.7)	25 (28.1)	37 (41.6)	5 (5.6)	89 (100.0)			
強盗	謝罪の有無	謝罪あり	3 (7.5) [-1.1]	19 (47.5) [2.4]	13 (32.5) [-2.7]	5 (12.5) [2.5]	40 (100.0)	0.001	**
		謝罪なし	7 (14.9) [1.1]	11 (23.4) [-2.4]	29 (61.7) [2.7]	- (-) [-2.5]	47 (100.0)		
	合計	10 (11.5)	30 (34.5)	42 (48.3)	5 (5.7)	87 (100.0)			
恐喝	謝罪の有無	謝罪あり	4 (10.8)	7 (18.9)	23 (62.2)	3 (8.1)	37 (100.0)	0.401	m
		謝罪なし	5 (13.9)	3 (8.3)	27 (75.0)	1 (2.8)	36 (100.0)		
	合計	9 (12.3)	10 (13.7)	50 (68.5)	4 (5.5)	73 (100.0)			
強姦	謝罪の有無	謝罪あり	8 (25.8)	1 (3.2)	21 (67.7)	1 (3.2)	31 (100.0)	0.395	m
		謝罪なし	6 (18.8)	4 (12.5)	22 (68.8)	- (-)	32 (100.0)		
	合計	14 (22.2)	5 (7.9)	43 (68.3)	1 (1.6)	63 (100.0)			
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	2 (5.9)	8 (23.5)	24 (70.6)	- (-)	34 (100.0)	0.115	m
		謝罪なし	5 (17.9)	2 (7.1)	21 (75.0)	- (-)	28 (100.0)		
	合計	7 (11.3)	10 (16.1)	45 (72.6)	- (-)	62 (100.0)			

注 1 表3-35の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し, [ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 斜線部分、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-37は、全罪種について、「謝罪の有無」と「罪の償いに大切なこと」との関連を示したものである。

業過傷、詐欺等（以上  $p < 0.01$ ）、恐喝、及び強制わいせつ（以上  $p < 0.05$ ）の4罪種において、「謝罪の有無」と「罪の償いに大切なこと」との間に有意な関連が認められた。その他の6罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この4罪種について残差分析を行い、「罪の償いに大切なこと」のうち、どの項目で有意な関連が生じているのかを分析したところ、業過傷では、「謝罪なし」の場合は、「被害者に謝罪すること」を選択した被害者が有意に多く、「謝罪あり」の場合は、「被害者に謝罪すること」を選択した被害者が有意に少なくなっている。詐欺等及び強制わいせつでは、「謝罪あり」の場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に多く、「謝罪なし」の場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。恐喝では、「謝罪あり」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者等が有意に多く、「謝罪なし」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。

表3-37 謝罪の有無と罪の償いに大切なこと

罪種			罪の償いに大切なこと					合計	検定の結果	
			判決で決められた刑に服すること	被害者に謝罪すること	示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること	社会で更生すること	被害者の許しを得ること		P値	判定
殺人等	謝罪の有無	謝罪あり	7 (43.8)	1 (6.3)	3 (18.8)	4 (25.0)	1 (6.3)	16 (100.0)	0.261	
		謝罪なし	21 (40.4)	13 (25.0)	10 (19.2)	4 (7.7)	4 (7.7)	52 (100.0)		
	合計	28 (41.2)	14 (20.6)	13 (19.1)	8 (11.8)	5 (7.4)	68 (100.0)			
業過致死	謝罪の有無	謝罪あり	22 (28.9)	20 (26.3)	5 (6.6)	21 (27.6)	8 (10.5)	76 (100.0)	0.359	
		謝罪なし	4 (26.7)	3 (20.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	4 (26.7)	15 (100.0)		
	合計	26 (28.6)	23 (25.3)	7 (7.7)	23 (25.3)	12 (13.2)	91 (100.0)			
傷害等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (13.2)	4 (10.5)	9 (23.7)	17 (44.7)	3 (7.9)	38 (100.0)	0.475	
		謝罪なし	4 (11.4)	5 (14.3)	11 (31.4)	9 (25.7)	6 (17.1)	35 (100.0)		
	合計	9 (12.3)	9 (12.3)	20 (27.4)	26 (35.6)	9 (12.3)	73 (100.0)			
業過傷	謝罪の有無	謝罪あり	12 (18.5) [1.9]	9 (13.8) [-3.7]	21 (32.3) [1.4]	18 (27.7) [1.0]	5 (7.7) [-0.5]	65 (100.0)	0.003	**
		謝罪なし	1 (3.6) [-1.9]	14 (50.0) [3.7]	5 (17.9) [-1.4]	5 (17.9) [-1.0]	3 (10.7) [0.5]	28 (100.0)		
	合計	13 (14.0)	23 (24.7)	26 (28.0)	23 (24.7)	8 (8.6)	93 (100.0)			
窃盗	謝罪の有無	謝罪あり	4 (10.0)	3 (7.5)	1 (2.5)	31 (77.5)	1 (2.5)	40 (100.0)	0.257	
		謝罪なし	12 (17.4)	4 (5.8)	7 (10.1)	46 (66.7)	-	69 (100.0)		
	合計	16 (14.7)	7 (6.4)	8 (7.3)	77 (70.6)	1 (0.9)	109 (100.0)			
詐欺等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (10.6) [-1.9]	2 (4.3) [-1.0]	14 (29.8) [-1.3]	26 (55.3) [3.5]	- [-1.0]	47 (100.0)	0.005	**
		謝罪なし	13 (25.0) [1.9]	5 (9.6) [1.0]	22 (42.3) [1.3]	11 (21.2) [-3.5]	1 (1.9) [1.0]	52 (100.0)		
	合計	18 (18.2)	7 (7.1)	36 (36.4)	37 (37.4)	1 (1.0)	99 (100.0)			
強盗	謝罪の有無	謝罪あり	13 (31.7)	5 (12.2)	-	21 (51.2)	2 (4.9)	41 (100.0)	0.489	
		謝罪なし	20 (45.5)	6 (13.6)	1 (2.3)	15 (34.1)	2 (4.5)	44 (100.0)		
	合計	33 (38.8)	11 (12.9)	1 (1.2)	36 (42.4)	4 (4.7)	85 (100.0)			
恐喝	謝罪の有無	謝罪あり	5 (11.6) [-1.8]	1 (2.3) [-1.2]	4 (9.3) [-0.6]	27 (62.8) [1.0]	6 (14.0) [2.4]	43 (100.0)	0.038	*
		謝罪なし	10 (27.0) [1.8]	3 (8.1) [1.2]	5 (13.5) [0.6]	19 (51.4) [-1.0]	- [-2.4]	37 (100.0)		
	合計	15 (18.8)	4 (5.0)	9 (11.3)	46 (57.5)	6 (7.5)	80 (100.0)			
強姦	謝罪の有無	謝罪あり	14 (48.3)	1 (3.4)	3 (10.3)	8 (27.6)	3 (10.3)	29 (100.0)	0.114	
		謝罪なし	11 (52.4)	4 (19.0)	-	6 (28.6)	-	21 (100.0)		
	合計	25 (50.0)	5 (10.0)	3 (6.0)	14 (28.0)	3 (6.0)	50 (100.0)			
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	5 (13.9) [-1.8]	3 (8.3) [-1.0]	- [-1.8]	22 (61.1) [2.1]	6 (16.7) [0.9]	36 (100.0)	0.042	*
		謝罪なし	8 (33.3) [1.8]	4 (16.7) [1.0]	2 (8.3) [1.8]	8 (33.3) [-2.1]	2 (8.3) [-0.9]	24 (100.0)		
	合計	13 (21.7)	7 (11.7)	2 (3.3)	30 (50.0)	8 (13.3)	60 (100.0)			

注 1 表3-35の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し, [ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 網掛け部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

殺人等、恐喝、強姦及び強制わいせつ以外の罪種では、「謝罪あり」の場合は、被害感情が必ずしも悪くない傾向が認められ、逆に「謝罪なし」の場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められた。謝罪の有無と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。

(イ) 示談成立の有無

表3-38は、全罪種について、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死 ( $\chi^2(1)=7.792$ ,  $p<0.01$ ), 業過傷 ( $\chi^2(1)=4.596$ ,  $p<0.05$ ), 詐欺等 ( $\chi^2(1)=6.676$ ,  $p<0.05$ ), 強盗 ( $\chi^2(1)=22.454$ ,  $p<0.01$ ), 及び恐喝 ( $p<0.05$ ) の5罪種において、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「(示談が) 成立した」場合は、「許すことができる」を選択した被害者等が有意に多くなり、逆に「成立していない」場合は、「許すことができない」を選択した被害者等が有意に多くなっている。

その他の5罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-38 示談成立の有無と加害者に対する気持ち

罪種	示談成立の有無	加害者に対する気持ち	加害者に対する気持ち		合計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P値	判定
殺人等	成立した	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)	f 0.438		
		成立していない	80 (95.2)	4 (4.8)			84 (100.0)
	合計	89 (94.7)	5 (5.3)	94 (100.0)			
業過致死	成立した	38 (63.3)	22 (36.7)	60 (100.0)	0.005	**	
		成立していない	41 (87.2)	6 (12.8)			47 (100.0)
	合計	79 (73.8)	28 (26.2)	107 (100.0)			
傷害等	成立した	19 (79.2)	5 (20.8)	24 (100.0)	f 0.124		
		成立していない	50 (92.6)	4 (7.4)			54 (100.0)
	合計	69 (88.5)	9 (11.5)	78 (100.0)			
業過傷	成立した	11 (44.0)	14 (56.0)	25 (100.0)	0.032	*	
		成立していない	40 (69.0)	18 (31.0)			58 (100.0)
	合計	51 (61.4)	32 (38.6)	83 (100.0)			
窃盗	成立した	20 (58.8)	14 (41.2)	34 (100.0)	0.128		
		成立していない	38 (74.5)	13 (25.5)			51 (100.0)
	合計	58 (68.2)	27 (31.8)	85 (100.0)			
詐欺等	成立した	17 (63.0)	10 (37.0)	27 (100.0)	0.010	*	
		成立していない	44 (88.0)	6 (12.0)			50 (100.0)
	合計	61 (79.2)	16 (20.8)	77 (100.0)			
強盗	成立した	9 (37.5)	15 (62.5)	24 (100.0)	0.000	**	
		成立していない	52 (88.1)	7 (11.9)			59 (100.0)
	合計	61 (73.5)	22 (26.5)	83 (100.0)			
恐喝	成立した	21 (72.4)	8 (27.6)	29 (100.0)	f 0.011	*	
		成立していない	43 (95.6)	2 (4.4)			45 (100.0)
	合計	64 (86.5)	10 (13.5)	74 (100.0)			
強姦	成立した	21 (95.5)	1 (4.5)	22 (100.0)	f 1.000		
		成立していない	41 (97.6)	1 (2.4)			42 (100.0)
	合計	62 (96.9)	2 (3.1)	64 (100.0)			
強制わいせつ	成立した	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)	f 0.594		
		成立していない	36 (94.7)	2 (5.3)			38 (100.0)
	合計	53 (93.0)	4 (7.0)	57 (100.0)			

- 注 1 「示談成立の有無」は、「交渉したが、不成立に終わった」、「交渉中である」、「示談の申し出があったが、こちらが拒否した」、「示談の申し出がなかった」及び「示談の申し入れをしたが、加害者が応じなかった」をまとめて「成立していない」とした。
- 2 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。
- 3 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-39は、全罪種について、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、示したものである。

殺人等 ( $p < 0.05$ )、業過致死 ( $\chi^2(3) = 8.387, p < 0.05$ )、傷害等 ( $p < 0.01$ )、詐欺等 ( $p < 0.01$ )、強盗 ( $p < 0.01$ )、及び恐喝 ( $p < 0.05$ ) の6罪種において、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。その他の4罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この6罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、業過致死、傷害等、詐欺等、強盗及び恐喝では「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「(示談が) 成立した」場合に有意に多く、「成立していない」場合に有意に少なくなっている。また、傷害等では「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「成立していない」場合に有意に多く、「成立した」場合に有意に少なくなっている。一方、殺人等では「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「成立した」場合に有意に多く、「成立していない」場合に有意に少なくなっている。

表3-39 示談成立の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪種			加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果	
			前よりも、許すことができな いという気持ち が強く なった	前よりも、許 すことができ るとい う気持 ちが 強くな った	ずっと、許 す こ と が で き な い と 思 っ て い る	前から、許 す こ と が で き る と 思 っ て い た		P 値	判定
殺人等	示談成立の有無	成立した	7 (77.8) [2.5]	1 (11.1) [1.0]	1 (11.1) [-2.7]	- (0.0) [-0.5]	9 (100.0)	m 0.033	*
		成立していない	29 (34.9) [-2.5]	3 (3.6) [-1.0]	49 (59.0) [2.7]	2 (2.4) [0.5]	83 (100.0)		
	合計	36 (39.1)	4 (4.3)	50 (54.3)	2 (2.2)	92 (100.0)			
業過致死	示談成立の有無	成立した	19 (29.7) [-0.6]	19 (29.7) [2.2]	19 (29.7) [-2.1]	7 (10.9) [1.3]	64 (100.0)	0.039	*
		成立していない	17 (34.7) [0.6]	6 (12.2) [-2.2]	24 (49.0) [2.1]	2 (4.1) [-1.3]	49 (100.0)		
	合計	36 (31.9)	25 (22.1)	43 (38.1)	9 (8.0)	113 (100.0)			
傷害等	示談成立の有無	成立した	2 (8.3) [-2.8]	7 (29.2) [2.9]	14 (58.3) [0.9]	1 (4.2) [-0.5]	24 (100.0)	m 0.004	**
		成立していない	22 (40.0) [2.8]	3 (5.5) [-2.9]	26 (47.3) [-0.9]	4 (7.3) [0.5]	55 (100.0)		
	合計	24 (30.4)	10 (12.7)	40 (50.6)	5 (6.3)	79 (100.0)			
業過傷	示談成立の有無	成立した	7 (24.1)	7 (24.1)	7 (24.1)	8 (27.6)	29 (100.0)	0.448	
		成立していない	24 (35.3)	18 (26.5)	16 (23.5)	10 (14.7)	68 (100.0)		
	合計	31 (32.0)	25 (25.8)	23 (23.7)	18 (18.6)	97 (100.0)			
窃盗	示談成立の有無	成立した	4 (9.3)	11 (25.6)	16 (37.2)	12 (27.9)	43 (100.0)	0.125	
		成立していない	6 (11.3)	15 (28.3)	27 (50.9)	5 (9.4)	53 (100.0)		
	合計	10 (10.4)	26 (27.1)	43 (44.8)	17 (17.7)	96 (100.0)			
詐欺等	示談成立の有無	成立した	6 (18.8) [-1.3]	16 (50.0) [3.7]	9 (28.1) [-2.1]	1 (3.1) [-0.2]	32 (100.0)	m 0.002	**
		成立していない	17 (32.1) [1.3]	7 (13.2) [-3.7]	27 (50.9) [2.1]	2 (3.8) [0.2]	53 (100.0)		
	合計	23 (27.1)	23 (27.1)	36 (42.4)	3 (3.5)	85 (100.0)			
強盗	示談成立の有無	成立した	3 (11.5) [-0.6]	13 (50.0) [2.8]	6 (23.1) [-3.4]	4 (15.4) [3.1]	26 (100.0)	m 0.000	**
		成立していない	10 (16.9) [0.6]	12 (20.3) [-2.8]	37 (62.7) [3.4]	- (0.0) [-3.1]	59 (100.0)		
	合計	13 (15.3)	25 (29.4)	43 (50.6)	4 (4.7)	85 (100.0)			
恐喝	示談成立の有無	成立した	3 (10.3) [-0.7]	7 (24.1) [2.1]	16 (55.2) [-1.9]	3 (10.3) [2.2]	29 (100.0)	m 0.015	*
		成立していない	7 (16.3) [0.7]	3 (7.0) [-2.1]	33 (76.7) [1.9]	- (0.0) [-2.2]	43 (100.0)		
	合計	10 (13.9)	10 (13.9)	49 (68.1)	3 (4.2)	72 (100.0)			
強姦	示談成立の有無	成立した	6 (28.6)	-	14 (66.7)	1 (4.8)	21 (100.0)	m 0.160	
		成立していない	10 (21.3)	5 (10.6)	32 (68.1)	- (0.0)	47 (100.0)		
	合計	16 (23.5)	5 (7.4)	46 (67.6)	1 (1.5)	68 (100.0)			
強制わいせつ	示談成立の有無	成立した	1 (4.5)	5 (22.7)	16 (72.7)	-	22 (100.0)	m 0.123	
		成立していない	9 (22.0)	4 (9.8)	28 (68.3)	-	41 (100.0)		
	合計	10 (15.9)	9 (14.3)	44 (69.8)	-	63 (100.0)			

注 1 表3-38の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 背景色部分、は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-40は、全罪種について、「示談成立の有無」と「罪の償いに大切なこと」との関連を示したものである。

業過致死 ( $\chi^2(4)=10.357, p<0.05$ ), 傷害等 ( $p<0.05$ ), 及び詐欺等 ( $p<0.05$ ) の3罪種において、「示談成立の有無」と「罪の償いに大切なこと」との間に有意な関連が認められた。その他の7罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「罪の償いに大切なこと」のうち、どの項目で有意な関連が生じているのかを分析したところ、業過致死及び傷害等では、「(示談が) 成立していない」場合は、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に多く、「成立した」場合は、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。傷害等及び詐欺等では、「成立した」場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者が有意に多く、「成立していない」場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者が有意に少なくなっている。

表3-40 示談成立の有無と罪の償いに大切なこと

罪種			罪の償いに大切なこと					合計	検定の結果	
			判決で決められた刑に服すること	被害者に謝罪すること	示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること	社会で更生すること	被害者の許しを得ること		P値	判定
殺人等	示談成立の有無	成立した	2 (40.0)	—	2 (40.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)	0.612	m
		成立していない	28 (41.2)	14 (20.6)	12 (17.6)	9 (13.2)	5 (7.4)	68 (100.0)		
	合計	30 (41.1)	14 (19.2)	14 (19.2)	10 (13.7)	5 (6.8)	73 (100.0)			
業過致死	示談成立の有無	成立した	19 (31.7) [0.9]	15 (25.0) [-0.1]	2 (3.3) [-2.5]	18 (30.0) [1.9]	6 (10.0) [-1.2]	60 (100.0)	0.035	*
		成立していない	9 (23.7) [-0.9]	10 (26.3) [0.1]	7 (18.4) [2.5]	5 (13.2) [-1.9]	7 (18.4) [1.2]	38 (100.0)		
	合計	28 (28.6)	25 (25.5)	9 (9.2)	23 (23.5)	13 (13.3)	98 (100.0)			
傷害等	示談成立の有無	成立した	4 (15.4) [0.2]	4 (15.4) [0.7]	2 (7.7) [-2.7]	14 (53.8) [2.6]	2 (7.7) [-1.0]	26 (100.0)	0.022	m
		成立していない	7 (14.0) [-0.2]	5 (10.0) [-0.7]	18 (36.0) [2.7]	12 (24.0) [-2.6]	8 (16.0) [1.0]	50 (100.0)		
	合計	11 (14.5)	9 (11.8)	20 (26.3)	26 (34.2)	10 (13.2)	76 (100.0)			
業過傷	示談成立の有無	成立した	4 (12.9)	10 (32.3)	5 (16.1)	10 (32.3)	2 (6.5)	31 (100.0)	0.308	
		成立していない	9 (12.9)	16 (22.9)	23 (32.9)	14 (20.0)	8 (11.4)	70 (100.0)		
	合計	13 (12.9)	26 (25.7)	28 (27.7)	24 (23.8)	10 (9.9)	101 (100.0)			
窃盗	示談成立の有無	成立した	8 (18.6)	5 (11.6)	1 (2.3)	29 (67.4)	—	43 (100.0)	0.231	m
		成立していない	8 (13.3)	3 (5.0)	7 (11.7)	41 (68.3)	1 (1.7)	60 (100.0)		
	合計	16 (15.5)	8 (7.8)	8 (7.8)	70 (68.0)	1 (1.0)	103 (100.0)			
詐欺等	示談成立の有無	成立した	4 (12.1) [-1.2]	2 (6.1) [-0.7]	9 (27.3) [-1.9]	17 (51.5) [3.3]	1 (3.0) [0.4]	33 (100.0)	0.017	m
		成立していない	13 (22.0) [1.2]	6 (10.2) [0.7]	28 (47.5) [1.9]	11 (18.6) [-3.3]	1 (1.7) [-0.4]	59 (100.0)		
	合計	17 (18.5)	8 (8.7)	37 (40.2)	28 (30.4)	2 (2.2)	92 (100.0)			
強盗	示談成立の有無	成立した	5 (21.7)	4 (17.4)	—	13 (56.5)	1 (4.3)	23 (100.0)	0.413	m
		成立していない	22 (39.3)	7 (12.5)	3 (5.4)	22 (39.3)	2 (3.6)	56 (100.0)		
	合計	27 (34.2)	11 (13.9)	3 (3.8)	35 (44.3)	3 (3.8)	79 (100.0)			
恐喝	示談成立の有無	成立した	4 (11.1)	2 (5.6)	2 (5.6)	23 (63.9)	5 (13.9)	36 (100.0)	0.204	m
		成立していない	8 (19.0)	3 (7.1)	8 (19.0)	21 (50.0)	2 (4.8)	42 (100.0)		
	合計	12 (15.4)	5 (6.4)	10 (12.8)	44 (56.4)	7 (9.0)	78 (100.0)			
強姦	示談成立の有無	成立した	11 (52.4)	1 (4.8)	2 (9.5)	6 (28.6)	1 (4.8)	21 (100.0)	0.930	m
		成立していない	16 (48.5)	4 (12.1)	2 (6.1)	10 (30.3)	1 (3.0)	33 (100.0)		
	合計	27 (50.0)	5 (9.3)	4 (7.4)	16 (29.6)	2 (3.7)	54 (100.0)			
強制わいせつ	示談成立の有無	成立した	1 (4.3)	3 (13.0)	—	15 (65.2)	4 (17.4)	23 (100.0)	0.056	m
		成立していない	11 (30.6)	4 (11.1)	3 (8.3)	14 (38.9)	4 (11.1)	36 (100.0)		
	合計	12 (20.3)	7 (11.9)	3 (5.1)	29 (49.2)	8 (13.6)	59 (100.0)			

注 1 表3-38の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 網掛け部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

業過致死、業過傷、傷害等、詐欺等、強盗及び恐喝の6罪種では、「(示談が) 成立した」場合は、被害感情は必ずしも悪くないが、逆に「成立していない」場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められ、示談成立の有無と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。強姦及び強制わいせつでは、何らかの傾向を見出すことはできなかった。

なお、殺人等においても統計的に有意な関連が認められたものの、その他の罪種とは逆の結果が出ている。殺人等では「(示談が) 成立した」場合が非常に少なく、回答の分布が顕著に偏っていることが原因であると思われ、了解可能な何らかの傾向が認められたとは言い難い。

(ウ) 賠償金全額支払の有無

表3-41は、全罪種について、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死 ( $\chi^2(1)=4.222$ ,  $p<0.05$ ), 業過傷 ( $\chi^2(1)=7.777$ ,  $p<0.01$ ), 窃盗 ( $\chi^2(1)=5.506$ ,  $p<0.05$ ), 詐欺等 ( $\chi^2(1)=9.115$ ,  $p<0.01$ ), 及び強盗 ( $\chi^2(1)=5.489$ ,  $p<0.05$ ) の5罪種において、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「(賠償金の支払が) 全額あり」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者等が多くなり、逆に「一部あり又は全くなし」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者等が多くなっている。

その他の5罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-41 賠償金全額支払の有無と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	全額支払の有無	全 額 あり	7 (100.0)	—	7 (100.0)	f 1.000	
		一 部 あり 又は全くなし	78 (96.3)	3 (3.7)	81 (100.0)		
	合計	85 (96.6)	3 (3.4)	88 (100.0)			
業 過 致 死	全額支払の有無	全 額 あり	40 (65.6)	21 (34.4)	61 (100.0)	0.040	*
		一 部 あり 又は全くなし	36 (83.7)	7 (16.3)	43 (100.0)		
	合計	76 (73.1)	28 (26.9)	104 (100.0)			
傷 害 等	全額支払の有無	全 額 あり	12 (85.7)	2 (14.3)	14 (100.0)	f 0.254	
		一 部 あり 又は全くなし	54 (94.7)	3 (5.3)	57 (100.0)		
	合計	66 (93.0)	5 (7.0)	71 (100.0)			
業 過 傷	全額支払の有無	全 額 あり	10 (38.5)	16 (61.5)	26 (100.0)	0.005	**
		一 部 あり 又は全くなし	39 (70.9)	16 (29.1)	55 (100.0)		
	合計	49 (60.5)	32 (39.5)	81 (100.0)			
窃 盗	全額支払の有無	全 額 あり	17 (54.8)	14 (45.2)	31 (100.0)	0.019	*
		一 部 あり 又は全くなし	36 (80.0)	9 (20.0)	45 (100.0)		
	合計	53 (69.7)	23 (30.3)	76 (100.0)			
詐 欺 等	全額支払の有無	全 額 あり	11 (50.0)	11 (50.0)	22 (100.0)	0.003	**
		一 部 あり 又は全くなし	49 (83.1)	10 (16.9)	59 (100.0)		
	合計	60 (74.1)	21 (25.9)	81 (100.0)			
強 盗	全額支払の有無	全 額 あり	9 (50.0)	9 (50.0)	18 (100.0)	0.019	*
		一 部 あり 又は全くなし	47 (78.3)	13 (21.7)	60 (100.0)		
	合計	56 (71.8)	22 (28.2)	78 (100.0)			
恐 喝	全額支払の有無	全 額 あり	17 (85.0)	3 (15.0)	20 (100.0)	f 0.153	
		一 部 あり	45 (95.7)	2 (4.3)	47 (100.0)		
	合計	62 (92.5)	5 (7.5)	67 (100.0)			
強 姦	全額支払の有無	全 額 あり	27 (96.4)	1 (3.6)	28 (100.0)	f 1.000	
		一 部 あり 又は全くなし	31 (96.9)	1 (3.1)	32 (100.0)		
	合計	58 (96.7)	2 (3.3)	60 (100.0)			
強制わいせつ	全額支払の有無	全 額 あり	18 (90.0)	2 (10.0)	20 (100.0)	f 0.627	
		一 部 あり 又は全くなし	31 (93.9)	2 (6.1)	33 (100.0)		
	合計	49 (92.5)	4 (7.5)	53 (100.0)			

注 1 「全額支払の有無」は、「全額支払いがあった」を「全額あり」とし、「一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない」、「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」、「全く支払いはなく、支払いの見込みもない」及び「全く支払いはないが、今後支払われる予定である」をまとめて「一部あり又は全くなし」とし、「わからない」は分析から除外した。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差があることを示す。

表3-42は、全罪種について、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

殺人等 ( $p < 0.05$ ), 詐欺等 ( $p < 0.01$ ), 強盗 ( $p < 0.05$ ), 恐喝 ( $p < 0.05$ ), 及び強制わいせつ ( $p < 0.05$ ) の5罪種において、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。その他の5罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この5罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、詐欺等、強盗及び恐喝では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「(賠償金の支払が) 全額あり」の場合に有意に多く、「一部あり又は全額なし」の場合に有意に少なくなっている。また、詐欺等及び強制わいせつでは、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「一部あり又は全額なし」の場合は、有意に多く、「全額あり」の場合は、有意に少なくなっている。一方、殺人等では「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「全額あり」の場合は、有意に多く、「一部あり又は全額なし」の場合は、有意に少なくなっている。

表3-42 賠償金全額支払の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪種			加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P値	判定
殺人等	全額支払の有無	全額あり	7 (100.0) [3.6]	-	-	-	7 (100.0)	0.010	*
		一部あり又は全額なし	25 (31.3) [-3.6]	4 (5.0) [0.6]	49 (61.3) [3.1]	2 (2.5) [0.4]	80 (100.0)		
	合計	32 (36.8)	4 (4.6)	49 (56.3)	2 (2.3)	87 (100.0)			
業過致死	全額支払の有無	全額あり	19 (29.2)	20 (30.8)	20 (30.8)	6 (9.2)	65 (100.0)	0.051	
		一部あり又は全額なし	16 (37.2)	4 (9.3)	20 (46.5)	3 (7.0)	43 (100.0)		
	合計	35 (32.4)	24 (22.2)	40 (37.0)	9 (8.3)	108 (100.0)			
傷害等	全額支払の有無	全額あり	1 (7.7)	3 (23.1)	9 (69.2)	-	13 (100.0)	0.084	
		一部あり又は全額なし	24 (40.7)	6 (10.2)	27 (45.8)	2 (3.4)	59 (100.0)		
	合計	25 (34.7)	9 (12.5)	36 (50.0)	2 (2.8)	72 (100.0)			
業過傷	全額支払の有無	全額あり	7 (22.6)	8 (25.8)	6 (19.4)	10 (32.3)	31 (100.0)	0.132	
		一部あり又は全額なし	23 (36.5)	17 (27.0)	15 (23.8)	8 (12.7)	63 (100.0)		
	合計	30 (31.9)	25 (26.6)	21 (22.3)	18 (19.1)	94 (100.0)			
窃盗	全額支払の有無	全額あり	1 (2.9)	9 (25.7)	15 (42.9)	10 (28.6)	35 (100.0)	0.135	
		一部あり又は全額なし	9 (16.7)	13 (24.1)	24 (44.4)	8 (14.8)	54 (100.0)		
	合計	10 (11.2)	22 (24.7)	39 (43.8)	18 (20.2)	89 (100.0)			
詐欺等	全額支払の有無	全額あり	1 (4.3) [-2.9]	13 (56.5) [3.6]	7 (30.4) [-1.0]	2 (8.7) [0.8]	23 (100.0)	0.001	**
		一部あり又は全額なし	24 (35.3) [2.9]	12 (17.6) [-3.6]	29 (42.6) [1.0]	3 (4.4) [-0.8]	68 (100.0)		
	合計	25 (27.5)	25 (27.5)	36 (39.6)	5 (5.5)	91 (100.0)			
強盗	全額支払の有無	全額あり	2 (10.5) [-0.5]	10 (52.6) [2.6]	5 (26.3) [-2.4]	2 (10.5) [0.9]	19 (100.0)	0.033	*
		一部あり又は全額なし	9 (15.0) [0.5]	13 (21.7) [-2.6]	35 (58.3) [2.4]	3 (5.0) [-0.9]	60 (100.0)		
	合計	11 (13.9)	23 (29.1)	40 (50.6)	5 (6.3)	79 (100.0)			
恐喝	全額支払の有無	全額あり	1 (5.0) [-1.5]	4 (20.0) [2.0]	13 (65.0) [-0.9]	2 (10.0) [2.2]	20 (100.0)	0.012	*
		一部あり又は全額なし	9 (20.0) [1.5]	2 (4.4) [-2.0]	34 (75.6) [0.9]	-	45 (100.0)		
	合計	10 (15.4)	6 (9.2)	47 (72.3)	2 (3.1)	65 (100.0)			
強姦	全額支払の有無	全額あり	6 (20.0)	-	23 (76.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	0.084	
		一部あり又は全額なし	9 (25.0)	5 (13.9)	22 (61.1)	-	36 (100.0)		
	合計	15 (22.7)	5 (7.6)	45 (68.2)	1 (1.5)	66 (100.0)			
強制わいせつ	全額支払の有無	全額あり	- [ -3.0]	6 (24.0) [1.2]	19 (76.0) [1.4]	-	25 (100.0)	0.011	*
		一部あり又は全額なし	10 (29.4) [3.0]	4 (11.8) [-1.2]	20 (58.8) [-1.4]	-	34 (100.0)		
	合計	10 (16.9)	10 (16.9)	39 (66.1)	-	59 (100.0)			

注 1 表3-41の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 網掛け部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-43は、全罪種について、「賠償金全額支払の有無」と「罪の償いに大切なこと」との関連を示したものである。

業過致死 ( $\chi^2(4)=11.379$ ,  $p<0.05$ ), 傷害等 ( $p<0.05$ ), 詐欺等 ( $p<0.01$ ), 恐喝 ( $p<0.01$ ) の4罪種において、「賠償金全額支払の有無」と「罪の償いに大切なこと」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この4罪種について残差分析を行い、「罪の償いに大切なこと」のうち、どの項目で有意な関連が生じているのかを分析したところ、業過致死、傷害等及び詐欺等では、「(賠償金の支払が)一部あり又は全額なし」の場合は、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に多く、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。逆に「全額あり」の場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に多く、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。恐喝では、「全額あり」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者が有意に多く、「一部あり又は全額なし」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者が有意に少なくなっている。

表3-43 賠償金全額支払の有無と罪の償いに大切なこと

罪種			罪の償いに大切なこと					合計	検定の結果	
			判決で決められた刑に服すること	被害者に謝罪すること	示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること	社会で更生すること	被害者の許しを得ること		P値	判定
殺人等	全額支払の有無	全額あり	2 (50.0)	1 (25.0)	—	—	1 (25.0)	4 (100.0)	0.410	
		一部あり又は全額なし	29 (45.3)	10 (15.6)	13 (20.3)	9 (14.1)	3 (4.7)	64 (100.0)		
	合計	31 (45.6)	11 (16.2)	13 (19.1)	9 (13.2)	4 (5.9)	68 (100.0)			
業過致死	全額支払の有無	全額あり	18 (30.0) [1.0]	15 (25.0) [-0.5]	2 (3.3) [-2.4]	19 (31.7) [2.2]	6 (10.0) [-1.4]	60 (100.0)	0.023	*
		一部あり又は全額なし	7 (20.6) [-1.0]	6 (29.4) [0.5]	6 (17.6) [2.4]	4 (11.8) [-2.2]	4 (20.6) [1.4]	34 (100.0)		
	合計	25 (26.6)	25 (26.6)	8 (8.5)	23 (24.5)	13 (13.8)	94 (100.0)			
傷害等	全額支払の有無	全額あり	3 (20.0) [0.7]	3 (20.0) [0.9]	— [-2.7]	8 (53.3) [2.0]	1 (6.7) [-0.7]	15 (100.0)	0.045	*
		一部あり又は全額なし	7 (13.2) [-0.7]	6 (11.3) [-0.9]	19 (35.8) [2.7]	14 (26.4) [-2.0]	7 (13.2) [0.7]	53 (100.0)		
	合計	10 (14.7)	9 (13.2)	19 (27.9)	22 (32.4)	8 (11.8)	68 (100.0)			
業過傷	全額支払の有無	全額あり	4 (12.5)	8 (25.0)	6 (18.8)	12 (37.5)	2 (6.3)	32 (100.0)	0.341	
		一部あり又は全額なし	9 (13.6)	16 (24.2)	20 (30.3)	13 (19.7)	8 (12.1)	66 (100.0)		
	合計	13 (13.3)	24 (24.5)	26 (26.5)	25 (25.5)	10 (10.2)	98 (100.0)			
窃盗	全額支払の有無	全額あり	7 (18.4)	4 (10.5)	1 (2.6)	26 (68.4)	—	38 (100.0)	0.427	m
		一部あり又は全額なし	8 (14.8)	4 (7.4)	7 (13.0)	34 (63.0)	1 (1.9)	54 (100.0)		
	合計	15 (16.3)	8 (8.7)	8 (8.7)	60 (65.2)	1 (1.1)	92 (100.0)			
詐欺等	全額支払の有無	全額あり	2 (7.1) [-1.7]	2 (7.1) [-0.3]	2 (7.1) [-3.9]	20 (71.4) [5.0]	2 (7.1) [1.5]	28 (100.0)	0.000	**
		一部あり又は全額なし	15 (21.7) [1.7]	6 (8.7) [0.3]	34 (49.3) [3.9]	13 (18.8) [-5.0]	1 (1.4) [-1.5]	69 (100.0)		
	合計	17 (17.5)	8 (8.2)	36 (37.1)	33 (34.0)	3 (3.1)	97 (100.0)			
強盗	全額支払の有無	全額あり	5 (27.8)	3 (16.7)	—	10 (55.6)	—	18 (100.0)	0.675	m
		一部あり又は全額なし	18 (32.7)	8 (14.5)	3 (5.5)	23 (41.8)	3 (5.5)	55 (100.0)		
	合計	23 (31.5)	11 (15.1)	3 (4.1)	33 (45.2)	3 (4.1)	73 (100.0)			
恐喝	全額支払の有無	全額あり	3 (11.1) [-1.3]	— [-1.8]	1 (3.7) [-1.8]	17 (63.0) [1.5]	6 (22.2) [2.7]	27 (100.0)	0.003	**
		一部あり又は全額なし	10 (23.3) [1.3]	5 (11.6) [1.8]	8 (18.6) [1.8]	19 (44.2) [-1.5]	1 (2.3) [-2.7]	43 (100.0)		
	合計	13 (18.6)	5 (7.1)	9 (12.9)	36 (51.4)	7 (10.0)	70 (100.0)			
強姦	全額支払の有無	全額あり	14 (53.8)	—	1 (3.8)	9 (34.6)	2 (7.7)	26 (100.0)	0.103	m
		一部あり又は全額なし	14 (51.9)	4 (14.8)	3 (11.1)	6 (22.2)	—	27 (100.0)		
	合計	28 (52.8)	4 (7.5)	4 (7.5)	15 (28.3)	2 (3.8)	53 (100.0)			
強制わいせつ	全額支払の有無	全額あり	4 (16.0)	3 (12.0)	—	15 (60.0)	3 (12.0)	25 (100.0)	0.191	m
		一部あり又は全額なし	8 (27.6)	4 (13.8)	3 (10.3)	9 (31.0)	5 (17.2)	29 (100.0)		
	合計	12 (22.2)	7 (13.0)	3 (5.6)	24 (44.4)	8 (14.8)	54 (100.0)			

注 1 表3-41の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分(斜線)は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

業過致死、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝では、「(賠償金の支払が)全額あり」の場合は、被害感情は必ずしも悪くないが、逆に「一部あり又は全額なし」の場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められ、賠償金全額支払の有無と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。

なお、殺人等においても統計的に有意な関連が認められたものの、その他の罪種とは逆の結果が出ているが、殺人等では、「(賠償金支払が)全額あり」の場合が非常に少なく、しかもその遺族全員が「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」と回答しており、回答の分布が顕著に偏っていることが原因であると思われる、了解可能な何らかの傾向が認められたとは言い難い。

(エ) 謝罪、示談、賠償金支払に関する若干の考察

a 表3-35、表3-38及び表3-41の調査結果を基に、「許すことができない」「許すことができる」という「加害者に対する気持ち」には、どのような要因が関連しているのかを考察すると、業過致死、業過傷、詐欺等及び強盗は、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のすべてにおいて有意な関連が認められ、窃盗及び恐喝では、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のうちのいずれか一つにおいて有意な関連が認められた。一方、殺人等、傷害等、強姦、強制わいせつでは、いずれにおいても有意な関連が認められなかった。

交通業過及び財産犯では、加害者が謝罪を行ったり、示談が成立したり、賠償金を全額支払っている場合は、「許すことができる」と回答した被害者等が多く、逆に加害者が謝罪をしていなかったり、示談が成立していなかったり、賠償金の支払が不完全である場合は、「許すことができない」と回答した被害者等が多くなっていると言える。一方、(交通業過を除く)生命・身体犯及び性犯罪では、謝罪、示談成立及び賠償金全額支払の有無にかかわらず、「許すことができない」と回答した被害者等が多く、「許すことができる」と回答した被害者等が少ないと言える。

b 表3-36、表3-39及び表3-42の調査結果を基に、「加害者に対する気持ちの変化」のうち、気持ちに変化したものに着目して、どのような要因が関連しているのかを考察すると、詐欺等及び強盗では、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のすべてにおいて、有意な関連が認められ、業過致死、傷害等、業過傷、窃盗、恐喝及び強制わいせつでは、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のうちのいずれかにおいて有意な関連が認められた。一方、強姦では、いずれにおいても有意な関連が認められなかった(殺人等は回答の分布の偏りが顕著であり、この結果から何かを言及することはできない)。次に、有意な関連が認められた罪種において、どの項目で有意な関連が認められたのかを見ると、詐欺等及び強盗では、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のすべてにおいて、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」で有意な関連が認められ、業過致死及び業過傷も「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」で有意な関連が認められる場合が多く、傷害及び強制わいせつでは、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」で有意な関連が認められる場合が多くなっている。

交通業過及び財産犯では、加害者が謝罪を行ったり、示談が成立したり、賠償金を全額支払っている場合は、被害感情が融和していると回答した被害者等が多く、生命・身体犯及び性犯罪では、加害者が謝罪をしていなかったり、示談が成立していなかったり、賠償金の支払が不完全である場合は、被害感情が悪化していると回答しているか、あるいは、被害感情の変化には、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」が影響を受けていない(「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」にかかわらず、「ずっと、許すことができないと思っている」と回答しており、被害感情は融和していない。)ことが考えられる。

c 表3-37、表3-40及び表3-43から、「罪の償いに大切なこと」には、どのような要因が関連して

いるのかを考察すると、「謝罪した」「示談が成立した」「賠償金を全額支払った」という加害者と被害者等との交渉（の進展）があった場合は、被害者等は「罪の償いには『社会で更生すること』が一番大切である」と回答しているのに対し、「謝罪していない」「示談が成立していない」「賠償金の支払が一部又は全額なし」という場合には、被害者等は、加害者からなされていないもの、つまり「謝罪なし」の場合は「被害者に謝罪すること」、「示談が成立していない」又は「賠償金の支払が一部又は全額なし」の場合は「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を、罪の償いに一番大切なものを選択している場合が多いと言える。

d 表3-35ないし表3-43の調査結果からすれば、加害者からの「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」が、被害者等の感情を悪化又は融和に向かわせる可能性があるということが言えよう。

(オ) 謝罪、示談及び賠償金支払の相互の関連

「謝罪の有無」、「示談成立の有無」及び「賠償金全額支払の有無」三要因相互の「連関の分析」<sup>(5)</sup>を行った。

表3-44は、全罪種について、「謝罪の有無」と「示談成立の有無」との連関を示したものである。 $\phi$ 係数は、全罪種で0.481であり、中程度の連関の強さが認められ有意であった ( $\chi^2(1)=209.340$ ,  $p<0.01$ )。罪種別に見ても、10罪種すべてで有意であり、業過傷で有意水準5%以下で有意であったが、その他の9罪種では有意水準1%以下で有意であった。

表3-45は、全罪種について、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」との連関を示したものである。 $\phi$ 係数は、全罪種で0.452であり、中程度の連関の強さが認められ有意であった ( $\chi^2(1)=172.513$ ,  $p<0.01$ )。しかし罪種別に見ると、殺人等及び傷害等では有意ではあったものの有意水準は5%以下であり、業過傷では有意な関連は認められなかった。

表3-46は、全罪種について、「示談成立の有無」と「賠償金全額支払の有無」との連関を示したものである。 $\phi$ 係数は、全罪種で0.707であり、強い連関が認められ有意であった ( $\chi^2(1)=447.970$ ,  $p<0.01$ )。罪種別に見ても、10罪種すべてで、有意水準1%以下で有意であった。

表3-44 謝罪の有無と示談成立の有無

罪種			示談成立の有無		合計	検定の結果		
			成立した	成立していない		P値	φ係数	判定
総数	謝罪の有無	謝罪あり	282 (57.6)	208 (42.4)	490 (100.0)	0.000	0.481	**
		謝罪なし	46 (11.1)	368 (88.9)	414 (100.0)			
	合計	328 (36.3)	576 (63.7)	904 (100.0)				
殺人等	謝罪の有無	謝罪あり	7 (26.9)	19 (73.1)	26 (100.0)	0.001 <sup>f</sup>	0.402	**
		謝罪なし	1 (1.6)	61 (98.4)	62 (100.0)			
	合計	8 (9.1)	80 (90.9)	88 (100.0)				
業過致死	謝罪の有無	謝罪あり	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)	0.000	0.444	**
		謝罪なし	2 (10.5)	17 (89.5)	19 (100.0)			
	合計	71 (60.2)	47 (39.8)	118 (100.0)				
傷害等	謝罪の有無	謝罪あり	20 (50.0)	20 (50.0)	40 (100.0)	0.001	0.347	**
		謝罪なし	8 (17.4)	38 (82.6)	46 (100.0)			
	合計	28 (32.6)	58 (67.4)	86 (100.0)				
業過傷	謝罪の有無	謝罪あり	28 (36.4)	49 (63.6)	77 (100.0)	0.032	0.206	*
		謝罪なし	5 (15.6)	27 (84.4)	32 (100.0)			
	合計	33 (30.3)	76 (69.7)	109 (100.0)				
窃盗	謝罪の有無	謝罪あり	32 (72.7)	12 (27.3)	44 (100.0)	0.000	0.564	**
		謝罪なし	10 (16.7)	50 (83.3)	60 (100.0)			
	合計	42 (40.4)	62 (59.6)	104 (100.0)				
詐欺等	謝罪の有無	謝罪あり	32 (69.6)	14 (30.4)	46 (100.0)	0.000	0.633	**
		謝罪なし	4 (8.2)	45 (91.8)	49 (100.0)			
	合計	36 (37.9)	59 (62.1)	95 (100.0)				
強盗	謝罪の有無	謝罪あり	26 (60.5)	17 (39.5)	43 (100.0)	0.000	0.601	**
		謝罪なし	2 (4.4)	43 (95.6)	45 (100.0)			
	合計	28 (31.8)	60 (68.2)	88 (100.0)				
恐喝	謝罪の有無	謝罪あり	27 (61.4)	17 (38.6)	44 (100.0)	0.000	0.393	**
		謝罪なし	8 (22.2)	28 (77.8)	36 (100.0)			
	合計	35 (43.8)	45 (56.3)	80 (100.0)				
強姦	謝罪の有無	謝罪あり	16 (53.3)	14 (46.7)	30 (100.0)	0.000	0.453	**
		謝罪なし	4 (11.4)	31 (88.6)	35 (100.0)			
	合計	20 (30.8)	45 (69.2)	65 (100.0)				
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	25 (61.0)	16 (39.0)	41 (100.0)	0.000	0.553	**
		謝罪なし	2 (6.7)	28 (93.3)	30 (100.0)			
	合計	27 (38.0)	44 (62.0)	71 (100.0)				

注 1 表3-35の注1及び表3-38の注1に同じ。

2 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3-45 謝罪の有無と賠償金全額支払の有無

罪 種			賠償金全額支払の有無		合 計	検定の結果		
			全額あり	一部あり又は 全くなし		P 値	φ 係数	判 定
総 数	謝罪の有無	謝罪あり	252 (54.8)	208 (45.2)	460 (100.0)	0.000	0.452	**
		謝罪なし	44 (11.5)	340 (88.5)	384 (100.0)			
	合計	296 (35.1)	548 (64.9)	844 (100.0)				
殺 人 等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)	0.010 <sup>f</sup>	0.331	*
		謝罪なし	2 (3.4)	57 (96.6)	59 (100.0)			
	合計	7 (8.9)	72 (91.1)	79 (100.0)				
業 過 致 死	謝罪の有無	謝罪あり	66 (71.7)	26 (28.3)	92 (100.0)	0.000	0.372	**
		謝罪なし	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)			
	合計	71 (63.4)	41 (36.6)	112 (100.0)				
傷 害 等	謝罪の有無	謝罪あり	11 (32.4)	23 (67.6)	34 (100.0)	0.017	0.277	*
		謝罪なし	4 (10.0)	36 (90.0)	40 (100.0)			
	合計	15 (20.3)	59 (79.7)	74 (100.0)				
業 過 傷	謝罪の有無	謝罪あり	28 (37.3)	47 (62.7)	75 (100.0)	0.119	0.151	
		謝罪なし	7 (21.9)	25 (78.1)	32 (100.0)			
	合計	35 (32.7)	72 (67.3)	107 (100.0)				
窃 盗	謝罪の有無	謝罪あり	26 (65.0)	14 (35.0)	40 (100.0)	0.000	0.459	**
		謝罪なし	11 (19.6)	45 (80.4)	56 (100.0)			
	合計	37 (38.5)	59 (61.5)	96 (100.0)				
詐 欺 等	謝罪の有無	謝罪あり	25 (49.0)	26 (51.0)	51 (100.0)	0.000	0.506	**
		謝罪なし	2 (4.1)	47 (95.9)	49 (100.0)			
	合計	27 (27.0)	73 (73.0)	100 (100.0)				
強 盗	謝罪の有無	謝罪あり	21 (48.8)	22 (51.2)	43 (100.0)	0.000	0.482	**
		謝罪なし	2 (5.3)	36 (94.7)	38 (100.0)			
	合計	23 (28.4)	58 (71.6)	81 (100.0)				
恐 喝	謝罪の有無	謝罪あり	22 (61.1)	14 (38.9)	36 (100.0)	0.000	0.476	**
		謝罪なし	5 (14.7)	29 (85.3)	34 (100.0)			
	合計	27 (38.6)	43 (61.4)	70 (100.0)				
強 姦	謝罪の有無	謝罪あり	22 (73.3)	8 (26.7)	30 (100.0)	0.000	0.605	**
		謝罪なし	4 (13.3)	26 (86.7)	30 (100.0)			
	合計	26 (43.3)	34 (56.7)	60 (100.0)				
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	26 (66.7)	13 (33.3)	39 (100.0)	0.000	0.583	**
		謝罪なし	2 (7.7)	24 (92.3)	26 (100.0)			
	合計	28 (43.1)	37 (56.9)	65 (100.0)				

注 1 表 3-35の注 1 及び表 3-41の注 1 に同じ。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「\*」は有意水準 5%以下で、「\*\*」は有意水準 1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-46 示談成立の有無と賠償金全額支払の有無

罪種			賠償金全額支払の有無		合計	検定の結果		
			全額あり	一部あり又は全くなし		P値	φ係数	判定
総数	示談成立の有無	成立した	260 (78.1)	73 (21.9)	333 (100.0)	0.001 <sup>f</sup>	0.707	**
		成立していない	48 (8.5)	514 (91.5)	562 (100.0)			
	合計	308 (34.4)	587 (65.6)	895 (100.0)				
殺人等	示談成立の有無	成立した	4 (50.0)	4 (50.0)	8 (100.0)	0.001 <sup>f</sup>	0.491	**
		成立していない	3 (3.8)	76 (96.2)	79 (100.0)			
	合計	7 (8.0)	80 (92.0)	87 (100.0)				
業過致死	示談成立の有無	成立した	71 (95.9)	3 (4.1)	74 (100.0)	0.000	0.897	**
		成立していない	3 (6.3)	45 (93.8)	48 (100.0)			
	合計	74 (60.7)	48 (39.3)	122 (100.0)				
傷害等	示談成立の有無	成立した	18 (64.3)	10 (35.7)	28 (100.0)	0.000 <sup>f</sup>	0.738	**
		成立していない	—	55 (100.0)	55 (100.0)			
	合計	18 (21.7)	65 (78.3)	83 (100.0)				
業過傷	示談成立の有無	成立した	34 (91.9)	3 (8.1)	37 (100.0)	0.000	0.880	**
		成立していない	3 (3.8)	75 (96.2)	78 (100.0)			
	合計	37 (32.2)	78 (67.8)	115 (100.0)				
窃盗	示談成立の有無	成立した	30 (73.2)	11 (26.8)	41 (100.0)	0.000	0.569	**
		成立していない	9 (16.7)	45 (83.3)	54 (100.0)			
	合計	39 (41.1)	56 (58.9)	95 (100.0)				
詐欺等	示談成立の有無	成立した	20 (55.6)	16 (44.4)	36 (100.0)	0.000	0.602	**
		成立していない	2 (3.3)	58 (96.7)	60 (100.0)			
	合計	22 (22.9)	74 (77.1)	96 (100.0)				
強盗	示談成立の有無	成立した	21 (75.0)	7 (25.0)	28 (100.0)	0.000	0.677	**
		成立していない	5 (8.6)	53 (91.4)	58 (100.0)			
	合計	26 (30.2)	60 (69.8)	86 (100.0)				
恐喝	示談成立の有無	成立した	21 (65.6)	11 (34.4)	32 (100.0)	0.000	0.509	**
		成立していない	7 (15.9)	37 (84.1)	44 (100.0)			
	合計	28 (36.8)	48 (63.2)	76 (100.0)				
強姦	示談成立の有無	成立した	19 (79.2)	5 (20.8)	24 (100.0)	0.000	0.521	**
		成立していない	11 (25.0)	33 (75.0)	44 (100.0)			
	合計	30 (44.1)	38 (55.9)	68 (100.0)				
強制わいせつ	示談成立の有無	成立した	22 (88.0)	3 (12.0)	25 (100.0)	0.000	0.750	**
		成立していない	5 (11.9)	37 (88.1)	42 (100.0)			
	合計	27 (40.3)	40 (59.7)	67 (100.0)				

注 1 表3-38の注1及び表3-41の注1に同じ。

2 「P値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

「謝罪の有無」、「示談成立の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、相互に関連していることが統計的に言えるが、これは何も統計的解析をするまでもなく、当然の結果と言うべきであろう。しかし、 $\phi$ 係数を算出することにより、「示談成立の有無」と「賠償金全額支払の有無」とは特に強い関連性があることが判明し、両者は、要因としては同一のものである可能性が示唆される。また、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」とは、これらの中で最も $\phi$ 係数が低く、必ずしも関連しているとは限らないことも明らかになった。これは、「謝罪はしたものの、賠償金全額支払はなされていない」場合や、逆に「謝罪はしなかったものの、賠償金は全額支払われている」場合が、これらの中では最も多く見られることを意味するものである。したがって、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」とは、別個の要因であると考えてよいであろう。

オ 捜査・刑事裁判に関する認識等と被害感情との関連

(ア) 捜査協力の負担

表3-47は、全罪種について、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

窃盗においてのみ、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ( $p < 0.05$ )、「(捜査協力の負担を)感じた」場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多く、逆に「感じなかった」場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。

表3-47 捜査協力の負担と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	捜査協力の負担	感 じ た	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)	f 1.000	
		感 じ な か っ た	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)		
	合 計	74 (97.4)	2 (2.6)	76 (100.0)			
業 過 致 死	捜査協力の負担	感 じ た	20 (76.9)	6 (23.1)	26 (100.0)	0.731	
		感 じ な か っ た	30 (73.2)	11 (26.8)	41 (100.0)		
	合 計	50 (74.6)	17 (25.4)	67 (100.0)			
傷 害 等	捜査協力の負担	感 じ た	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)	f 1.000	
		感 じ な か っ た	36 (90.0)	4 (10.0)	40 (100.0)		
	合 計	58 (90.6)	6 (9.4)	64 (100.0)			
業 過 傷	捜査協力の負担	感 じ た	6 (50.0)	6 (50.0)	12 (100.0)	f 0.312	
		感 じ な か っ た	33 (68.8)	15 (31.3)	48 (100.0)		
	合 計	39 (65.0)	21 (35.0)	60 (100.0)			
窃 盗	捜査協力の負担	感 じ た	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	f 0.021	*
		感 じ な か っ た	25 (65.8)	13 (34.2)	38 (100.0)		
	合 計	44 (75.9)	14 (24.1)	58 (100.0)			
詐 欺 等	捜査協力の負担	感 じ た	23 (76.7)	7 (23.3)	30 (100.0)	0.535	
		感 じ な か っ た	28 (70.0)	12 (30.0)	40 (100.0)		
	合 計	51 (72.9)	19 (27.1)	70 (100.0)			
強 盗	捜査協力の負担	感 じ た	37 (69.8)	16 (30.2)	53 (100.0)	0.983	
		感 じ な か っ た	16 (69.6)	7 (30.4)	23 (100.0)		
	合 計	53 (69.7)	23 (30.3)	76 (100.0)			
恐 喝	捜査協力の負担	感 じ た	27 (81.8)	6 (18.2)	33 (100.0)	0.492	
		感 じ な か っ た	29 (87.9)	4 (12.1)	33 (100.0)		
	合 計	56 (84.8)	10 (15.2)	66 (100.0)			
強 姦	捜査協力の負担	感 じ た	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)	f 1.000	
		感 じ な か っ た	13 (100.0)	—	13 (100.0)		
	合 計	50 (98.0)	1 (2.0)	51 (100.0)			
強制わいせつ	捜査協力の負担	感 じ た	29 (96.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	f 0.128	
		感 じ な か っ た	14 (82.4)	3 (17.6)	17 (100.0)		
	合 計	43 (91.5)	4 (8.5)	47 (100.0)			

- 注 1 「捜査協力の負担」は、「どちらともいえない」を分析から除外した。  
 2 ( ) 内は、構成比である。  
 3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。  
 4 「判定」欄の「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

表3-48は、全罪種について、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

全罪種について、統計的に有意な関連は認められず、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に、何らかの傾向を見いだすことはできなかった。

表3-48 捜査協力の負担と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許 すことがで きないとい う気持ちが 強くなった	前よりも、許 すことがで きるとい う気持ち が強くな った	ずっと、許 すことが できない と思っ ている	前から、許 すことが できると 思っ ていた		P 値	判定
殺 人 等	捜査協力の 負担	感 じ た	19 (48.7)	1 (2.6)	18 (46.2)	1 (2.6)	39 (100.0)	0.804	
		感じなかった	12 (33.3)	1 (2.8)	22 (61.1)	1 (2.8)	36 (100.0)		
	合計	31 (41.3)	2 (2.7)	40 (53.3)	2 (2.7)	75 (100.0)			
業 過 致 死	捜査協力の 負担	感 じ た	12 (42.9)	7 (25.0)	8 (28.6)	1 (3.6)	28 (100.0)	0.639	
		感じなかった	13 (31.0)	9 (21.4)	17 (40.5)	3 (7.1)	42 (100.0)		
	合計	25 (35.7)	16 (22.9)	25 (35.7)	4 (5.7)	70 (100.0)			
傷 害 等	捜査協力の 負担	感 じ た	6 (27.3)	3 (13.6)	11 (50.0)	2 (9.1)	22 (100.0)	0.829	
		感じなかった	14 (34.1)	4 (9.8)	21 (51.2)	2 (4.9)	41 (100.0)		
	合計	20 (31.7)	7 (11.1)	32 (50.8)	4 (6.3)	63 (100.0)			
業 過 傷	捜査協力の 負担	感 じ た	5 (35.7)	1 (7.1)	2 (14.3)	6 (42.9)	14 (100.0)	0.067	
		感じなかった	17 (30.9)	14 (25.5)	16 (29.1)	8 (14.5)	55 (100.0)		
	合計	22 (31.9)	15 (21.7)	18 (26.1)	14 (20.3)	69 (100.0)			
窃 盗	捜査協力の 負担	感 じ た	3 (11.1)	7 (25.9)	15 (55.6)	2 (7.4)	27 (100.0)	0.610	
		感じなかった	5 (12.5)	11 (27.5)	17 (42.5)	7 (17.5)	40 (100.0)		
	合計	8 (11.9)	18 (26.9)	32 (47.8)	9 (13.4)	67 (100.0)			
詐 欺 等	捜査協力の 負担	感 じ た	11 (34.4)	8 (25.0)	11 (34.4)	2 (6.3)	32 (100.0)	0.938	
		感じなかった	12 (27.9)	11 (25.6)	17 (39.5)	3 (7.0)	43 (100.0)		
	合計	23 (30.7)	19 (25.3)	28 (37.3)	5 (6.7)	75 (100.0)			
強 盗	捜査協力の 負担	感 じ た	6 (12.8)	13 (27.7)	24 (51.1)	4 (8.5)	47 (100.0)	0.781	
		感じなかった	3 (11.1)	10 (37.0)	13 (48.1)	1 (3.7)	27 (100.0)		
	合計	9 (12.2)	23 (31.1)	37 (50.0)	5 (6.8)	74 (100.0)			
恐 喝	捜査協力の 負担	感 じ た	6 (19.4)	6 (19.4)	19 (61.3)	—	31 (100.0)	0.379	
		感じなかった	3 (9.4)	4 (12.5)	24 (75.0)	1 (3.1)	32 (100.0)		
	合計	9 (14.3)	10 (15.9)	43 (68.3)	1 (1.6)	63 (100.0)			
強 姦	捜査協力の 負担	感 じ た	8 (21.6)	1 (2.7)	27 (73.0)	1 (2.7)	37 (100.0)	1.000	
		感じなかった	3 (21.4)	1 (7.1)	10 (71.4)	—	14 (100.0)		
	合計	11 (21.6)	2 (3.9)	37 (72.5)	1 (2.0)	51 (100.0)			
強制わいせつ	捜査協力の 負担	感 じ た	4 (11.1)	5 (13.9)	27 (75.0)	—	36 (100.0)	0.548	
		感じなかった	4 (22.2)	3 (16.7)	11 (61.1)	—	18 (100.0)		
	合計	8 (14.8)	8 (14.8)	38 (70.4)	—	54 (100.0)			

注 1 表3-47の注1に同じ。  
2 ( ) 内は、構成比である。  
3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

## (イ) 証人出廷の負担

表3-49は、全罪種について、「証人出廷の負担」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

証人として出廷した被害者等の94.3%が、「許すことができない」を選択しており、業過致死、強盗及び恐喝以外の7罪種では、「許すことができる」を選択した被害者等がいなかったため、「(証人出廷の負担を)感じた」「感じなかった」の両者で、「加害者に対する気持ち」に違いが生じているかを統計的に分析することができなかった。

表3-49 証人出廷の負担と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	証人出廷の負担	感 じ た	12 (100.0)	—	12 (100.0)	—	
		感じなかった	17 (100.0)	—	17 (100.0)		
	合計	29 (100.0)	—	29 (100.0)			
業 過 致 死	証人出廷の負担	感 じ た	10 (90.9)	1 (9.1)	11 (100.0)	1.000	
		感じなかった	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)		
	合計	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)			
傷 害 等	証人出廷の負担	感 じ た	8 (100.0)	—	8 (100.0)	—	
		感じなかった	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
	合計	13 (100.0)	—	13 (100.0)			
業 過 傷	証人出廷の負担	感 じ た	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	
		感じなかった	4 (100.0)	—	4 (100.0)		
	合計	5 (100.0)	—	5 (100.0)			
窃 盗	証人出廷の負担	感 じ た	2 (100.0)	—	2 (100.0)	—	
		感じなかった	2 (100.0)	—	2 (100.0)		
	合計	4 (100.0)	—	4 (100.0)			
詐 欺 等	証人出廷の負担	感 じ た	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	
		感じなかった	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
	合計	6 (100.0)	—	6 (100.0)			
強 盗	証人出廷の負担	感 じ た	10 (90.9)	1 (9.1)	11 (100.0)	0.396	
		感じなかった	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100.0)		
	合計	12 (85.7)	2 (14.3)	14 (100.0)			
恐 喝	証人出廷の負担	感 じ た	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100.0)	0.569	
		感じなかった	7 (87.5)	1 (12.5)	8 (100.0)		
	合計	12 (80.0)	3 (20.0)	15 (100.0)			
強 姦	証人出廷の負担	感 じ た	7 (100.0)	—	7 (100.0)	—	
		感じなかった	1 (100.0)	—	1 (100.0)		
	合計	8 (100.0)	—	8 (100.0)			
強制わいせつ	証人出廷の負担	感 じ た	5 (100.0)	—	5 (100.0)	—	
		感じなかった	—	—	—		
	合計	5 (100.0)	—	5 (100.0)			

注 1 「証人出廷の負担」は、「どちらともいえない」を分析から除外した。

2 ( ) 内は、構成比である。

3 「P 値」は、フィッシャーの直接確率検定による。

4 「P 値」欄の「—」は、 $\chi^2$ 検定ができなかったことを示す。

表3-50は、全罪種について、「証人出廷の負担」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

もともと証人として出廷した被害者等が少なかったため、統計的分析が困難であり、何らかの傾向を見いだすことはできなかった。

表3-50 証人出廷の負担と加害者に対する気持ちの変化

罪 種		加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
		前よりも、許すことができないう気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P 値	判定
殺 人 等	証人出廷の負担	感 じ た	7 (58.3)	—	5 (41.7)	—	12 (100.0)	m 1.000
		感じなかった	8 (50.0)	1 (6.3)	7 (43.8)	—	16 (100.0)	
	合計	15 (53.6)	1 (3.6)	12 (42.9)	—	28 (100.0)		
業 過 致 死	証人出廷の負担	感 じ た	6 (50.0)	—	5 (41.7)	1 (8.3)	12 (100.0)	m 1.000
		感じなかった	7 (53.8)	1 (7.7)	5 (38.5)	—	13 (100.0)	
	合計	13 (52.0)	1 (4.0)	10 (40.0)	1 (4.0)	25 (100.0)		
傷 害 等	証人出廷の負担	感 じ た	5 (55.6)	1 (11.1)	3 (33.3)	—	9 (100.0)	m 1.000
		感じなかった	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	—	5 (100.0)	
	合計	7 (50.0)	2 (14.3)	5 (35.7)	—	14 (100.0)		
業 過 傷	証人出廷の負担	感 じ た	2 (66.7)	—	—	1 (33.3)	3 (100.0)	m 1.000
		感じなかった	3 (75.0)	—	1 (25.0)	—	4 (100.0)	
	合計	5 (71.4)	—	1 (14.3)	1 (14.3)	7 (100.0)		
窃 盗	証人出廷の負担	感 じ た	—	2 (66.7)	1 (33.3)	—	3 (100.0)	f 0.400
		感じなかった	—	—	2 (100.0)	—	2 (100.0)	
	合計	—	2 (40.0)	3 (60.0)	—	5 (100.0)		
詐 欺 等	証人出廷の負担	感 じ た	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)	m 1.000
		感じなかった	3 (75.0)	—	1 (25.0)	—	4 (100.0)	
	合計	4 (80.0)	—	1 (20.0)	—	5 (100.0)		
強 盗	証人出廷の負担	感 じ た	4 (36.4)	2 (18.2)	5 (45.5)	—	11 (100.0)	m 0.691
		感じなかった	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—	2 (100.0)	
	合計	4 (30.8)	3 (23.1)	6 (46.2)	—	13 (100.0)		
恐 喝	証人出廷の負担	感 じ た	1 (16.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	—	6 (100.0)	m 0.753
		感じなかった	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.8)	—	9 (100.0)	
	合計	2 (13.3)	3 (20.0)	10 (66.7)	—	15 (100.0)		
強 姦	証人出廷の負担	感 じ た	3 (37.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	—	8 (100.0)	m 1.000
		感じなかった	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)	
	合計	3 (33.3)	1 (11.1)	5 (55.6)	—	9 (100.0)		
強制わいせつ	証人出廷の負担	感 じ た	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)	—
		感じなかった	—	—	—	—	—	
	合計	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)		

注 1 表3-49の注1に同じ。

2 ( ) 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の、「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを、「m」はモンテカルロ法によることを、「—」は $\chi^2$ 検定ができなかったことを、それぞれ示す。

## カ 裁判結果その他の情報の認識等と被害感情との関連

表 3-51は、全罪種について、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死、傷害等、業過傷、詐欺等（いずれも  $p < 0.01$ ）及び強盗（ $p < 0.05$ ）の5罪種において、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この5罪種について残差分析を行ったところ、いずれの罪種においても、「（裁判結果について）軽すぎると思っている」と回答した者では、「許すことができない」とするものの比率が高く、「許すことができる」とするものの比率が低くなっている。また、業過致死及び傷害等では、「適当であると思っている」と回答した者では、「許すことができる」とするものの比率が高く、「許すことができない」とするものの比率が低くなっている。

表 3-51 裁判結果の評価と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	裁判結果の評価	適当であると思 っている	4 (100.0)	—	4 (100.0)	0.180	
		軽すぎると思 っている	62 (100.0)	—	62 (100.0)		
		わからない	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)		
	合計		75 (98.7)	1 (1.3)	76 (100.0)		
業 過 致 死	裁判結果の評価	適当であると思 っている	6 (42.9) [-4.6]	8 (57.1) [4.6]	14 (100.0)	0.000	**
		軽すぎると思 っている	48 (100.0) [5.8]	— [-5.8]	48 (100.0)		
		わからない	2 (40.0) [-2.7]	3 (60.0) [2.7]	5 (100.0)		
	合計		56 (83.6)	11 (16.4)	67 (100.0)		
傷 害 等	裁判結果の評価	適当であると思 っている	6 (60.0) [-2.8]	4 (40.0) [2.8]	10 (100.0)	0.004	**
		軽すぎると思 っている	25 (100.0) [2.9]	— [-2.9]	25 (100.0)		
		わからない	8 (80.0) [-0.7]	2 (20.0) [0.7]	10 (100.0)		
	合計		39 (86.7)	6 (13.3)	45 (100.0)		
業 過 傷	裁判結果の評価	適当であると思 っている	4 (40.0) [-1.9]	6 (60.0) [1.9]	10 (100.0)	0.003	**
		軽すぎると思 っている	11 (100.0) [3.3]	— [-3.3]	11 (100.0)		
		わからない	2 (33.3) [-1.7]	4 (66.7) [1.7]	6 (100.0)		
	合計		17 (63.0)	10 (37.0)	27 (100.0)		
窃 盗	裁判結果の評 価	適当であると思 っている	2 (100.0)	—	2 (100.0)	0.062	
		軽すぎると思 っている	8 (100.0)	—	8 (100.0)		
		わからない	3 (50.0)	3 (50.0)	6 (100.0)		
	合計		13 (81.3)	3 (18.8)	16 (100.0)		

詐欺等	裁判結果の評価	適当であると思 っている	7 (70.0) [-1.0]	3 (30.0) [1.0]	10 (100.0)	0.008	**
		軽すぎると 思っている	21 (95.5) [2.7]	1 (4.5) [-2.7]	22 (100.0)		
		わからない	2 (40.0) [-2.5]	3 (60.0) [2.5]	5 (100.0)		
	合計	30 (81.1)	7 (18.9)	37 (100.0)			
強盗	裁判結果の評価	適当であると思 っている	15 (75.0) [-0.4]	5 (25.0) [0.4]	20 (100.0)	0.044	*
		軽すぎると 思っている	13 (100.0) [2.3]	- [-2.3]	13 (100.0)		
		わからない	7 (58.3) [-1.9]	5 (41.7) [1.9]	12 (100.0)		
	合計	35 (77.8)	10 (22.2)	45 (100.0)			
恐喝	裁判結果の評価	適当であると思 っている	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	0.655	
		軽すぎると 思っている	10 (83.3)	2 (16.7)	12 (100.0)		
		わからない	5 (100.0)	-	5 (100.0)		
	合計	21 (84.0)	4 (16.0)	25 (100.0)			
強姦	裁判結果の評価	適当であると思 っている	7 (100.0)	-	7 (100.0)	0.358	
		軽すぎると 思っている	30 (100.0)	-	30 (100.0)		
		わからない	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)		
	合計	46 (97.9)	1 (2.1)	47 (100.0)			
強制わいせつ	裁判結果の評価	適当であると思 っている	5 (100.0)	-	5 (100.0)	0.131	
		軽すぎると 思っている	13 (100.0)	-	13 (100.0)		
		わからない	7 (77.8)	2 (22.2)	9 (100.0)		
	合計	25 (92.6)	2 (7.4)	27 (100.0)			

注 1 「裁判結果の評価」は、「重すぎると思っている」を選択した被害者等は1名であったので、分析から除外した。

2 ( ) 内は構成比を示し, [ ] 内は調整済残差を示す。

3 「P値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 ■■■■■部分、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-52は、全罪種について、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

殺人等 ( $p < 0.05$ ) 業過致死 ( $p < 0.01$ )、傷害等 ( $p < 0.01$ )、業過傷 ( $p < 0.01$ ) 及び強制わいせつ ( $p < 0.05$ ) の5罪種において、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この5罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、傷害等及び業過傷において、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「軽すぎると思っている」場合に有意に多く、「適当であると思っ  
ている」又は「わからない」で有意に少なくなっている。殺人等、業過致死、傷害等、業過傷、及び強制わいせつにおいて、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「軽すぎると思っている」場合に有意に少なく、「適当であると思っ  
ている」場合に有意に多くなっている。ただし、もともと「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等の数が少ないため、統計的に有意な関連は認められたものの、この結果から何らかの傾向を見いだすことは適当ではないと考えられる。

表 3-52 裁判結果の評価と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許すことができな いという気持 ちが強くな った	前よりも、許すことができ ないという気持 ちが強くな った	ずっと、許す ことができな いと思ってい る	前から、許す ことができ ないと思ってい た		P 値	判定
殺 人 等	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	1 (25.0) [-0.8]	1 (25.0) [2.8]	2 (50.0) [-0.2]	-	4 (100.0)	0.044	*
		軽すぎると 思っている	27 (45.0) [0.6]	-	33 (55.0) [0.3]	-	60 (100.0)		
		わからない	4 (40.0) [-0.2]	1 (10.0) [1.5]	5 (50.0) [-0.3]	-	10 (100.0)		
	合計	32 (43.2)	2 (2.7)	40 (54.1)	-	74 (100.0)			
業 過 致 死	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	3 (23.1) [-1.9]	7 (53.8) [5.2]	2 (15.4) [-1.8]	1 (7.7) [0.6]	13 (100.0)	0.000	**
		軽すぎると 思っている	23 (48.9) [0.7]	1 (2.1) [-3.8]	23 (48.9) [3.0]	-	47 (100.0)		
		わからない	5 (71.4) [1.4]	-	-	2 (28.6) [3.3]	7 (100.0)		
	合計	31 (46.3)	8 (11.9)	25 (37.3)	3 (4.5)	67 (100.0)			
傷 害 等	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	-	2 (22.2) [0.9]	5 (55.6) [0.9]	2 (22.2) [2.1]	9 (100.0)	0.006	**
		軽すぎると 思っている	15 (60.0) [3.4]	1 (4.0) [-2.1]	9 (36.0) [-0.9]	-	25 (100.0)		
		わからない	2 (18.2) [-1.5]	3 (27.3) [1.6]	5 (45.5) [0.2]	1 (9.1) [0.4]	11 (100.0)		
	合計	17 (37.8)	6 (13.3)	19 (42.2)	3 (6.7)	45 (100.0)			
業 過 傷	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	3 (25.0) [0.1]	5 (41.7) [0.8]	1 (8.3) [-1.6]	3 (25.0) [0.8]	12 (100.0)	0.007	**
		軽すぎると 思っている	5 (50.0) [2.3]	-	5 (50.0) [2.3]	-	10 (100.0)		
		わからない	-	6 (54.5) [1.8]	2 (18.2) [-0.6]	3 (27.3) [1.0]	11 (100.0)		
	合計	8 (24.2)	11 (33.3)	8 (24.2)	6 (18.2)	33 (100.0)			



## キ 民事裁判提起状況と被害感情との関連

表 3-53 は、全罪種について、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過傷 ( $p < 0.01$ ), 詐欺等 ( $p < 0.01$ ) において、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が見られ、「(民事裁判を) 起こした又は今後起こす予定」である場合は、「許すことができない」を選択した者が有意に多くなり、逆に「起こしていない」場合は、「許すことができる」を選択した者が有意に少なくなっている。統計的に有意な関連は認められなかったものの、殺人等、業過致死、傷害等及び窃盗でも同様の傾向が認められた。

表3-53 民事裁判提起状況と加害者に対する気持ち

罪種		加害者に対する気持ち		合計	検定の結果		
		許すことができない	許すことができる		P値	判定	
殺人等	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	27 (100.0)	—	27 (100.0)	f 0.573	
		起こしていない	67 (94.4)	4 (5.6)	71 (100.0)		
	合計	94 (95.9)	4 (4.1)	98 (100.0)			
業過致死	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	23 (88.5)	3 (11.5)	26 (100.0)	0.075	
		起こしていない	54 (71.1)	22 (28.9)	76 (100.0)		
	合計	77 (75.5)	25 (24.5)	102 (100.0)			
傷害等	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	f 0.437	
		起こしていない	52 (85.2)	9 (14.8)	61 (100.0)		
	合計	71 (87.7)	10 (12.3)	81 (100.0)			
業過傷	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	11 (100.0)	—	11 (100.0)	f 0.002	**
		起こしていない	36 (52.2)	33 (47.8)	69 (100.0)		
	合計	47 (58.8)	33 (41.3)	80 (100.0)			
窃盗	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	3 (100.0)	—	3 (100.0)	f 0.549	
		起こしていない	56 (67.5)	27 (32.5)	83 (100.0)		
	合計	59 (68.6)	27 (31.4)	86 (100.0)			
詐欺等	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	16 (100.0)	—	16 (100.0)	f 0.009	**
		起こしていない	45 (69.2)	20 (30.8)	65 (100.0)		
	合計	61 (75.3)	20 (24.7)	81 (100.0)			
強盗	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	—	—	—	—	
		起こしていない	63 (73.3)	23 (26.7)	86 (100.0)		
	合計	63 (73.3)	23 (26.7)	86 (100.0)			
恐喝	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100.0)	f 0.219	
		起こしていない	63 (88.7)	8 (11.3)	71 (100.0)		
	合計	68 (87.2)	10 (12.8)	78 (100.0)			
強姦	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)	f 0.282	
		起こしていない	55 (98.2)	1 (1.8)	56 (100.0)		
	合計	64 (97.0)	2 (3.0)	66 (100.0)			
強制わいせつ	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100.0)	f 0.423	
		起こしていない	46 (93.9)	3 (6.1)	49 (100.0)		
	合計	52 (92.9)	4 (7.1)	56 (100.0)			

注 1 「民事裁判提起状況」は、「起こした」及び「今後起こす予定である」をまとめて「起こした又は今後起こす予定」とし、「起こしておらず、今後も起こすつもりはない」及び「起こしていないが、後はわからない」を「起こしていない」とし、「その他」は分析から除外した。

2 ( )内は、構成比である。

3 「P値」欄の、「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを示し、「—」は $\chi^2$ 検定ができなかったことを示す。

4 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-54は、全罪種について、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

傷害等 ( $p < 0.05$ )、業過傷 ( $p < 0.05$ )、詐欺等 ( $p < 0.01$ ) において、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が見られた。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、傷害等、業過傷及び詐欺のいずれにおいても、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した者は、「起こした又は今後起こす予定」で有意に多く、「起こしていない」で有意に少なくなっている。また、詐欺等では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した者は、「起こした又は今後起こす予定」で有意に多く、「起こしていない」で有意に少なくなっている。

「起こした又は今後起こす予定」と回答した被害者等は、被害感情が厳しい傾向が認められた。これは、ある意味で当然予想されうる結果であろう。「第2の4(5)民事訴訟の提起状況とその理由」からも分かるとおり、被害者等は、「損害を取り戻したいから」あるいは「加害者に謝罪や反省を求めるため」民事裁判を提起しているのである。換言すれば、謝罪、示談、賠償金支払がない場合に、民事裁判を提起しているのであり、そのような場合は当然被害感情も悪くなっており、民事裁判提起と被害感情とは、本来密接に関連しているものと考えられる。

表3-54 民事裁判提起状況と加害者に対する気持ちの変化

罪種		加害者に対する気持ちの変化				合計	検定の結果		
		前よりも、許すことができないう気が強くなった	前よりも、許すことができないう気が強くなった	ずっと、許すことができないうと思っている	前から、許すことができないうと思っていた		P値	判定	
殺人等	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	12 (46.2)	—	13 (50.0)	1 (3.8)	26 (100.0)	0.404	
		起こしていない	25 (35.7)	4 (5.7)	40 (57.1)	1 (1.4)	70 (100.0)		
	合計	37 (38.5)	4 (4.2)	53 (55.2)	2 (2.1)	96 (100.0)			
業過致死	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	10 (38.5)	3 (11.5)	13 (50.0)	—	26 (100.0)	0.108	
		起こしていない	24 (29.3)	21 (25.6)	29 (35.4)	8 (9.8)	82 (100.0)		
	合計	34 (31.5)	24 (22.2)	42 (38.9)	8 (7.4)	108 (100.0)			
傷害等	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	11 (61.1) [2.9]	— [-1.7]	5 (27.8) [-2.1]	2 (11.1) [1.0]	18 (100.0)	0.010	*
		起こしていない	15 (24.2) [-2.9]	9 (14.5) [1.7]	35 (56.5) [2.1]	3 (4.8) [-1.0]	62 (100.0)		
	合計	26 (32.5)	9 (11.3)	40 (50.0)	5 (6.3)	80 (100.0)			
業過傷	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	8 (66.7) [3.0]	1 (8.3) [-1.5]	3 (25.0) [0.1]	— [-1.9]	12 (100.0)	0.010	*
		起こしていない	20 (24.4) [-3.0]	24 (29.3) [1.5]	19 (23.2) [-0.1]	19 (23.2) [1.9]	82 (100.0)		
	合計	28 (29.8)	25 (26.6)	22 (23.4)	19 (20.2)	94 (100.0)			
窃盗	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	—	—	3 (100.0)	—	3 (100.0)	0.311	
		起こしていない	8 (8.6)	27 (29.0)	40 (43.0)	18 (19.4)	93 (100.0)		
	合計	8 (8.3)	27 (28.1)	43 (44.8)	18 (18.8)	96 (100.0)			
詐欺等	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	11 (64.7) [3.7]	1 (5.9) [-2.2]	5 (29.4) [-0.9]	— [-1.1]	17 (100.0)	0.002	**
		起こしていない	14 (19.4) [-3.7]	23 (31.9) [2.2]	30 (41.7) [0.9]	5 (6.9) [1.1]	72 (100.0)		
	合計	25 (28.1)	24 (27.0)	35 (39.3)	5 (5.6)	89 (100.0)			
強盗	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	—	—	—	—	—	—	
		起こしていない	13 (14.6)	27 (30.3)	46 (51.7)	3 (3.4)	89 (100.0)		
	合計	13 (14.6)	27 (30.3)	46 (51.7)	3 (3.4)	89 (100.0)			
恐喝	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)	—	8 (100.0)	0.278	
		起こしていない	8 (11.6)	8 (11.6)	51 (73.9)	2 (2.9)	69 (100.0)		
	合計	9 (11.7)	11 (14.3)	55 (71.4)	2 (2.6)	77 (100.0)			
強姦	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	—	2 (18.2)	9 (81.8)	—	11 (100.0)	0.252	
		起こしていない	14 (24.1)	3 (5.2)	40 (69.0)	1 (1.7)	58 (100.0)		
	合計	14 (20.3)	5 (7.2)	49 (71.0)	1 (1.4)	69 (100.0)			
強制わいせつ	民事裁判提起状況	起こした又は今後起こす予定	1 (11.1)	2 (22.2)	6 (66.7)	—	9 (100.0)	0.847	
		起こしていない	8 (14.8)	7 (13.0)	39 (72.2)	—	54 (100.0)		
	合計	9 (14.3)	9 (14.3)	45 (71.4)	—	63 (100.0)			

注 1 表3-53の注1に同じ。

2 ( )内は構成比を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

3 「P値」は、モンテカルロ法による。

4 「P値」欄の「—」は、 $\chi^2$ 検定ができなかったことを示す。

5 「判定」欄の、「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 網点部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

## ク 被害感情に関連する要因についての若干の考察

被害者等の被害感情に関連する要因について、要因ごとに分析してきた結果を取りまとめたものが、**表3-55**である。

強姦及び強制わいせつにおいては、統計的に有意な関連の認められた要因は皆無であり、殺人等、傷害等、窃盗及び恐喝においても、そのような要因は極めて少ない。しかし、業過致死、業過傷、詐欺等及び強盗においては、「事件発生から調査までの経過期間」、「精神的影響の有無及び内容」、「生活面への影響の有無及び内容」、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金の全額支払の有無」及び「裁判結果の評価」等の要因を中心に、有意な関連のある要因がかなり認められることが分かる。

なお、民事裁判提起状況については、業過傷及び詐欺等において、統計的に有意な関連が認められたが、民事裁判を起こしたかどうかで被害感情が影響されるというよりはむしろ、「許すことができない」という気持ち、民事裁判の提起状況に影響すると考えられるので、「民事裁判の提起状況」が説明変数ではなく、「被害感情」の方が説明変数であると考えられるべきものであろう。

### (2) 被害感情に関連する要因についての総合的分析

これまでは、被害者等の被害感情に関連する要因について、要因ごとに分析してきたが、被害者等の被害感情は、一つの要因によって決定付けられるものではなく、幾つかの要因が重なりあい、又は相互作用によって決定付けられるものであると考えられる。

そこで、ロジスティック回帰分析のステップワイズ法（変数増加法）という手法6を用いて、予測式（回帰式）に投入した説明変数の中から、被害者等の被害感情（加害者に対する気持ち）を最も効果的に説明できる変数のモデルを構築し、被害感情を決定付ける要因を探ることとした。

回帰式に投入する際に選択した変数は、「事件発生から調査までの経過期間」、「被害額」、「精神的影響の有無」及び「精神的影響の内容」、「生活面への影響の有無」及び「生活面への影響の内容」、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」並びに「賠償金全額支払の有無」の中から、原則として、その罪種において統計的に有意な関連が認められたものを選択した。なお、「裁判結果の評価」については、5罪種において統計的に有意な関連が認められた変数であるが、もともと、裁判結果を知っているという回答者の一部が対象であること等から、変数として投入することは適当でないと考えられたため、選択しなかった。

また、「精神的影響の有無」又は「生活面への影響の有無」の変数と、それぞれの「影響の内容」の変数の双方を変数として投入すると重複するため、「影響の内容」の変数について統計的に有意な関連が認められた場合には、その変数を投入し、「影響の内容」は統計的に有意な関連が認められなかったものの、「影響の有無」で統計的に有意な関連が認められた場合にのみ、「影響の有無」の変数を投入した。

さらに、「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、前記(1)エ(㊦)で見たとおり、連関がそれほど強いわけではないため、「謝罪の有無」又は「賠償金全額支払の有無」の少なくともいずれかで統計的に有意な関連が認められた場合は、「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」という、これらの変数が共に存在する場合にも効果のある変数も加えてみた。

#### ア 罪種別のロジスティック回帰式

##### (ア) 殺人等

殺人等においては、これまでの分析結果から、「(回答者の)年齢」しか統計的に有意な関連が認められなかったため、さらに有意水準5%以下では統計的に有意な関連は認められなかった幾つかの変数も投入してみたが、「加害者に対する気持ち」を説明できる適切なモデルは構築できなかった。

##### (イ) 業過致死

業過致死においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「精神的影響の内容」

表3-55 被害感情との間に有意な関連が認められた変数一覧

表番号	変数名	殺人等	業過致死	傷害等	業過傷	窃盗	詐欺等	強盗	恐喝	強姦	強わいせつ
表3-21	性別		*								
表3-23	年齢	**			*						
表3-25	事件発生から調査までの経過期間							*			
表3-27	傷害の有無										
表3-29	傷害の程度										
表3-31	被害額						**	**			
表3-33	精神的影響の有無				**	**	**	**			
内容	病気になるったり、精神的に不安定になった		**		*		*				
	食欲がなくなった		**		*		*				
	何をやる気力もなくなった		**		*		*				
	人と会いたくなくなった				*		*				
	夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった		*		*		**				
	生活面への影響の有無(影響はない)		*	**	**	**	**	**	**	**	
	生活が苦しくなった			*	*	*	*	*	*	*	
内容	家庭が暗くなった		**		*		*				
	仕事や学校を続けられなくなった				*						
	謝罪		*		*		**	**			
	示談		**		*		*	*	*	*	
表3-41	賠償金支払		*		*		*	*	*		
表3-47	捜査協力の負担				*	*	*	*	*		
表3-49	証人出廷の負担					*					
表3-51	裁判結果の評価		**	**	**	*	**	*	*	*	

注「\*」は有意水準5%以下で、「\*\*」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られた項目を指し、斜線部分は分析から除外した項目を指す。

に関する3項目、「生活面への影響の内容」に関する1項目、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の8変数を回帰式に投入した。

**表3-56**は、業過致死について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「精神的影響の内容(何をやる気力もなくなった)」、②「精神的影響の内容(病気になったり、精神的に不安定になった)」、③「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」、及び④「生活面への影響の内容(家庭が暗くなった)」の4変数である<sup>7)</sup>。

「示談成立の有無」は、クロス集計の結果では有意水準1%以下で有意な関連が認められていたにもかかわらず、ロジスティック回帰分析では、有意水準20%であっても採用されなかった。これは、「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」が「ステップ3」で採用され、この変数の効果が「示談成立の有無」の効果を含んでいたためと考えられる。逆に言えば、「加害者に対する気持ち」は、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」といった単独の要因ではなく、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」の交互作用(たとえば、謝罪だけあり、賠償金が全額は支払われていない場合や、逆に賠償金は全額支払われているが、謝罪はしていない場合ではなく、謝罪があり、かつ賠償金も全額支払われている場合を指す。)で説明した方が当てはまりがよいことがうかがえる。

なお、本回帰式に、業過致死における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の95.2%、「許すことができる」の58.3%、合計で84.9%を説明でき、「許すことができる」を比較的良く予測することのできるモデルであるといえる。

#### (ウ) 傷害等

傷害等においては、これまでの分析結果から、「生活面への影響の内容」に関する1項目しか統計的に有意な関連が認められなかったため、さらに有意水準5%以下では統計的に有意な関連は認められなかった幾つかの変数も投入してみたが、「加害者に対する気持ち」を説明できる適切なモデルは構築できなかった。

#### (エ) 業過傷

業過傷においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「精神的影響の内容」に関する3項目、「生活面への影響の内容」に関する2項目、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の9変数を回帰式に投入した。

**表3-57**は、業過傷について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「謝罪の有無」、②「生活面への影響の内容(仕事や学校が続けられなくなった)」、③「精神的影響の内容(夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった)」、及び④「精神的影響の内容(人と会いたくなくなった)」の4変数である。

「賠償金全額支払の有無」は、クロス集計の結果では有意水準1%以下で有意な関連が認められていたにもかかわらず、ロジスティック回帰分析では、有意水準20%であっても採用されなかった。これは、「謝罪の有無」が「ステップ1」で採用されたことにより、この変数の効果が「賠償金全額支払の有無」の効果を含んでいたためと考えられる。

なお、本回帰式に、業過傷における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の80.0%、「許すことができる」の84.6%、合計で81.8%を説明でき、「許すことができない」「許すことができる」双

方とも説明力が高く、当てはまりのよいモデルであるといえる。

(オ) 窃盗

窃盗においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「精神的影響の有無」、  
「生活面への影響の有無」、及び「賠償金全額支払の有無」の3変数を回帰式に投入した。

表3-58は、窃盗について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「精神的影響の有無」、②「賠償金全額支払の有無」、及び③「生活面への影響の有無」の3変数である。

なお、本回帰式に、窃盗における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の89.6%、「許すことができる」の42.9%、合計で75.4%を説明でき、「許すことができる」でやや当てはまりの悪いモデルであるといえる。

(カ) 詐欺等

詐欺等においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「被害額」、「精神的影響の内容」に関する4項目、「生活面への影響の内容」に関する1項目、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の10変数を回帰式に投入した。

表3-59は、詐欺等について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「被害額」及び②「生活面への影響の内容(生活が苦しくなった)」の2変数である。

「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、クロス集計の結果では有意水準1%以下で有意な関連が認められていたにもかかわらず、ロジスティック回帰分析では、有意水準20%であっても採用されなかった。これは、「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」よりも、「被害額」及び「生活が苦しくなった」の変数が、モデル構築に対して非常に大きく寄与しているためと考えられる。

なお、本回帰式に、詐欺等における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の88.4%、「許すことができる」の80.0%、合計で86.8%を説明でき、「許すことができない」「許すことができる」双方とも説明力が高く、当てはまりのよいモデルであるといえる。

(キ) 強盗

強盗においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「事件発生から調査までの経過期間」、「精神的影響の有無」、「生活面への影響の有無」、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の7変数を回帰式に投入した。

表3-60は、強盗について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「示談成立の有無」及び②「事件発生から調査までの経過期間」の2変数である。

クロス集計の結果で有意水準1%以下で有意な関連が認められていた「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、「ステップ1」で「示談成立の有無」が採用されたため除去されているが、P値を見る限り、このモデルに採用してもよいと思われる変数である。

なお、本回帰式に、強盗における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の88.9%、「許すことができる」の71.4%、合計で84.0%を説明でき、「許すことができない」「許すことができる」双方とも説明力が高く、比較的当てはまりのよいモデルであるといえる。

表 3-56 ロジスティック回帰式 (業過致死)

説明変数		係数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名 (変数の概要)			
1	精神的影響の内容 (何をやる気力もなくなった)	2.224	0.015	9.243
2	精神的影響の内容 (病気になったり, 精神的に不安定になった)	1.646	0.011	5.185
3	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無の交互作用 (両方ともあり)	-9.015	0.716	0.000
4	生活面への影響の内容 (家庭が暗くなった)	0.905	0.200	2.472
	【定数項】	-2.327		
除去された変数	賠償金全額支払の有無 (賠償金が全額支払われた)		0.257	
	示談成立の有無 (示談が成立した)		0.403	
	精神的影響の内容 (夜眠れなくなったり, 悪夢に悩まされるようになった)		0.576	
	謝罪の有無 (謝罪あり)		0.957	

表 3-57 ロジスティック回帰式 (業過傷)

説明変数		係数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名 (変数の概要)			
1	謝罪の有無 (謝罪あり)	-3.184	0.004	0.041
2	生活面への影響の内容 (仕事や学校を続けられなくなった)	2.173	0.070	8.786
3	精神的影響の内容 (夜眠れなくなったり, 悪夢に悩まされるようになった)	2.252	0.060	9.502
4	精神的影響の内容 (人と会いたくなくなった)	1.600	0.205	4.952
	【定数項】	-4.950		
除去された変数	精神的影響の内容 (食欲がなくなった)		0.345	
	賠償金全額支払の有無 (賠償金が全額支払われた)		0.367	
	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無の交互作用 (両方ともあり)		0.665	
	生活面への影響の内容 (生活が苦しくなった)		0.763	
	示談成立の有無 (示談が成立した)		0.979	

表 3-58 ロジスティック回帰式 (窃盗)

説明変数		係数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名 (変数の概要)			
1	精神的影響の有無 (大きな精神的影響を受けた)	1.290	0.044	3.632
2	賠償金全額支払の有無 (全額支払あり)	-0.819	0.174	0.441
3	生活面への影響の有無 (影響はない)	-0.821	0.199	0.440
	【定数項】	-0.659		

表3-59 ロジスティック回帰式（詐欺等）

説明変数		係数	P値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	被害額額（100万円を超える）	2.394	0.008	10.962
2	生活面への影響の内容（生活が苦しくなった） 【定数項】	2.229 -4.414	0.053	9.290
除去された変数	示談成立の有無（示談が成立した）		0.291	
	精神的影響の内容（病気になったり、精神的に不安定になった）		0.332	
	謝罪の有無（謝罪あり）		0.356	
	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無の交互作用（両方ともあり）		0.356	
	精神的影響の内容（夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった）		0.448	
	精神的影響の内容（何をやる気力もなくなった）		0.495	
	精神的影響の内容（食欲がなくなった）		0.564	
	賠償金全額支払の有無（全額支払あり）		0.849	

表3-60 ロジスティック回帰式（強盗）

説明変数		係数	P値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	示談成立の有無（示談が成立した）	-3.260	0.000	0.038
2	事件発生から調査までの経過期間（1年6か月を超える） 【定数項】	-1.710 2.168	0.063	0.181
除去された変数	賠償金全額支払の有無（全額支払あり）		0.145	
	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無の交互作用（両方ともあり）		0.235	
	謝罪の有無（謝罪あり）		0.274	
	精神的影響の有無（大きな精神的影響を受けた）		0.306	
	生活面への影響の有無（影響はない）		0.816	

## (ク) 恐喝

恐喝においては、これまでの分析結果から、「示談成立の有無」しか統計的に有意な関連が認められなかったため、さらに有意水準5%以下では統計的に有意な関連は認められなかった幾つかの変数も投入してみたが、適切なモデルは構築できなかった。

## (ケ) 強姦

強姦においては、これまでの分析結果から、統計的に有意な関連が認められた変数を抽出できなかったため、適切なモデルの構築はできなかった。

## (コ) 強制わいせつ

強制わいせつにおいても同様に、これまでの分析結果から、統計的に有意な関連が認められた変数が抽出できなかったため、適切なモデルの構築はできなかった。

#### イ 被害感情に関連する要因に関する若干の考察

被害者等の被害感情（加害者に対する気持ち）を最も効果的に説明できる変数を抽出し、罪種ごとにモデルを構築してみた結果、モデルが構築できたのは、業過致死、業過傷、窃盗、詐欺等及び強盗の5罪種であったが、これらを比べてみると、罪種によって採用された変数はそれぞれ異なっており、被害感情を決定付ける要因は、罪種によって一様でないといえる。

業過致死においては、「何をする気力もなくなった」及び「病気になったり、精神的に不安定になった」という精神的影響の内容が、「許すことができない」という気持ちをかなり決定付ける要因である。このほか、データにばらつきがあるために有意とはいえないものの、本調査におけるデータにおいては、謝罪及び賠償金全額支払の両者があることも、「許すことができる」という気持ちを決定付ける要因となっている。

業過傷においては、謝罪が「許すことができる」という気持ちを決定付けるために最も重要な要因である一方、「仕事や学校を続けられなくなった」という生活面への影響の内容及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」という精神的影響の内容も、「許すことができない」という気持ちを決定付ける要因となっていると考えられる。

窃盗においては、「大きな精神的な影響を受けた」という精神的影響が、「許すことができない」という気持ちを決定付けているといえよう。

詐欺等においては、100万円を超える「被害額」が、「許すことができない」という気持ちを決定付けるために最も重要な要因であるが、「生活が苦しくなった」という生活面への影響の内容及び「許すことができない」という気持ちを決定付けている要因となっている。

強盗においては、示談の成立が「許すことができる」という気持ちを決定付けるために最も重要な要因であるが、1年6か月を超える「事件発生から調査までの経過期間」も「許すことができる」という気持ちをかなり決定付ける要因であるといえる。

他方、殺人等、傷害等、恐喝、強姦、及び強制わいせつにおいては、モデルが構築できなかったが、これらの罪種の回答者に、「許すことができる」とするものが極めて少なかったことが原因として考えられる。

#### 第4 おわりに

本研究報告においては、犯罪被害者等の被害の実態と捜査・裁判に関する認識・要望等を明らかにするとともに、事件による影響及び被害感情に関連する要因の分析を行った。

その結果、犯罪被害の実態として、①犯罪被害者等のほとんどが、犯罪による直接的な被害に加えて多様な精神的影響及び生活面への影響を受けていること、②被害者等への謝罪、示談等について、業過致死及び業過傷では、保険制度の普及等を背景として、かなり行われているのに比べ、その他の罪種では、行われる比率が低くなっていること、③性犯罪の被害者等を中心に、捜査に対する協力や証人への出廷に負担を感じる者も少なくないこと、④刑事司法機関への要望等として、情報提供、取調べ日時や被害者等の立場・プライバシー等への配慮等多様な要望のあること、⑤被害感情を決定付ける要因としては、罪種ごとに多様な要因があるが、一部の罪種では、事件による精神的影響や生活面への影響、謝罪・賠償金全額支払等が重要な要因と考えられること等が明らかになった。

今回の調査は、法務総合研究所が行ったものとしては、調査対象者が合計10罪種の広範な被害者等にわたっており、被害の実態のみならず被害者等の捜査・裁判に関する認識、要望等についての詳細な質問も設けたアンケート方式による調査である点で、従来にはないものである。

特に、この研究部報告においては、調査結果に関する統計的分析を試みたが、ここでの分析は、特に、これまでの先行研究では明らかにされてこなかった、被害者等の事件によって受けた影響や被害感情に影響を与える要因の多角的分析として意味のあるものと考えられる。

ただし、ここで行った分析は、あくまでも本調査における回答者に関するものであり、直ちに一般化できるものではないことにも注意する必要がある。しかも、本調査の回答者は各罪種ごとに100名程度であるし、例えば、被害感情に関しても、加害者に対して「許すことができる」か「許すことができない」というだけでなく、もっと複雑な感情が入り混じっているものであり、このように単純化した項目のみをもって、被害感情を論じることには限界があるともいえよう。このような点にかんがみると、本報告書の結論を一般化することは必ずしも適切ではなく、今後の調査において引き続き検証していく必要があるものと考えられる。

なお、「被害感情に関連する要因の分析」(第3の2)において、「捜査協力の負担」「証人出廷の負担」等の変数については、被害感情との間で統計的に有意な関連が認められなかったという結果が得られているが、このことは、それらの変数が被害感情に影響を及ぼすものではないということを意味するものではない点に留意する必要がある。本調査での質問は、加害者に対して「許すことができる」か「許すことができない」かだけであって、刑事司法過程において、被害感情が更に深まるかどうかという点を取り上げていない上、本調査の質問・選択肢で取り上げた被害者等の負担は、被害の程度と比較して捜査・裁判による負担が大きかったという趣旨で負担があったとしている場合もあることも考えられ、重大な被害を受けた者よりも、むしろ、軽微な被害を受けた者の方が、負担を感じているという結果になっている可能性もあるからである。

さらに、ロジスティック回帰分析のステップワイズ法によるモデル構築(第3の2(2))において、モデルで採用されなかった要因が重要ではない、とは言えないことも指摘しておく必要がある。例えば、「謝罪」や「賠償金全額支払」の変数が除去されているとあって、謝罪や賠償金の支払が重要な要因でないとはいえないことも指摘しておきたい。

最後に、本調査の実施に携わられた全国の地方検察庁の関係者の方々に多大な御尽力を煩わしたこと

について、深甚の感謝を申し上げるとともに、本調査の企画立案に際し御協力をいただいた、大阪地方検察庁検事北川健太郎（前法務省刑事局付）及び同地方検察庁検事岩尾信行（前法務省刑事局付）ほか関係者各位に、深く感謝申し上げる次第である。

- (1) 法務総合研究所では、アンケート用紙送付（交付）総数を把握していないため、有効回収率を算出することができない。
- (2)  $\chi^2$ （カイ二乗）検定（chi-square test）とは、有意差検定の一手法である。通常、平均値の差の検定にはt検定を用いるが、人数、度数、回数によって表されるデータの処理にはカイ二乗検定を用いる。つまりカイ二乗検定とは、集計表の各セルの度数を相互に比較して、統計的に差があるのかを検定する際に使用される手法である。

たとえば、条件1及び条件2下で調査を行った結果、表Aのとおりとなった。ここから「条件1下では男女差がなく、条件2下では男性が多い。」と結論づけてよいものであろうか。男性は100名、女性は50名なので、もし「条件1・条件2とも、男女差はない」と仮説すれば、表Bのとおりになるはずである。このような場合、観測度数と理論度数との差を見れば、男女差があるかどうか分かる。

	条件1	条件2
男性	45	55
女性	45	5

	条件1	条件2	合計
男性	60	40	100
女性	30	20	50
合計	90	60	150

この差の統計量を  $\chi^2$ （カイ二乗）値といい、この差の大きさが偶然に出現する確率（有意確率：P値）を計算して検証するのがカイ二乗検定である。p=0.04であった場合、つまり有意確率が4%であれば、「100回中、4回しか起こらない事象が実際に起こった。これは偶然とは言えない。」と結論付けてよさそうである。この基準は厳格な人と緩やかな人で、個人差が生じてしまう可能性がある。そこで、最終的な判定のための基準として、有意水準（significance level）と呼ばれるものを設定する。これは「でたらめなことが起こったにしろは、余りにもまれなことが起こったから、これは偶然に起こったのではない」と判定するための基準で、統計学上、一般的に1%及び5%という基準を設けており、論文上では  $p < 0.05$ ,  $p < 0.01$  と記述される。ただし、「5%有意水準で有意である」と結論付けても、その結論が本当は誤りである確率も5%あることを、同時に意味する（その点から、推論を誤る危険性ということで危険率とも呼ばれる。）。

なお、サンプル数が少ない場合等は、カイ二乗検定を行うと相当の誤差が生じる可能性がある。そのような場合は、直接確率計算法が使用される。本調査では、 $2 \times 2$ 集計表の場合はフィッシャーの直接確率検定（直接確率法）（Fisher's exact test）を、それ以上の集計表（ $i \times j$ 表）の場合はモンテカルロ法（Monte Carlo method）という手法を使用した。

本文中では、たとえば、

$$\text{業過致死 } (\chi^2(4) = 11.379, p < 0.05)$$

とした場合、 $\chi^2$ 値が11.379、自由度が4、有意水準5%以下で有意であることを示し、

$$\text{業過致死 } (p < 0.05)$$

とした場合、直接確率計算法により、有意水準5%以下で有意であることを示す。

以上については、田中 敏・山際勇一郎「ユーザーのための教育・心理統計と実験計画法」, 教育出

版, 1992 に詳しい。

- (3) ロジスティック回帰分析については, 脚注(5)参照。
- (4) 残差分析とは, 一般に  $i \times j$  のクロス表において, カイ二乗検定の結果が有意であった場合に, どのセル(項目)が, この有意性に貢献していたのかを判定する方法である。観測度数と期待(理論)度数との差(残差)を算出することによって分析する。
- (5) 連関の分析とは, 簡単に言えば,  $2 \times 2$  以上のクロス表のタテとヨコとの関連性の強さを分析することである。これまでカイ二乗検定により分析してきたが, カイ二乗検定は度数の偏りを分析する手法であり,  $\chi^2$  が有意であれば, 連関も有意となる。ただし,  $\chi^2$  の値はデータの総度数に伴い変化するため,  $\chi^2$  の値同士を比較検討することはできない。そこで, これを  $0 \sim 1$  の範囲で標準化した値が連関である。連関同士は相互に比較することが可能である。連関が強い場合, クロス表の対角線上のセルに度数が偏る。相関係数をイメージすると近いと思われる(ただし相関係数の場合は, 間隔尺度及び比率尺度, つまり数値型データの場合にしか使用できない。)。連関を表す統計量には,  $2 \times 2$  表の場合に「 $\phi$  (ファイ) 係数」, 一般に  $i \times j$  表の場合に「クラメール (Cramer) の連関係数」を使用する。
- (6) ロジスティック回帰分析 (logistic regression analysis) とは, 多変量解析の一手法である。

回帰分析とは, ある一つの変数と別の変数との関係式を利用して, 結果を予測すること, 又は, ある結果に至った原因を探求し因果関係を解明するといった, 要因解析を行うこと, の二つの場合に利用される統計的手法である。一般に, 原因に使用される変数を「説明変数 (又は独立変数)」といい, 結果に使用される変数を「目的変数 (又は従属変数)」という。

回帰分析というと, 重回帰分析 (multiple regression analysis) が有名であるが, ロジスティック回帰分析は, 目的変数が名義尺度又は順序尺度といった質的データの場合に使用される手法である。従来, 判別分析 (discriminant analysis) あるいは数量化II類 (quantification method II) という手法がとられてきたが, これらに比べて, 実務的により汎用性が広いため, コンピュータの進歩に伴い使用されることが多くなり, 欧米の研究ではその頻度が高くなっている。

ロジスティック回帰分析では, たとえば, ある少年が①将来犯罪を犯すかどうか (目的変数) を予測すること, ②目的変数を予測及び説明するために最も効果的な, 少年に関する要因 (説明変数) を見つけ出し, 予測のための理論的モデルを構築するために使用される。

本分析では, ロジスティック回帰分析の中で, ステップワイズ法 (Stepwise method) という手法を用いた。「ステップワイズ」とは, 「一段一段」という意味で, まず最も有効な説明変数の一つ投入し, そして残った変数の中で最も有効な説明変数をさらに一つ投入していき, 最終的には「これ以上投入しても, あまり有効なモデルが構築できない」ところまで投入を続ける手法である。

ここで, 本文及び表で使用した用語を説明する。実際には, 高度な数学的知見に基づいているため, ここではごく簡単な記述にとどめておきたい。

#### \* 予測式 (回帰式) 及び係数

ある目的変数を説明するための方程式を言う。たとえば, 説明変数 (X) として,  $X_1$ ,  $X_2$ ,  $X_3$  が採用された場合の予測式 (回帰式) は,

$$\text{係数}_1 \times X_1 + \text{係数}_2 \times X_2 + \text{係数}_3 \times X_3 + \text{定数項}$$

となる。

#### \* 有意確率 (P 値)

本分析では, おおむね20%以下の有意水準を基準として, 説明変数を選択した。変数が除

去されたからと言って、その変数は無効であるわけではなく、「20%以下の有意水準の場合は、採用された変数のみで説明が可能である」ことを示している。有意水準の基準をより緩やかにした場合は、さらに採用される変数が増加することも考えられる。

\* オッズ比 (odds ratio)

見込み比とも言われ、その変数が一単位変化することで、目的変数が変化する（たとえば、「加害者に対する気持ち」が「許すことができない」から「許すことができる」に変化すること）確率をさす。0から∞の間を動き、オッズ比が1のとき、取り上げた目的変数と説明変数との間に関連はないと判断される。

以上については、石井貞夫，デスモンド・アレン「すぐわかる統計用語」，東京図書，1997に詳しい。

- (7) 「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」については、有意確率 (p 値) を見る限り、統計的に有意ではないが、この変数が投入されることによって、モデルの当てはまり度に寄与しているため、予測式 (回帰式) に採用されていると考えられる。